

さいき903エコレポート

平成 27 年度版 佐伯市環境白書



佐 伯 市

表紙

右上：「臼坪川菖蒲園整備計画」 臼坪川沿いに咲く菖蒲の様子

左上：「どんぐりクラブ」子どもが、本匠で川の生き物を観察をしている様子

左下：「海岸漂着ゴミ対策事業」瀬会海水浴場のクリーンアップを行っている様子。

右下：「H26 年度環境美化大賞」大賞・優秀賞を受賞した標語を用いて作成した啓発用のぼり旗

はじめに

本市は、903 ㎢と九州一広大な面積のなかに、日豊海岸国定公園・九州有数の清流である番匠川・祖母傾国定公園を有し、美しく豊かな自然に恵まれています。現在、本市における環境問題は、地球温暖化、大気汚染、エネルギー問題など、多様化、広範化しておりますが、レジ袋削減の取組や節電、省エネルギー対策など、私たちの関心や意識も高まっているとともに、一人ひとりが環境に配慮した行動を行うことがより求められています。



このような状況の中、本市では、平成 19 年度に佐伯市環境基本計画、平成 20 年度に佐伯市環境基本計画実行計画を策定し、市民・事業者・行政の 3 者が協働で、本市の自然を守り、次の世代へと引き継ぐ取組を行っているところです。

この「さいき 9 0 3 エコレポート（佐伯市環境白書）」は、佐伯市環境基本計画実行計画に基づき、平成 26 年度に各部署で実施した環境の保全及び創造に関する各種施策の実施状況のほか、本市の自然環境の状況、水質、騒音等公害に関する情報、地球温暖化対策、ごみに関する状況等を掲載しています。みなさんに本市の環境の状況について理解を深めていただくとともに、美しく恵まれた自然を次の世代に引き継ぐために活用いただければ幸いです。

平成 28 年 3 月

佐伯市長 西 嶋 泰 義

目次

はじめに

I	さいき 903 エコプラン（佐伯市環境基本計画）の概要	1
1	基本目標	1
2	施策の体系	3
3	重点施策	4
4	計画の推進体制	5
5	進行管理のしくみ	5
II	自然環境に関する情報	6
1	気温	6
2	降水量	8
3	日照時間	9
4	希少植物	10
5	希少動物	10
6	特別保護樹林	10
7	特別保護樹木	10
III	水質、大気、騒音等公害に関する情報	11
1	水質	11
2	大気	16
3	騒音、振動	18
4	悪臭	20
5	その他	22
IV	地球温暖化対策	29
1	地球温暖化対策実行計画の進ちょく状況	29
2	第2期佐伯市地球温暖化対策実行計画の目標	29
3	佐伯市地球温暖化対策実行計画の平成26年度取組結果	30
4	佐伯市エコ推進員の取組	33
5	電力使用量	34
6	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	35
7	エコエネルギー導入状況（平成27年3月末現在）	36

V	ごみに関する情報	38
1	ごみ処理の概要	38
2	ごみ処理量の現状	39
3	減量化・再資源化の現状	41
4	普及啓発の推進	43
5	その他の取組	45
6	今後の課題	45
VI	佐伯市バイオマスタウン構想	46
1	現在の取組	47
VII	佐伯市バイオマス産業都市構想	50
VIII	各種資料	53
1	さいき903エコ推進会議	53
2	環境学習会☆クリーンアップ事業	53
3	さいき903クリーンアップ大作戦	53
4	緑のカーテン苗等配布事業	54
5	佐伯市花のあるまちづくり事業	54
6	環境美化大賞	55
7	環境保全基金	56
8	環境市民団体	56
9	こどもエコクラブ	57
10	さいき903エコマイスター制度	57
11	市民への広報活動	58
IX	佐伯市環境基本計画実行計画（第2次）の推進状況	60
1	項目ごとの取組状況	
	基本目標 1	61
	基本目標 2	67
	基本目標 3	73
	基本目標 4	79
	基本目標 5	82

☆佐伯にいるエコキャラクターたち☆

ときどき現れて用語の説明などをします♪♪



エコセンター番匠キャラクター
ゼロくん



エコちゃん



本匠ほたる大使
ホタッピ



kamae
蒲江の
マンボウ

I さいき 903 エコプラン（佐伯市環境基本計画）の概要

1 基本目標

佐伯市全域の環境行政の指針を定めた佐伯市環境基本計画（さいき 903 エコプラン）を平成 20 年 3 月に策定しました。計画の期間は平成 20 年度～平成 29 年度の 10 年間で、市民・事業者・行政の市域すべての主体で様々な環境問題に取り組むことを明示しています。

～望ましい環境像（佐伯市が 10 年後にめざす環境像）～

「人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」

望ましい環境像を達成するために環境を大きく 5 つの分野にわけて、それぞれに基本目標を設定し、さらに基本目標を達成するための施策を提示しています。

自然環境 分 野

基本目標

「優れた自然を守り、育み、活かすまち」

佐伯市は、祖母傾国定公園及び番匠川水系をはじめ、リアス式海岸に代表される豊かな海と、森林資源に恵まれた地域です。今後も、多様な動植物の生息・生育環境を保全し、育むとともに、豊かな自然の恵みを活かしたまちづくりを推進します。

○基本的施策 海・山・川を守り、育み、活かす
多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む

生活環境 分 野

基本目標

「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」

安心できる生活環境を維持し、持続可能な社会をつくるために、大気汚染や水質汚濁等の環境汚染を防止するとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等、家庭での暮らしや事業所での事業活動を見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会の実現に努めます。

○基本的施策 公害のない住みよいまちをつくる
ものを大切にし、持続可能なまちをつくる

快適環境 分野

基本目標

「歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち」

佐伯市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺や山間部における農村景観、海岸部における漁村景観等多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等の身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちをめざします。

- 基本的施策 美しく快適なまちをつくる
 歴史や文化を大切にする

地球環境 分野

基本目標

「将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち」

地球環境問題は、私たちの生活と密接な関わりがあることを認識し、省資源、省エネルギー行動など、市民一人ひとりが身近にできる取組を推進します。また、二酸化炭素吸収源である森林の整備や環境にやさしいエネルギーの導入等、将来の世代を思いやり、地域から地球環境に貢献します。

- 基本的施策 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ
 地球にやさしい取組をすすめる

環境学習・ 3者(市民・事業者・行政) 協働分野

基本目標

「環境づくりにみんなで参加するまち」

環境を守り活かす地域づくりを推進するため、子どもから大人まで一人ひとりが人間と環境の関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動をとっていけるように環境教育・環境学習を推進します。また、市民、事業者、行政が緊密な協力・連携のもとに、日常生活や事業活動を通して、自主的かつ積極的な環境づくりを推進するまちをめざします。

- 基本的施策 環境教育・環境学習をすすめる
 みんなで協力して行動する

～さいき903エコプラン～

903km²という九州一の広さを誇る佐伯市において、合併した9つの地域が、輪(0)になり、市民・事業者・行政の3者が一体となって、環境問題に取り組んでいくという思いを表しています。

2 施策の体系

さいき 903 エコプランに掲げた基本目標を達成するための基本的施策に沿って、具体的に進めていく施策の体系を以下に示します。

■ 施策の体系

5つの 基本目標	基本的 施策	施 策
優れた自然を 守り、育み、 活かすまち	海・山・川を守り、 育み、活かす	希少な動植物の保護 優れた自然環境の保全、活用 優れた自然とのふれあいの推進
ものを大切に し、安心して暮 らせる循環型 のまち	多様な動植物の 生息・生育空間を 守り、育む	良好な生態系の保全 外来生物の防除対策等の推進 有害鳥獣対策の推進 環境に配慮した農林水産業の推進
歴史文化を大切 にし、きれいで 住みよいまち	公害のない住み よいまちをつくる	大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進 化学物質対策等の推進 環境監視体制の充実
将来の世代を 思いやり、地球 環境に貢献す るまち	ものを大切にし、 持続可能なまち をつくる	3Rの推進 不法投棄防止対策の推進 産業廃棄物の適正処理、処分の促進 漂着ごみ対策の推進
環境づくりに みんなで参加 するまち	美しく快適なまち をつくる	地域美化活動の促進 公園緑地の整備 身近な水辺の保全、活用 快適なまち並み空間の整備 里地・里山の保全、活用 農村景観、漁村景観の保全
	歴史や文化を大切 にする	歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進 地域文化の保存と活用
	省資源や省エネを すすめ、地球温暖化 をふせぐ	省エネルギー対策の推進 エコエネルギー活用の推進
	地球にやさしい 取組をすすめる	森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保 フロン対策の推進 酸性雨対策の推進
	環境教育・環境 学習をすすめる	環境情報の収集、整備と活用 学校における環境教育・環境学習の推進 地域における環境教育・環境学習の推進 地産・地消の推進
	みんなで協力して 行動する	環境 NPO、市民団体の育成とネットワーク化 市民による環境調査、保全行動の促進 事業者の環境保全行動の促進 コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進

3 重点施策

望ましい環境像を実現するためには、1つひとつの施策を総合的に推進していくとともに、佐伯市の環境問題の緊急性や重要性に応じて、優先的に取り組むべきプランを重点的に推進することが重要です。このため、佐伯市の特性や課題を踏まえ、次の3つの重点プロジェクトを優先して取り組んでいきます。

Ⅱ 市民による自然環境調査

- 自然環境に関する保全、活用及び修復、再生すべき対象を明らかにするために調査を実施します。
- 調査地域は、市域を市街地、山間部、海岸部と大きく3つに分けて調査を実施します。

Ⅱ 3Rの協働による推進

- 平成20年4月からペットボトルのリサイクルを行うため、分別収集を始めます。そのためペットボトルの排出方法を啓発します。
- 平成20年4月から資源ごみの収集を無料化することで資源ごみの分別を徹底し、燃えるごみの減量化を進めます。
- レジ袋削減やマイバッグの普及促進のため、普及方法の研究に着手します。
- ごみの分別方法を指導できる人の育成を進めるため、リーダー研修を行います。
- ごみの減量化に効果のある、実生活に基づいた“ごみダイエットメニュー”の収集及び情報発信に努めます。

Ⅱ 健全な森づくりに向けた取組

■ 人工林管理の適正化

- 関係機関と連携し、森林ごとに所有者、樹種などの森林情報の現況把握に努めます。
- 森林がもつ多面的機能を踏まえ、林地ごとのあるべき姿を検証し、新たな森林、林業経営の再構築を図ります。
- 「漂着ごみ」は佐伯市全体の問題として捉え、川上と川下がお互いに森林環境保全に対する意識を高めるため、協働できる場の提供などの支援を行います。

■ 伐採後の森林管理の適正化

- 高性能林業機械を用いた伐採計画や伐採後の管理に対して、適切な指導を行います。
- 森林所有者に対して、伐採跡地に植林を行うよう啓発するとともに、特に防災上必要な場所については、植栽を行うよう指導を強化します。

■ シカの頭数管理と活用

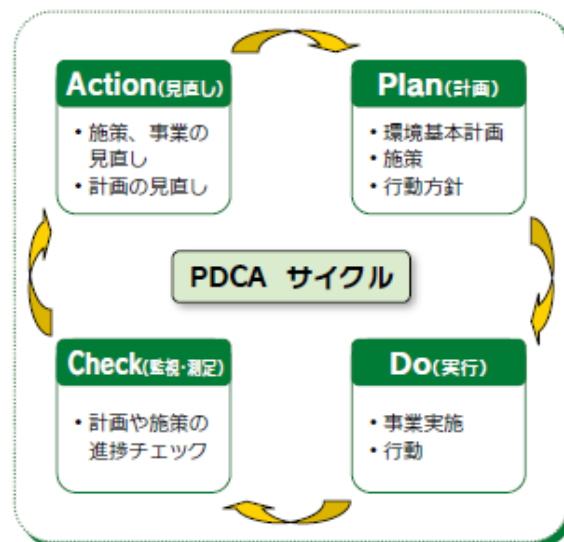
- シカの生息状況の実態把握に努めます。
- 計画的なシカの頭数管理の推進に努めます。
- 関係機関との協力を強化しながら、効率性やコスト面などについて総合的に被害防除の検討を進めます。
- シカの捕獲、運搬、解体処理、加工、販売、消費のルートを検討し、シカ肉の消費拡大を図ります。

4 計画の推進体制

- 市は市民、事業者に対する広報などを行い、身近にできる取組への協力や意見を求めます。
- 佐伯市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査審議し、市長に対して報告（答申）を行います。
- 庁内の推進組織は、関係各課で実施される施策の進行状況を管理する場として、施策の調整、見直しを行います。

5 進行管理のしくみ

計画を立案し（Plan）、施策を実行し、行動を行い（Do）、毎年進捗状況をチェックします（Check）。そして、施策や事業を見直し（Action）、計画を着実に推進します。



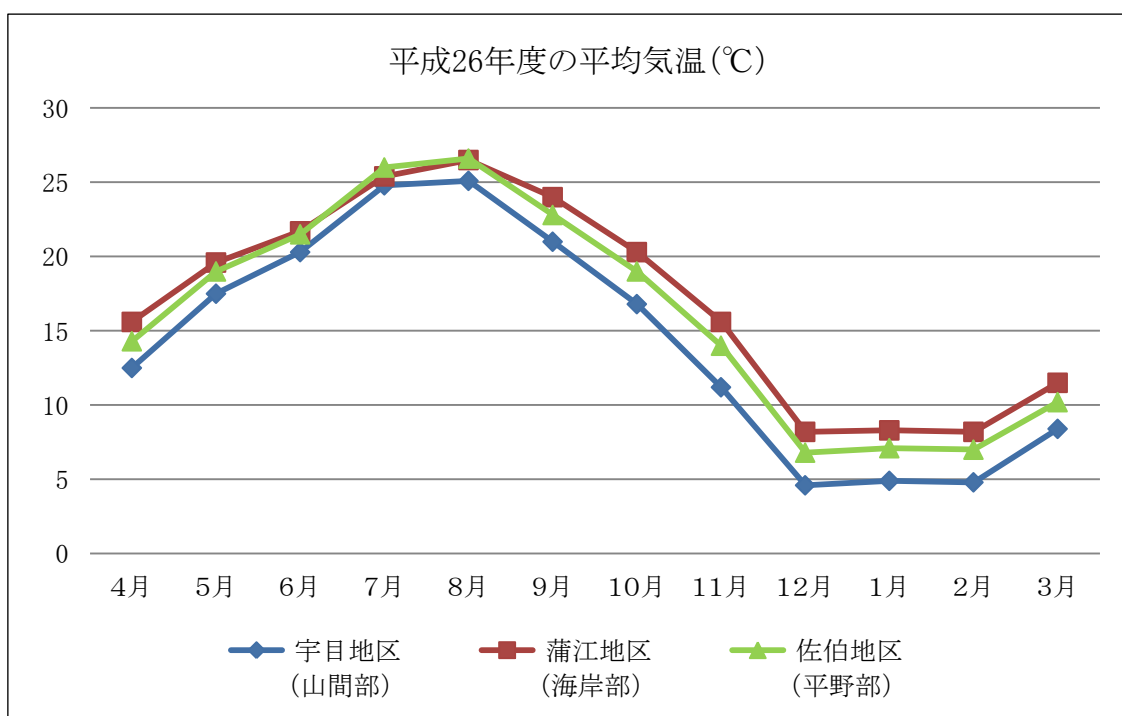
Ⅱ 自然環境に関する情報

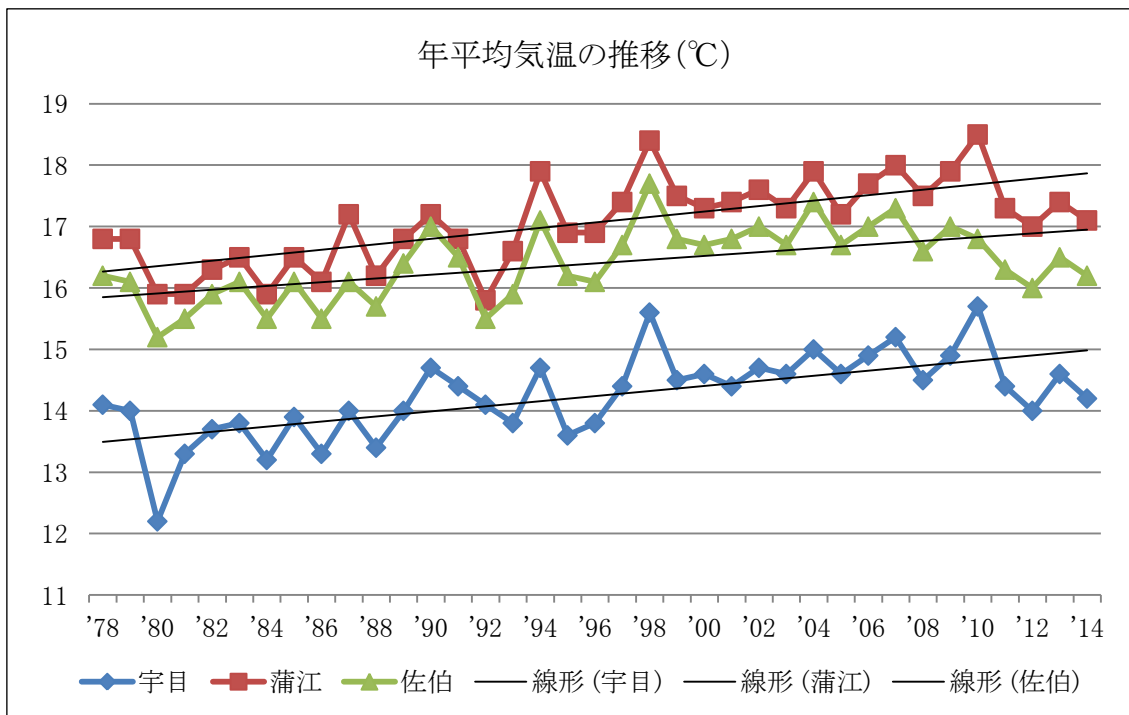
1 気温

(℃)

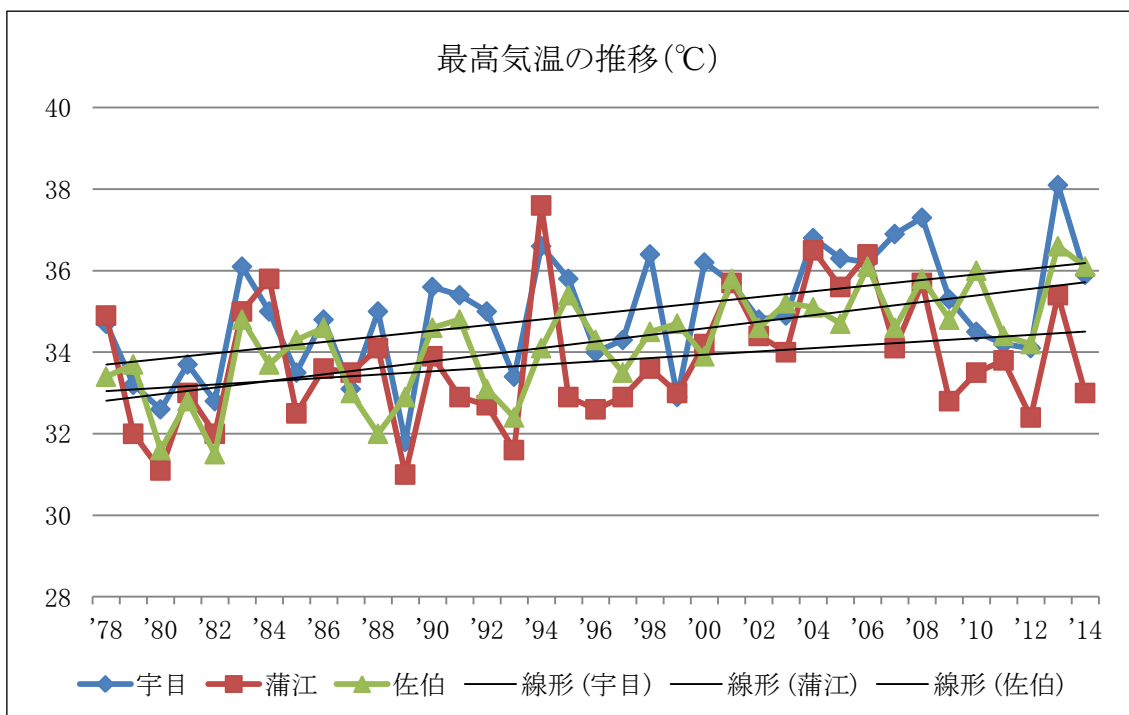
		平成26年										平成27年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
宇目地区 (山間部)	平均気温	12.5	17.5	20.3	24.8	25.1	21.0	16.8	11.2	4.6	4.9	4.8	8.4	
	最高気温	19.3	25.1	24.9	30.3	29.4	26.5	22.7	17.7	10.6	10.8	11.2	15.1	
	最低気温	6.2	10.5	17.1	21.0	22.3	17.2	11.9	5.9	−0.5	−0.7	−0.6	2.4	
蒲江地区 (海岸部)	平均気温	15.6	19.6	21.7	25.4	26.5	24.0	20.3	15.6	8.2	8.3	8.2	11.5	
	最高気温	19.5	23.9	24.8	28.7	29.6	27.6	23.8	19.3	12.3	12.2	12.2	15.4	
	最低気温	11.7	15.6	19.1	22.7	24.3	21.0	17.4	12.3	4.5	4.5	4.6	7.6	
佐伯地区 (平野部)	平均気温	14.3	19.0	21.5	26.0	26.6	22.8	19.0	14.0	6.8	7.1	7.0	10.2	
	最高気温	18.7	24.4	24.8	30.1	30.1	26.8	23.3	18.4	11.5	11.4	11.5	14.8	
	最低気温	9.5	13.6	18.6	22.6	23.9	19.6	15.0	9.9	2.6	2.9	2.6	5.8	

資料：気象庁 HP 気象統計情報

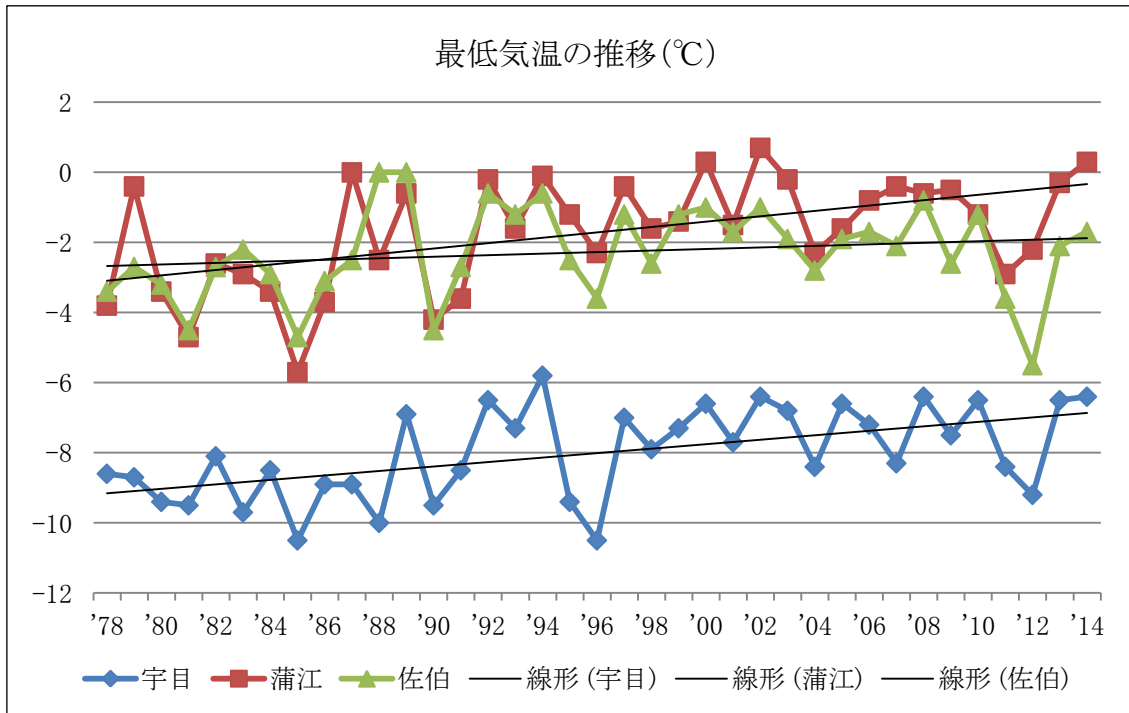




資料：気象庁 HP 気象統計情報



資料：気象庁 HP 気象統計情報



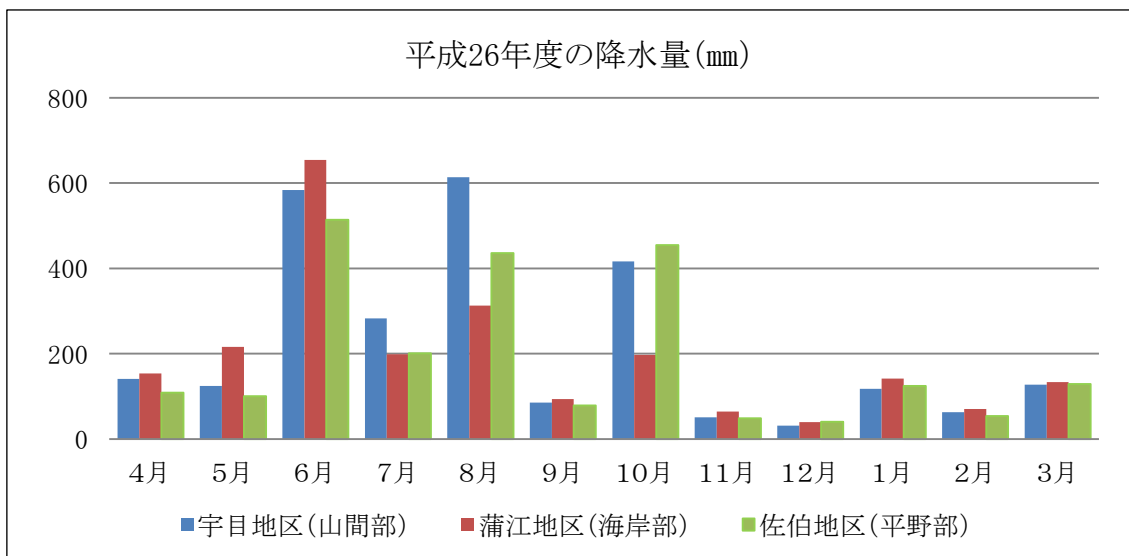
資料：気象庁 HP 気象統計情報

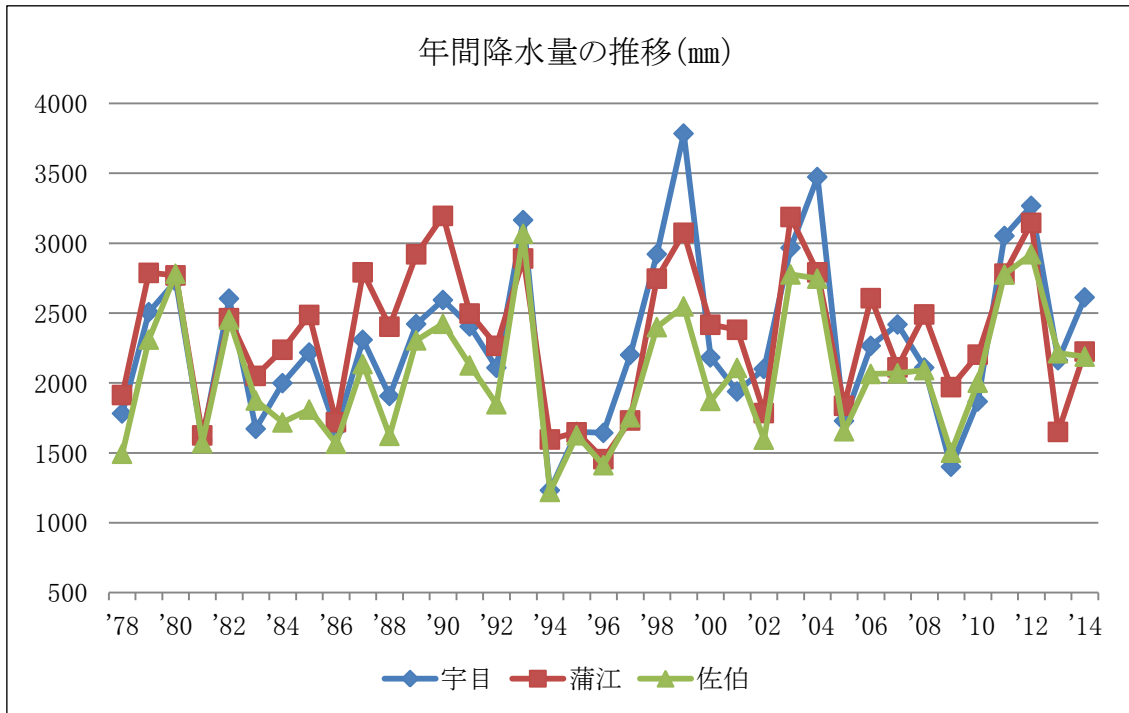
2 降水量

(mm)

	平成26年									平成27年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
宇目地区(山間部)	141.0	124.5	583.5	283.0	614.0	85.5	416.5	51.0	31.5	117.5	63.0	127.0	2,638.0
蒲江地区(海岸部)	153.5	216.0	654.5	198.5	313.0	93.5	197.0	64.0	39.5	141.5	70.0	133.5	2,274.5
佐伯地区(平野部)	108.5	100.5	513.5	200.5	436.0	78.5	454.5	48.5	40.5	124.5	54.0	129.0	2,288.5

資料：気象庁 HP 気象統計情報





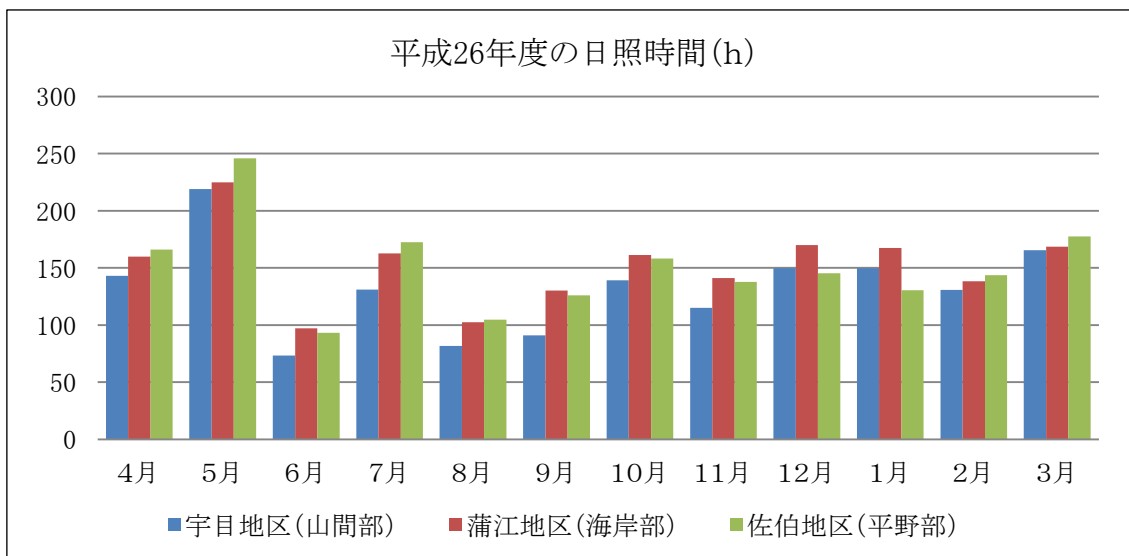
資料：気象庁 HP 気象統計情報

3 日照時間

(h)

	平成26年										平成27年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
宇目地区(山間部)	143.2	219.0	73.2	131.0	81.7	91.1	139.1	115.0	149.8	149.7	130.7	165.5	1,589.0	
蒲江地区(海岸部)	159.9	225.0	97.0	162.6	102.5	130.1	161.2	141.1	170.1	167.3	138.2	168.5	1,823.5	
佐伯地区(平野部)	166.0	245.8	93.2	172.5	104.7	126.0	158.1	137.8	145.4	130.6	143.5	177.4	1,801.0	

資料：気象庁 HP 気象統計情報



4 希少植物

分類群	和名	市内分布	カテゴリー
シダ植物	リュウビンタイ	豊後水道域	絶滅危惧ⅠＡ類
	ホウライクジャク	本匠地区	絶滅危惧ⅠＡ類
種子植物	ナゴラン	宇目地区等	絶滅危惧ⅠＡ類
	ハマナツメ	蒲江地区	絶滅危惧ⅠＡ類
	ビロウ	米水津地区、蒲江地区	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒメバイカモ	佐伯地区（堅田川）	絶滅危惧ⅠＡ類

資料：レッドデータブックおおいた 2011

5 希少動物

分類群	和名	市内分布	カテゴリー
鳥類	クマタカ	弥生地区等	絶滅危惧ⅠＢ類
両生類	オオイタサンショウウオ	佐伯地区等	絶滅危惧Ⅱ類
魚類	シロウオ	佐伯地区	準絶滅危惧
爬虫類	アカウミガメ	市内周辺海域	絶滅危惧ⅠＡ類
クモ類	キノボリトタテグモ	市内各所	絶滅危惧ⅠＡ類
陸・淡水産貝類	オナガラムシオイガイ	本匠地区	絶滅危惧ⅠＢ類

資料：レッドデータブックおおいた 2011

6 特別保護樹林

名称	所在	所有	樹木の状況	指定年月日
若宮八幡の森	大字鶴望	若宮八幡宮	スギ、クス、シイ	S 49. 3. 15
堅田八幡社の森	大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S 50. 1. 7
八坂神社の森	弥生大字江良	八坂神社	ハナカガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S 51. 3. 9

資料：大分県環境白書

7 特別保護樹木

樹木名	所在	所有	胸高又は根元 周囲 (cm)	樹高 (m)	樹齢	指定年月日
クスノキ	船頭町	大分県	620	18	560	S 49. 3. 15
ビャクシン	大字長良	真正寺	330	11	1,000	S 49. 3. 15
ミツウメ	大字青山	高瀬精市	根元 103	3	200	S 51. 3. 9
サザンカ	弥生大字井崎	西運寺	175	14	380	S 61. 4. 11
ナギ	弥生大字床木	水無地区	204	16	390	S 61. 4. 11
イチイガシ	宇目大字木浦内	神崎神社	600	30	600	S 50. 1. 7
ヤマザクラ	大字海崎字竹ノ脇	中野地区	475	22.8	120	H 23. 10. 28
イヌマキ	大字堅田	西野区長	354	20.0	480	H 25. 10. 8

資料：大分県環境白書

Ⅲ 水質、大気、騒音等公害に関する情報

1 水質

■ 海域、河川、湖沼の水質測定結果

【海域】COD75%値の推移（単位：mg/L）

甲水域（類型：C）

年度	測定地点			環境基準
	SSst-1	SSst-2	SSst-3	
平成 22 年度	1.9	1.9	1.7	8.0
平成 23 年度	2.1	1.9	1.7	
平成 24 年度	2.3	2.3	2.0	
平成 25 年度	2.1	2.2	2.3	
平成 26 年度	1.8	1.7	2.0	

乙水域（類型：B）

年度	測定地点			環境基準
	SSst-4	SSst-5	SSst-6	
平成 22 年度	1.7	—	1.8	3.0
平成 23 年度	1.5	—	1.7	
平成 24 年度	1.9	—	1.7	
平成 25 年度	2.0	—	2.0	
平成 26 年度	1.5	—	1.3	

丙水域（類型：B）

年度	測定地点		環境基準
	SSst-7	SSst-8	
平成 22 年度	1.8	1.8	3.0
平成 23 年度	1.7	1.6	
平成 24 年度	2.1	2.2	
平成 25 年度	2.2	2.2	
平成 26 年度	1.7	1.6	

丁水域（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	SSst-9	SSst-10	SSst-11	
平成 22 年度	1.6	1.7	1.5	2.0
平成 23 年度	1.5	1.6	1.5	
平成 24 年度	1.9	1.8	1.9	
平成 25 年度	2.0	1.8	1.9	
平成 26 年度	1.5	1.6	1.4	

南海部郡地先（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	NSt-4	NSt-5	NSt-12	
平成 22 年度	1.9	1.4	1.5	2.0
平成 23 年度	1.3	1.3	1.8	
平成 24 年度	1.5	1.5	1.7	
平成 25 年度	2.3	1.6	1.8	
平成 26 年度	1.4	1.3	1.2	

資料：大分県環境白書

用語説明

COD(化学的酸素要求量)

海水や湖沼の汚れの目安で、水中の有機物を酸化剤で分解するとき使う酸素の量
この値が低いほど水質がよい。

75%値

年間に測定されたデータを小さいものから順に並べて、75%の順位(0.75×データ数)の数字
この値を基準にして環境基準に適合しているのか判断している。



【河川】BOD75%値の推移（単位：mg/L）

類型：A

年度	測定地点					環境基準
	番匠川上流	番匠川下流	堅田川上流	堅田川下流	木立川	
平成 22 年度	<0.5	0.7	<0.5	1.0	0.5	2.0
平成 23 年度	<0.5	1.1	<0.5	1.6	<0.5	
平成 24 年度	0.6	1.0	<0.5	0.9	<0.5	
平成 25 年度	<0.5	0.9	<0.5	0.7	0.5	
平成 26 年度	<0.5	0.5	0.5	0.9	0.5	

類型：B

年度	測定地点		環境基準
	中川	中江川	
平成 22 年度	1.2	1.9	3.0
平成 23 年度	1.7	1.3	
平成 24 年度	1.0	1.1	
平成 25 年度	1.0	1.3	
平成 26 年度	0.9	1.4	

用語説明

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川の汚れの目安で、水中の微生物が有機物を分解するときに使う酸素の量
この値が低いほど、水質がよい。



資料：大分県環境白書

【湖沼】COD75%値の推移（単位：mg/L）

北川ダム（類型：A）

年度	測定地点	環境基準
	ダム前-5	
平成 22 年度	2.7	3.0
平成 23 年度	3.1	
平成 24 年度	2.5	
平成 25 年度	2.1	
平成 26 年度	2.8	

資料：大分県環境白書

北川ダム COD 年平均値の推移

年度	測定地点	
	ダム前-5	田代-29
平成 22 年度	2.4	2.8
平成 23 年度	2.7	3.2
平成 24 年度	2.3	2.7
平成 25 年度	1.9	2.0
平成 26 年度	2.0	2.4

資料：大分県環境保全課

用語説明

類型

生活環境を守るための基準として、河川、湖沼、海域別に利用目的などに応じて分けたもの。最もきれいな AA から最も汚い E までの6つに分類されている。



図：海域、河川の水質測定地点



■ BOD 平均値からみた番匠川の水質ランキング（九州）

平成 23 年における BOD 平均値からみた番匠川の順位は、九州地方の一级河川 20 水系 26 河川中 10 位で、大分県内の一级河川の中でトップでした。平成 24 年からランキングの発表はなくなりましたが、BOD 平均値は昨年と変わらず低く、水質は良好です。

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
順位	10	10	—	—	—
BOD 平均値 (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8

資料：国土交通省佐伯河川国道事務所

汚水処理の状況

きれいな川や海を守るために、私たちにできることの一つは、汚れた水を河川や海に流さないことです。下水道への加入や、合併浄化槽の取り付けなどを行うことで取り組むことができます。

本市の汚水処理人口普及率は平成 26 年度末で、総人口の 70.1%となっており、年々増加しています。下水道等の計画的な整備を図り、汚水処理人口普及率を向上させることが、美しい水を守ることに繋がります。

■ 汚水処理人口^{※1}、汚水処理人口普及率^{※2}

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
汚水処理人口 (人)	下水道	24,168	23,969	24,073	24,151	23,973
	農業集落排水施設 ^{※3}	7,985	7,842	7,773	7,769	7,696
	漁業集落排水施設 ^{※4}	2,392	2,315	2,504	2,429	2,340
	浄化槽 ^{※5}	18,453	18,335	19,047	18,993	19,038
	計 (A)	52,998	52,461	53,397	53,342	53,047
人口 (年度末：B)		80,234	78,392	77,730	76,712	75,674
汚水処理人口普及率	佐伯市 (A ÷ B × 100)	66.9%	66.9%	68.7%	69.5%	70.1
	大分県	67.2%	68.6%	70.0%	71.2%	72.3
	全国	86.9%	87.6%	88.1%	88.9%	89.5

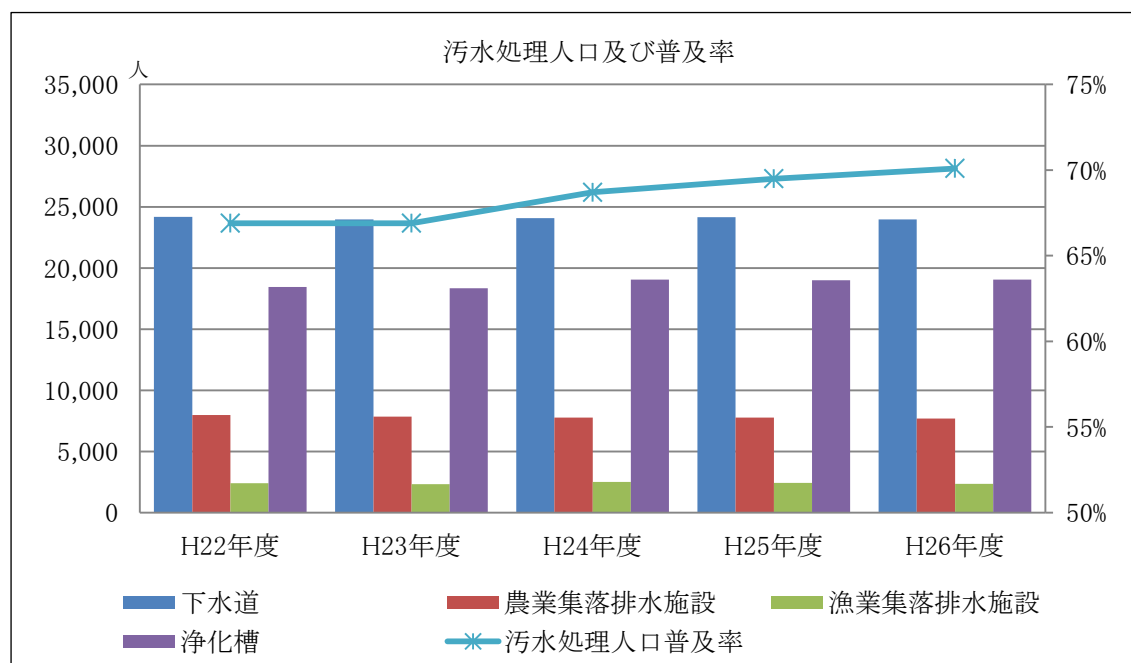
※1 汚水処理人口：下水道や浄化槽等を利用できる人の数

※2 汚水処理人口普及率：人口に対する汚水処理人口の割合

※3 農業集落排水施設：農業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

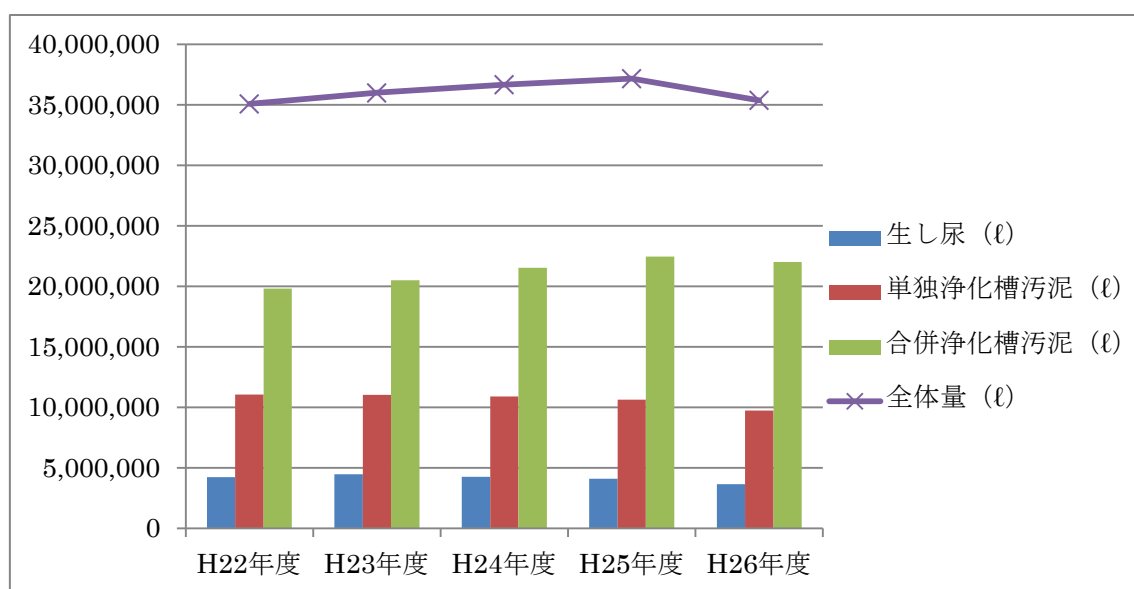
※4 漁業集落排水施設：漁業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

※5 浄化槽：合併処理浄化槽のみの数値で、単独浄化槽は含まない。



■ し尿等処理量の推移

	生し尿 (ℓ)	単独浄化槽汚泥 (ℓ)	合併浄化槽汚泥 (ℓ)	全体量 (ℓ)	世帯数	人口 (人)
H22 年度	4,226,184	11,044,209	19,805,995	35,076,388	33,402	79,249
H23 年度	4,463,995	11,020,762	20,501,148	35,985,905	33,434	78,392
H24 年度	4,261,239	10,880,782	21,527,320	36,669,341	33,666	77,730
H25 年度	4,079,433	10,630,608	22,455,050	37,165,091	33,609	76,712
H26 年度	3,639,350	9,726,670	22,009,760	35,375,780	33,604	75,674



平成 25 年度までは、生し尿及び単独浄化槽汚泥の処理量はわずかに減少し、合併浄化槽汚泥の処理量の増加は、合併浄化槽の普及や核家族化に伴う世帯数の増加によるものであり、平成 26 年度に減少しているのは下水道の普及及び人口減が関係しているものと考えられます。

2 大気

■ 佐伯市の大気環境について

本市の大気の状態については、現在市内 2 か所で観測しており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子物質の測定項目全てにおいて環境基準に適合しています。なお、八幡観測局については、太平洋セメント佐伯工場の撤退により、平成 22 年 9 月末に廃止しました。近年問題となっている光化学オキシダントについては、本市で発生した事例はありませんが、平成 19 年 5 月に、県内初となる注意報が津久見市において発令されました。平成 21 年度には 5 月に大分市中部和大分市南部、6 月には日出町と大分市中中部において注意報が発令されており、頻発化、広域化の傾向が強くなってきています。光化学オキシダントは、自動車や工場から出る窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線を受けることにより発生するものです。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいため、5 月から 9 月にかけては、注意が必要となります。光化学オキシダントの濃度が高くなり被害が生じるおそれがあるときには、大分県から注意報が発令され、住民・工場・事業所等に対して情報の周知徹底を迅速に行うこととなっています。工場・事業所等に対してはばい煙排出量の削減について、自動車の使用者に対しては運転の自主的制限について、それぞれ協力をもとめることとなっています。

【測定地点：八幡観測局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1 時間値が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (ppm)	1 時間値が 0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (mg/m3)	1 時間値が 0.20mg/m3 を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m3 を超えた 日数 (日)
H19 年度	0.004	0	0	0.010	0	0	0.026	7	1
H20 年度	0.004	0	0	0.008	0	0	0.026	0	0
H21 年度	0.004	0	0	0.007	0	0	0.027	9	1
H22 年度	0.004	0	0	0.005	0	0	0.026	0	0

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【測定地点：石間観測局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1 時間値が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (ppm)	1 時間値が 0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (mg/m3)	1 時間値が 0.20mg/m3 を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m3 を超えた 日数 (日)
H22 年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H23 年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H24 年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H25 年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H26 年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【測定地点：大分県南部振興局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	年平均 値 (mg/m3)	1時間値が 0.20mg/m3 を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m3 を超えた 日数 (日)
H22 年度	0.004	0	0	0.005	0	0	0.018	0	0
H23 年度	0.003	0	0	0.007	0	0	0.016	0	0
H24 年度	0.003	0	0	0.007	0	0	0.016	0	0
H25 年度	0.003	0	0	0.007	0	0	0.017	0	0
H26 年度	0.003	0	0	0.007	0	0	0.016	0	0

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【環境基準達成状況】

対象物質	基 準	達成状況
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。	達成

■ 大分県下の光化学オキシダント緊急時等発令状況

年度	発令月日	発令時間	解除時間	発令呼称	発令地域
H19	5月9日	13:35	17:15	注意報	津久見市
			16:35	予 報	大在・坂ノ市
	5月27日	15:15	17:15	予 報	日田
H21	5月10日	14:40	17:05	予 報	別府
	5月20日	11:40	12:15	予 報	大分市中部（注意報へ移行）
		12:15	15:35	注意報	大分市中部
		13:15	15:35	注意報	大分市南部
	6月25日	12:50	15:20	予 報	別府
		12:50	13:20	予 報	日出（注意報へ移行）
		13:20	15:20	注意報	日出（注意報へ移行）
	6月26日	13:40	15:20	注意報	大分市中部

※平成11年度～平成18年度の間及び平成20、22～26年度は予報・注意報の発令はありません。

資料：大分県

3 騒音、振動

(1) 騒音

環境基本法の規定に基づき、騒音に係る環境基準が定められています。規制地域や規制基準の決定は、平成 23 年度より大分県知事から佐伯市長に権限移譲されました。また規制地域の変更も行いました。

■ 一般環境における騒音の環境基準達成状況

区分	地域の 類型	測定地 点数	環境基準 達成地点		時間区分ごとの環境基準達成状況			
					昼間		夜間	
			地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)
平成 22 年度	A	1	0	0	0	0	0	0
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	2	67	2	67	2	67
平成 23 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成 24 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成 25 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成 26 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	1	50	2	100	1	50
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	2	67	3	100	2	67

資料：大分県環境白書

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(2) 振動

振動規制法に基づき、規制区域内で発生される振動が規制されています。規制対象となるのは、「規制地域内にあり、特定の施設がある工場・事業場」、「規制地域内で行う特定の建設工事」、「規制地域内の道路交通振動」です。規制地域や規制基準の決定は、平成 23 年度より大分県知事から佐伯市長に権限移譲されました。また規制地域の変更も行いました。

■ 特定工場の振動規制基準

	昼間	夜間
時間	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

特 定 工 場：規制地域内で特定施設を設置している工場・事業場

特 定 施 設：金属加工機械、空気圧縮機等、土石用破碎機等、織機、
建設用資材製造機械、穀物用製粉機、木材加工機械、抄紙機、
印刷機械、合成樹脂用射出成形機、鋳型造形機

第一種区域：良好な住居環境のため、特に静穏を必要とする地域
主に住居があるため、静穏を必要とする区域

第二種区域：住居とともに商業施設、工業施設があるが、住民のために騒音
の発生を防止する必要がある区域
主に工業地域であるが、住民のため著しい騒音を防止する必要がある地域

■ 特定建設作業の規制基準

区域の区分	1 号区域	2 号区域
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	午後 7 時～午前 7 時	午後 10 時～午前 6 時
最大作業時間	1 日 10 時間	1 日 14 時間
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

特定建設作業：くい打機等を使用する作業、びょう打機を使用する作業、
さく岩機を使用する作業、空気圧縮機を使用する作業、
コンクリートプラント等を設けて行う作業、
バックホウを使用する作業、トラクターショベルを使用する作業、
ブルドーザーを使用する作業

1 号 区 域：特定工場規制区域の第一種区域に該当する区域及び
学校等静穏を必要とする施設の周辺

2 号 区 域：特定工場規制区域の第二種区域に該当する区域

4 悪臭

悪臭防止法により、工場や事業場から発生される悪臭が規制されています。この規制は、規制地域内にある工場等から発生する悪臭が対象となり、家庭生活や下水路等事業場以外からの臭気については規制の対象となりません。規制地域や規制基準の決定は、平成 23 年度より大分県知事から佐伯市長に権限移譲されました。また規制地域の変更も行いました。

■ 敷地境界線の地表における規制基準

(単位 ppm)

悪臭物質	規制基準	悪臭物質	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

■ 排出口（煙突等）における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した流量

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 悪臭物質の流量 (0℃、1 気圧での立方メートル毎時)

He : 補正された気体排出口の高さ (メートル)

Cm : 敷地境界における規制基準 (ppm)

特定悪臭物質：アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

■ 排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	排水水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.03

■ 悪臭規制地域図



5 その他

(1) 土壌汚染及び地盤沈下

本市の生活環境や自然環境の保全、災害の発生防止を目的とし、平成 17 年 12 月に佐伯市埋立て等規制条例を制定しました。この条例により、一定以上の面積等において埋立てや盛土、土砂等のたい積を行う場合に届出が必要となりました。平成 26 年度までに届出はありません。

土壌汚染対策法に基づく指定区域は、平成 25 年 1 月 25 日に、鶴岡町 3 丁目 1447 番 4 にてテトラクロロエチレンが検出され、指定されました。地盤沈下についての報告事例はありません。

(2) ダイオキシン

ダイオキシンは森林火災、火山活動でも発生しますが、主な発生源は塩素を含む物質が完全に燃えきらない低温度によるごみの焼却とされています。発生したダイオキシンは大気中の粒子と結合し土壌や水中に入り、食物を通じて人体に取り込まれます。毒性の強いものだと、ガンを引き起こしたり、生物の生殖器官に影響を及ぼしたりする恐れがあるといわれています。本市ではすべての調査地点において環境基準を大幅に下回っています。

■ ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壌等）の調査結果

【大気】

(単位 pg-TEQ/m³)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 22 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.014	0.6 以下
平成 23 年度	佐伯市社会福祉協議会	0.012	
平成 24 年度	佐伯市社会福祉協議会	0.012	
平成 25 年度	佐伯市社会福祉協議会	0.017	
平成 26 年度	佐伯市社会福祉協議会	0.011	

資料：大分県環境白書

【地下水】

(単位 pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 22 年度	直川仁田原	0.130	1 以下
平成 23 年度	大字木立	0.061	
平成 24 年度	鶴望	0.026	
平成 25 年度	鶴岡町	0.024	
平成 26 年度	新女島区	0.041	

資料：大分県環境白書

【公共用水域（河川、海域）】

(単位 pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 22 年度	木立川 木立潮止堰	0.085	1 以下
平成 23 年度	番匠川 番匠大橋	0.091	
	中江川 長島橋	0.054	
平成 24 年度	番匠川 番匠橋	0.087	
	佐伯湾	0.041	
平成 25 年度	番匠川 番匠大橋	0.074	
	番匠川 番匠川河口	0.080	
	佐伯湾	0.036	
平成 26 年度	堅田川 船形橋	0.056	
	番匠川 番匠大橋	0.070	

資料：大分県環境白書

【底質（河川、海域）】

(単位 pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 22 年度	木立川 木立潮止堰	0.87	150 以下
平成 23 年度	番匠川 番匠大橋	0.32	
	中江川 長島橋	2.1	
平成 24 年度	番匠川 番匠橋	0.22	
	佐伯湾	4.9	
平成 25 年度	番匠川 番匠大橋	0.55	
	番匠川 番匠川河口	0.90	
	佐伯湾	1.9	
平成 26 年度	堅田川 船形橋	0.45	
	番匠川 番匠大橋	0.24	

資料：大分県環境白書

用語説明

pg-TEQ/m³(L、g)

1立方メートル(リットル、グラム)中に2,3,7,8-テトラクロロ ジベンゾパラジオキシン(TCDD)が1兆分の何グラム含まれているかを計算した値
1pgは1兆分の1g。多くの種類があるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した量をTEQを使って表している。



【土壌】

(単位 pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 22 年度	—	—	1,000 以下
平成 23 年度	米水津浦代テニスコート・ゲートボール場付近	0.00075	
平成 24 年度	直川大字横川	0.019	
平成 25 年度	上浦大字津井浦	0.49	
平成 26 年度	宇目南田原	0.21	

資料：大分県環境白書

【ごみ処理施設】

施設名	エコセンター番匠		エコセンター蒲江	
測定日	1 号炉	平成 26 年 7 月 16 日	1 号炉	平成 26 年 8 月 19 日
	2 号炉	平成 26 年 7 月 17 日	2 号炉	平成 26 年 8 月 20 日
測定結果	1 号炉	0.0015ng-TEQ/m ³ N	1 号炉	0.41ng-TEQ/m ³ N
	2 号炉	0.0020ng-TEQ/m ³ N	2 号炉	0.25ng-TEQ/m ³ N
維持管理基準	新設施設	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	既存施設	10ng-TEQ/m ³ N 以下
				(焼却能力 2,000kg/h 未満)

用語説明



ng-TEQ/m³N

0℃、1気圧(定常状態)において、1立方メートル中に2,3,7,8-TCDDが10億分の何グラム含まれているかを計算した値

(3) 公害

■ 公害の種類別苦情件数（年度）

	水質汚濁	大気汚染	土壌汚染	悪臭	振動	騒音	地盤沈下	小計	その他	計
H22	5	19	0	25	0	11	0	60	102	162
H23	7	20	0	28	0	12	0	67	121	188
H24	5	22	1	20	1	17	0	66	93	159
H25	5	6	0	11	0	2	0	24	79	103
H26	4	10	0	20	0	8	0	42	80	122

公害を防止するために、企業と市または住民団体の間で公害防止協定を交わしています。公害を防止するために地域や企業の実態に応じた内容になっており、公害防止のひとつの手段になっています。

■ 公害防止協定締結事業者

	事業者名	協定締結年月日	備 考
1	レイキ工業(株)	昭和 58 年 12 月 1 日	
2	大和冷機工業(株)	平成 元 年 8 月 23 日	
3	大分部品(株)	平成 3 年 10 月 14 日	平成 11 年 12 月 1 日協定一部変更
4	(株)ヤマジン	平成 9 年 4 月 25 日	
5	(株)二豊鉄工所	平成 10 年 6 月 24 日	
6	(株)長尾製作所	平成 12 年 5 月 11 日	
7	興人ライフサイエンス(株) 佐伯工場	平成 24 年 11 月 20 日	社名変更に伴う締結

■ 公害防止協定締結施設（市の管理施設）

	施設名	締結先	協定締結年月日
1	クリーンセンター	大分県漁業協同組合佐伯支店	昭和 53 年 2 月 1 日
2	終末処理場	女島区	昭和 56 年 12 月 21 日
3	終末処理場	大分県漁業協同組合佐伯支店	昭和 59 年 7 月 26 日

■ 産業廃棄物処理施設 協定締結事業者

	事業者名	種 類	設置場所	協定締結年月日
1	矢野建材工業	中間処理施設	弥生大字床木	平成 11 年 11 月 4 日
2	(有)一宮林業	中間処理施設	上岡	平成 19 年 12 月 26 日
3	エコセンター力南(株)	安定型最終処分場	宇目大字田原	平成 20 年 2 月 7 日
4	(株)双立	安定型最終処分場	宇目大字田原	平成 20 年 2 月 7 日
5	エコセンター力南(株)	中間処理施設	弥生大字井崎	平成 21 年 3 月 31 日
6	(株)サンテツ	中間処理施設	西浜	平成 21 年 6 月 9 日
7	(株)南和環境	安定型最終処分場	宇目大字南田原	平成 22 年 1 月 12 日
8	弥生石材(株)	中間処理施設	弥生大字尺間	平成 23 年 3 月 23 日
9	(有)アサヒ産業	中間処理施設	西浜	平成 24 年 7 月 13 日

（４）環境アセスメント（環境影響評価）

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたり、その事業における環境への影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して関係する地域住民や市町村、専門家等の意見を聴き、それらを反映し、より環境保全に配慮した事業を作るための制度です。

大分県では環境影響評価法、大分県環境影響評価条例及び県が実施主体となる開発事業等について、大分県環境配慮推進要綱に基づき、調査、予測及び評価に関する科学的知見を踏まえた厳正な審査を行っています。

本市では、平成 11 年度に「高規格幹線道路蒲江北川線（蒲江町～北川町）」において環境アセスメントを実施しています。また、法や条例等の対象外となる事業以外においても、平成 17 年度以降 3 件の環境調査を実施しています。

■ 環境調査実施事業（法、条例の対象外となる事業：平成 17 年度以降）

	事業名	実施主体	規模	調査実施年度
1	浅海井地区(浪太漁港)漁村再生交付金事業	佐伯市	約 0.31 ha	平成 17 年度
2	市道細川内線道路改良工事	佐伯市	約 1.88 ha	平成 18 年度
3	大浜漁港漁村再生交付金事業	佐伯市	約 0.095 ha	平成 19 年度

■ 大分県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第 1 種対象事業	第 2 種対象事業
1 県道市町村道の建設	4 車線 7.5km 以上	—
2 廃棄物処理施設		
ごみ焼却施設の建設	200 t / 日以上	—
し尿処理施設の建設	100kl / 日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha 以上	5ha 以上 25ha 未満
3 工場等の建設	排ガス量 10 万 N m ³ /h 以上 排出水量 1 万 m ³ / 日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha 以上	20ha 以上 40ha 未満
5 流通業務団地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
6 住宅用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
7 工場用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha 以上	10ha 以上 50ha 未満
10 その他の土地開発事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
11 規則で定める事業	—	—
港湾計画	埋立て・掘込み面積 150ha 以上	

第 1 種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第 2 種対象事業：第 1 種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

資料：大分県環境白書

(5) アスベスト

■石綿（アスベスト）等の除去に係る各種届出件数

年 (1～12月)	建設工事 計画届	作業届	建設工事届出書 耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける除去作業を行う際に提出しなければならない届出
平成 21 年	3	2	
平成 22 年	1	3	
平成 23 年	2	2	
平成 24 年	4	9	
平成 25 年	0	0	
平成 26 年	1	2	作業届 耐火建築物または準耐火建築物以外の石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材が貼り付けられた建築物等の解体等作業、吹き付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業を行う際に提出しなければならない届出

資料：佐伯労働基準監督署

■ 吹き付けアスベスト調査結果（市管理施設分）

区 分	市長部局	教育委員会 部局	総 計
調査件数	580	188	768
吹き付けアスベスト未使用箇所	573	187	760
吹き付けアスベスト材使用箇所	7	1	8

吹き付けアスベスト使用場所一覧（市管理施設分）

	使用場所	対応	備考
1	弥生振興局 2 階機械室	締切りにて対応	
2	弥生振興局 2 階議場天井	締切りにて対応	
3	弥生振興局 1 階ボイラー室	平成 18 年に除去済み	
4	本匠振興局階段室階段裏側	平成 17 年に除去済み	
5	本匠振興局 2 階議場天井	締切りにて対応	
6	佐伯文化会館 1 階機械室	平成 21 年に除去済み	教育委員会部局

※吹き付けアスベスト使用箇所における劣化の状況については、いずれも飛散する状況ではなく安定しており、また、職員以外の者が勝手に出入り出来ないように入口は施錠し、鍵は職員が管理しています。

アスベストについて



アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物です。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や、飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的でアスベストを吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止されました。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題になるのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

～厚生労働省HPより引用～

◆アスベストの種類

分 類	名 称
蛇紋石系	クリソタイル(白石綿)
角閃石系	クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

◆アスベストに関する相談窓口等

窓口事項	相談内容	担当課等	電話番号
総合相談 健康相談	・アスベストに係る一般的な事項	大分県環境保全課 (大分市大手町 3-1-1)	097-506-3114
健康相談	・アスベストに関する健康不安 ・健康診断の相談 ・医療機関の紹介	大分県南部保健所 (佐伯市向島 1-4-1)	22-0562
	・アスベストに関する健康管理手帳、 健康診断、労災補償	佐伯労働基準監督署 (佐伯市鶴谷町 1-3-28)	22-3421
環境相談	・アスベスト製品の製造工場、アスベストを使用している建築物の解体等に係る手続きや基準	大分県南部保健所	22-0562
建築相談	・アスベストを含む材料を使用した建築物などに関する問い合わせ相談	大分県佐伯土木事務所 (佐伯市長島町 1-2-1)	22-3171
	・アスベストの調査・分析の補助制度に関する問い合わせ相談	大分県南部保健所 佐伯市役所建築住宅課	22-0562 22-3574
建築届出	・アスベスト等を使用した建築物等の解体作業等の届出	大分県南部保健所	22-0562
		佐伯労働基準監督署 佐伯市役所環境対策課	22-3421 22-3956

IV 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策実行計画の進ちょく状況

本市では、平成 19 年に庁舎や小中学校、公民館等の市の公共施設（指定管理を除く）を対象とした佐伯市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

計画期間は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で、省エネルギー対策、省資源対策を行い温室効果ガスの排出の抑制及び地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、基準年度である平成 18 年度比で 5.6%の削減を目標としていました。

最終年度である平成 23 年度実績では基準年度比 11%の削減となり、目標を大幅に上回りました。このことから、第 2 次地球温暖化対策実行計画（平成 24 年度～平成 28 年度）においても引き続き削減目標を設定し、取組を進めています。

2 第 2 期佐伯市地球温暖化対策実行計画の目標

本市では、ごみ処理関連施設からの温室効果ガス排出量が大半を占めており、他の施設の取組状況が見えづらい等の観点を踏まえ、本計画においては次の 3 つの分類に分け、削減目標を個別に設定しています。

全体目標

市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量の削減について、次のとおり目標数値を掲げます。

【全体目標】

平成 28 年度までに温室効果ガスの総排出量を
平成 22 年度比で 11% (4,123tCO₂) 削減

※ 基準とする年度は平成 22 年度とします。

※ 全体目標の数値は、「個別目標」から積算した数値です。

個別目標

全体目標の達成に向け、次のとおり個別項目ごとに数値目標を掲げます。

個別設定項目	数値目標
すべての施設 (ごみ処理関連施設を除く)	6% (855tCO ₂) 以上削減
公用車・船舶	6% (52tCO ₂) 以上削減
ごみ処理関連施設	電気・燃料の燃焼に伴う排出 6% (407tCO ₂) 以上削減
	ごみの焼却に伴う排出 18.3% (2,809tCO ₂) 以上削減

3 佐伯市地球温暖化対策実行計画の平成 26 年度取組結果

【表-1 温室効果ガスの活動区分ごとの二酸化炭素換算排出量】

排出活動区分		排出する 温室効果ガス	実績 年度	活動量 (単位)		CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂)	構成 割合	基準 年度比 (H22比)
燃料・電気の 使用	コークス使用量	エネルギー 起源 CO ₂	H22	1,454	t	4,607	12 %	－
			H26	1,454	t	4,608	13 %	100%
	ガソリン使用量	エネルギー 起源 CO ₂	H22	201	kl	467	1 %	－
			H26	145	kl	337	1 %	72%
	灯油使用量	エネルギー 起源 CO ₂	H22	566	kl	1,408	4 %	－
			H26	513	kl	1,277	4 %	91%
	軽油使用量 (公用車等)	エネルギー 起源 CO ₂	H22	34	kl	89	0 %	－
			H26	29	kl	75	0 %	84%
	軽油使用量 (船舶)	エネルギー 起源 CO ₂	H22	127	kl	329	1 %	－
			H26	153	kl	395	1 %	121 %
	A重油使用量	エネルギー 起源 CO ₂	H22	367	kl	995	3 %	－
			H26	362	kl	981	3 %	99%
液化石油ガス (LPG)使用量	エネルギー 起源 CO ₂	H22	202	t	607	2 %	－	
		H26	140	t	420	1 %	69%	
電気使用量	エネルギー 起源 CO ₂	H22	35,104,782	kWh	12,954	35 %	－	
		H26	33,372,659	kWh	12,315	36 %	95 %	
ごみの 処理	ごみ焼却量 (全量)	メタン 一酸化二窒素	H22	25,743	湿 t	464	1 %	－
			H26	26,766	湿 t	481	1 %	103%
	ごみ焼却量(廃 プラスチック量)	非エネルギー 起源 CO ₂	H22	5,359	乾 t	14,844	40 %	－
			H26	4,846	乾 t	13,423	39 %	90%
下水・し尿等の 処理	下水処理量	メタン 一酸化二窒素	H22	2,459,069	m3	167	0 %	－
			H26	3,126,991	m3	213	1 %	128%
	し尿・浄化槽汚 泥処理量	メタン 一酸化二窒素	H22	35,866	kl	39	0 %	－
			H26	35,376	kl	38	0 %	97%
船舶の航行 自動車の走行	自動車の走行 量(距離)	メタン 一酸化二窒素	H22	2,695,270	km	22	0 %	－
			H26	22,219,396	km	22	0 %	100%
	船舶の航行量 (軽油使用量)	メタン 一酸化二窒素	H22	127	kl	4	0 %	－
			H26	153	kl	4	0 %	100%
合 計			H22			37,256	100 %	－
			H26			34,589	100 %	93 %

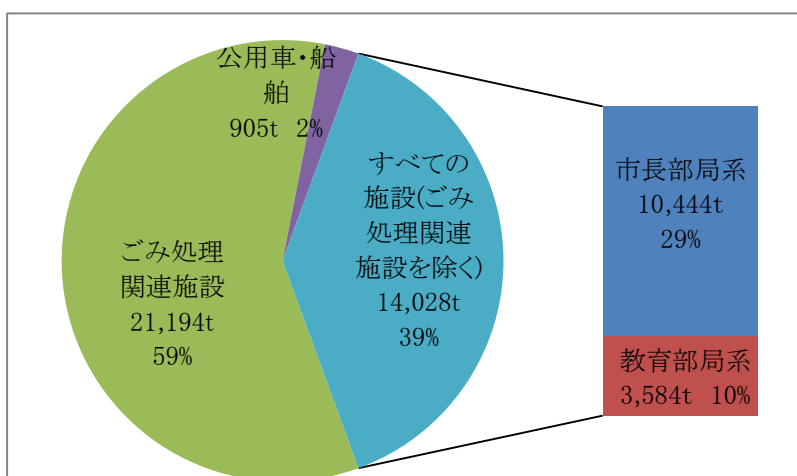
【表-2 個別設定項目区分ごとのCO₂換算排出量の経年実績】

項 目		H22	H23	H24	H25	H26	平成 28 年度 までの削 減 目標値
		CO2 換算排出量 (t- CO ₂)					
		基準年度比					
すべての施設(ごみ処理関連施設除く)		14,287	14,371	14,180	14,028	13,509	基準年度比の
		基準年度	1%	-1%	-2%	-5%	-6%
ごみ処理 関連施設	電気・燃料の燃焼に伴う排出	6,793	6,913	6,742	6,538	6,347	基準年度比の
		基準年度	2%	-1%	-4%	-7%	-6%
	ごみの焼却に伴う排出	15,308	15,446	15,114	14,656	13,905	基準年度比の
		基準年度	1%	-1%	-4%	-9%	-18.3%
公用車・船舶		869	886	839	905	828	基準年度比の
		基準年度	2%	-1%	4%	-5%	-6%
全 体		37,256	37,616	36,875	36,127	34,589	基準年度比の
		基準年度	1%	-1%	-3%	-7%	-11%

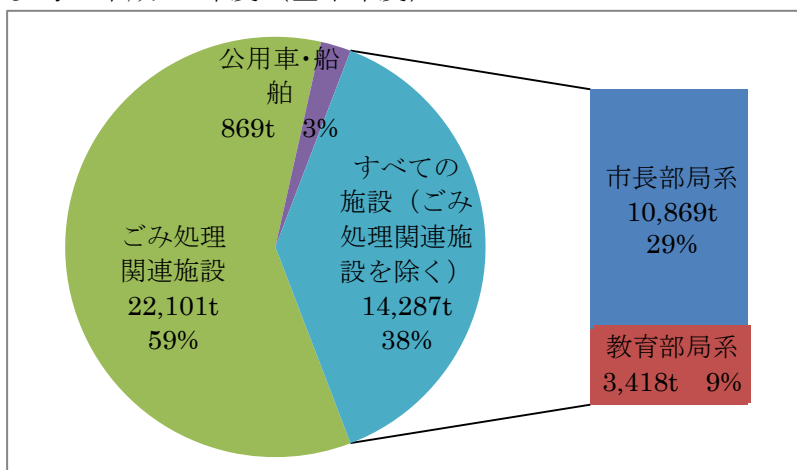
※表-1・2の数値は、四捨五入して表示しているため、合計値が一致しない場合があります。

【グラフ-1 施設分類別排出状況】

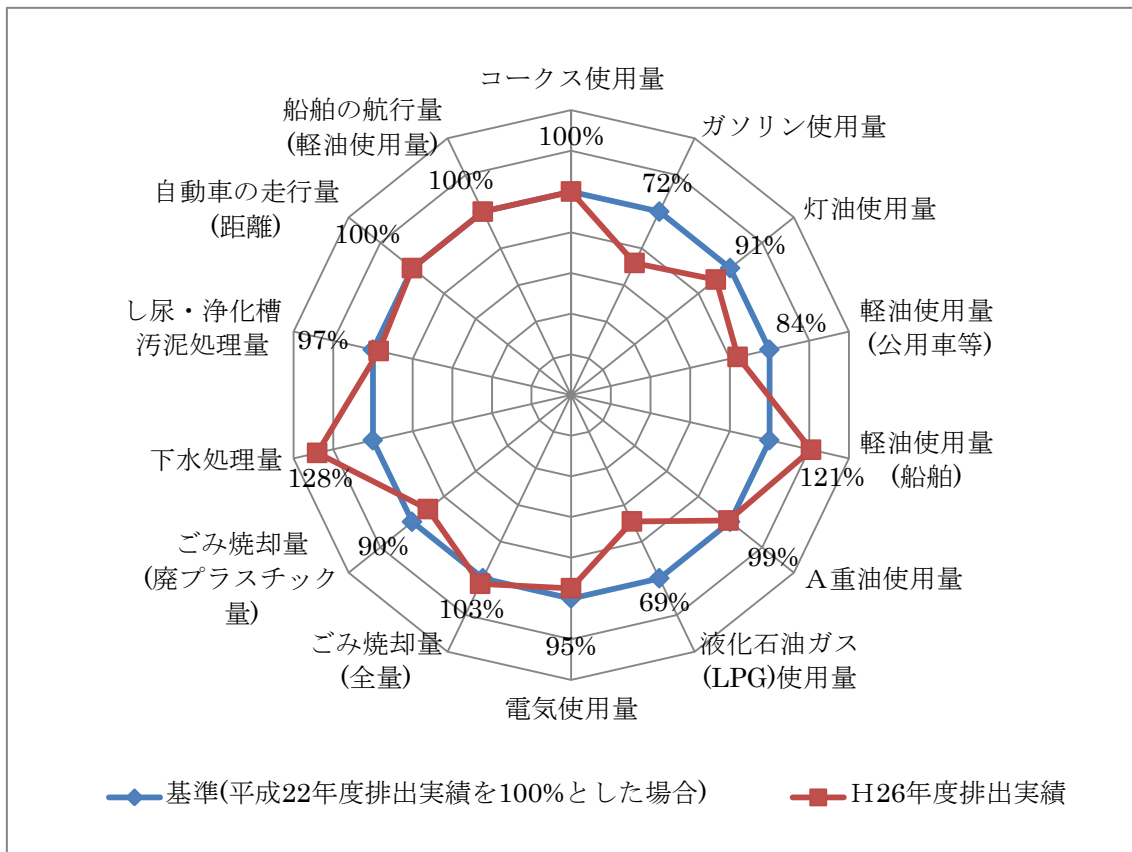
平成 26 年度



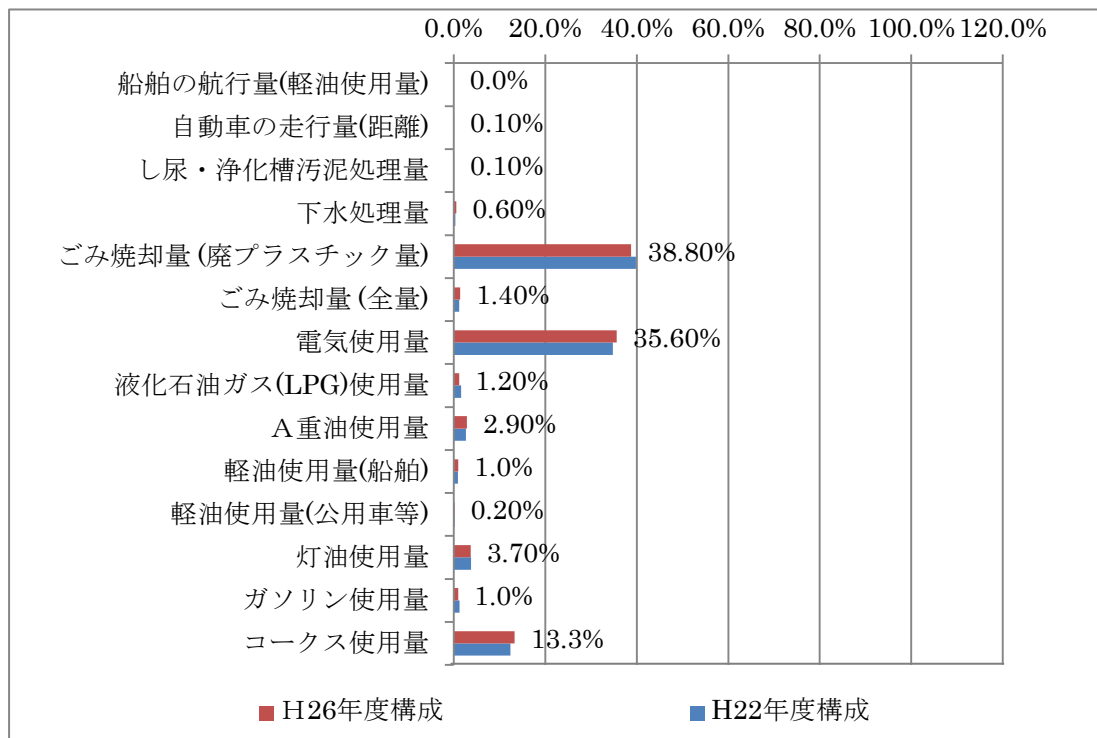
参考 平成 22 年度 (基準年度)



【グラフ-2 排出量活動区分ごとの増減率】



【グラフ-3 活動区分ごとの二酸化炭素排出量の構成】



【削減目標達成のための今後の取組】

佐伯市の事務事業によって排出された平成 26 年度の温室効果ガスの総量は、基準年度である平成 22 年度比で 7 % の削減となっています。

削減目標に対する平成 26 年度までの実績は表-2 のとおりで、目標に届いている項目と届いていない項目があり、その中でも総排出量に占める割合の大きいごみの焼却量を削減することが課題といえます。また、グラフ-3 のとおり温室効果ガス排出量のうち電気の使用によるものの割合も大きいことから、全庁的な省エネへの取組が重要となりますので、引き続き省エネ対策を図っていくこととします。

4 佐伯市エコ推進員の取組

地球温暖化対策実行計画の更なる推進を図り、市職員が地域における地球温暖化対策の模範的存在となることで、市域の地球温暖化対策推進の一助となることを目的として、平成 21 年 7 月に「佐伯市エコ推進員制度」を創設しました。

エコ推進のリーダーとして庁内全課にエコ推進員を 1 名ずつ配置し、職員の環境問題に対する意識の全体的な底上げを図るとともに、職場での取組に加え、市域の地球温暖化対策推進の一翼を担っていくことができるようエコ活動に取り組んでいます。

創設して 6 年目となる平成 26 年度は、64 名を配置し、研修会やエコ課計簿（職員のエコ活動チェック表）の取りまとめ等を行いました。

今後も ISO14001（平成 20 年 3 月認証返上）で培った職員の PDCA（計画・実行・点検・改善）サイクルの考え方を活用し、継続して実施していくこととします。

《エコ推進員の役割》

佐伯市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること
月間目標（全課統一）及び課別目標の啓発・推進に関すること
エコ課計簿のとりまとめと報告（四半期ごとに 1 回）に関すること
その他課員への地球温暖化防止の意識啓発に関すること



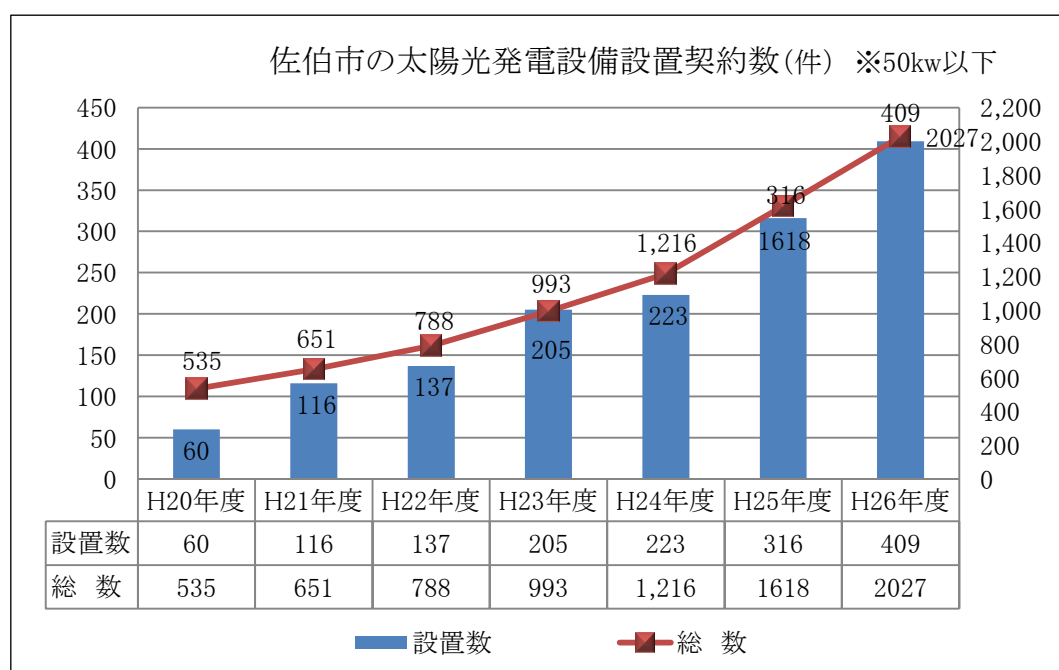
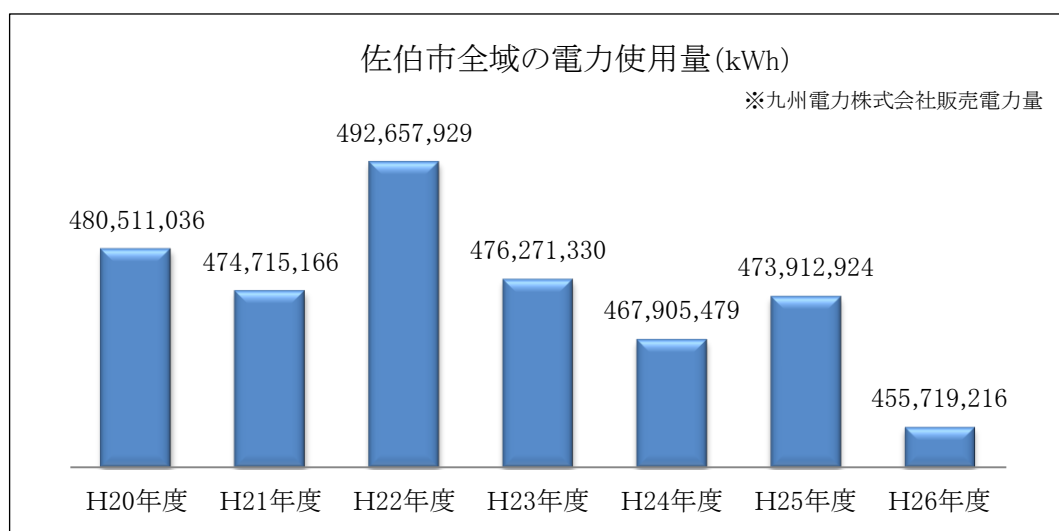
研修会の様子

5 電力使用量

本市の電力使用量は、平成 22 年度末に発生した東日本大震災の影響に伴う電力不足に対応するため、市民、事業者、行政が節電に取り組んだ結果、平成 23 年度、平成 24 年度は連続して使用量が低くなっています。

太陽光発電設備設置契約台数は、震災を契機とした自然エネルギーへの関心の高まりや、エコ意識の高揚により大きく増加しています。

太陽光発電からの電力供給の増加も、購入電力量の低下の一因と考えられます。



※九州電力の集計件数の公表方法の変更により、H25 年度からは 50kw 以下の全量買取契約件数を含んだ件数になっています。(H24 年度以前の件数は家庭用のみ。)
また過去の白書から一部変更しています。

資料：九州電力株式会社佐伯営業所

6 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

市民によるクリーンエネルギーの利活用を進めることにより、地球規模での環境保全と環境にやさしい循環型社会のまちづくりを推進することを目的として、平成 24 年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して設置に係る費用を一部補助しています。

補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力 1 キロワットあたり 15,000 円
(上限額 45,000 円)

補助対象者

- ・住宅用太陽光発電システムを住居に設置した方又はシステム付きの建売住宅を購入した方
- ・平成 24 年度予算以後の国の補助金の交付決定を受けた方

平成 26 年度実績

- ・申請件数 74 件 (うち新築住宅用 27 件、既築住宅用 47 件)
- ・設置総キロワット数 329.80 キロワット
- ・設置平均キロワット数 4.87 キロワット
- ・設置による CO2 削減量 122 トン

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について



再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)は、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づけるもので、2012 年 7 月 1 日にスタートしました。

電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて私たちが普段使う電気として供給されます。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民が負担をすることとなっています。

自然豊かな日本には、大きな再生可能エネルギーのポテンシャルがあるものの、コストが高いなどの理由によりこれまで十分に普及が進んできませんでした。

この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図ると共に、コストダウンや技術開発によって、再生可能エネルギーが日本のエネルギーを支える存在となることを目指しています。

～資源エネルギー庁HPより引用～

7 エコエネルギー導入状況（平成 27 年 3 月末現在）

【太陽光発電】（住宅用太陽光発電を除く）

設置箇所	設備規模	設置者	設置時期
佐伯市立松浦小学校	40 kW	佐伯市	H14 年度
佐伯福音キリスト教会	12.02 kW	宗教法人 日本キリスト教団	H16 年度
さわやか佐伯	3 kW	NPO 法人 さわやか佐伯	H16 年度
ぶんご銘醸	20 kW	ぶんご銘醸(株)	H19 年度
大分県立佐伯鶴岡高等学校	29 kW	大分県	H21 年度
佐伯市消防署	15 kW	佐伯市	H22 年度
(有)広瀬電気工事	5.32 kW	(有)広瀬電気工事	H22 年度
佐伯市立鶴谷中学校	20 kW	佐伯市	H23 年度
佐伯東地区公民館	10 kW	佐伯市	H24 年度
中央生コン(株) (第 1)	382,000 kW/年	中央生コン(株)	H24 年度
(株)ダイプロ	445 kW	(株)ダイプロ	H24 年度
中央生コン(株) (第 2)	415,000 kW/年	中央生コン(株)	H25 年度
大和冷機工業(株) 佐伯工場	1,824 kW	大和冷機工業(株)	H25 年度
小田開発工業(株)	984.96 kW	小田開発工業(株)	H25 年度
(株)佐々木建設	600 kW	(有)エム・ティエス	H25 年度
ソーラーファーム佐伯	1,700 kW	(株)デンケン	H25 年度
佐伯市役所	49.98 kW	佐伯市	H25 年度
大和冷機工業(株)	1,850 kW	大和冷機工業(株)	H25 年度
佐伯市総合体育館	20 kW	佐伯市	H26 年度

【ハイブリッド街路灯】

設置箇所	設備規模	設置者	設置時期
マリンカルチャーセンター	1 基 風力発電 300W (12.5m) 太陽光発電 50W	大分県	H16.2
大分県立佐伯高等技術専門学校	1 基 風力発電 62W (5.5m) 太陽光発電 108W	大分県	H19.2

【ソーラー照明灯】

設置箇所	設備規模	設置者	設置時期
大分県佐伯総合庁舎	1 基(スフィア) 0.02 kW	大分県	H20.3

【太陽熱利用】（住宅用太陽熱利用除く）

設置個所	規模	設置者	設置時期
特別養護老人ホーム長良苑	集熱面積 5 2 m ²	社会福祉法人長陽会	H18 年度

【廃棄物発電】

設置個所	設備規模	設置者	設置時期
エコセンター番匠	1,600 kW (工場内消費、余剰分は売電)	佐伯市	H15.3

【バイオマスエネルギー（バイオマス熱利用・燃料製造等）】

設置個所	規模	設置者	設置時期
グリーンパーク本匠	15,000 m ³ /年	中山リサイクル産業(株)	H24.2

【バイオマスエネルギー（木屑焚ボイラー）】

設置個所	規模	設置者	設置時期
佐伯広域森林組合	5,000 kg/h	佐伯広域森林組合	H21.3

【バイオマスエネルギー（BDF 製造装置）】

設置個所	規模	設置者	設置時期
弥生旧西部清掃センター内 (新油田プロジェクト)	100 L BDF 製造/1 バッチ	佐伯市	H18.2

【クリーンエネルギー自動車】（公用車）

設置個所	規模等（台）	設置者	設置時期
佐伯市役所	ハイブリッド車 3 台	佐伯市	H13 年度
佐伯市役所	ハイブリッド車 6 台	佐伯市	H22 年度

資料：大分県工業振興課

V ごみに関する情報

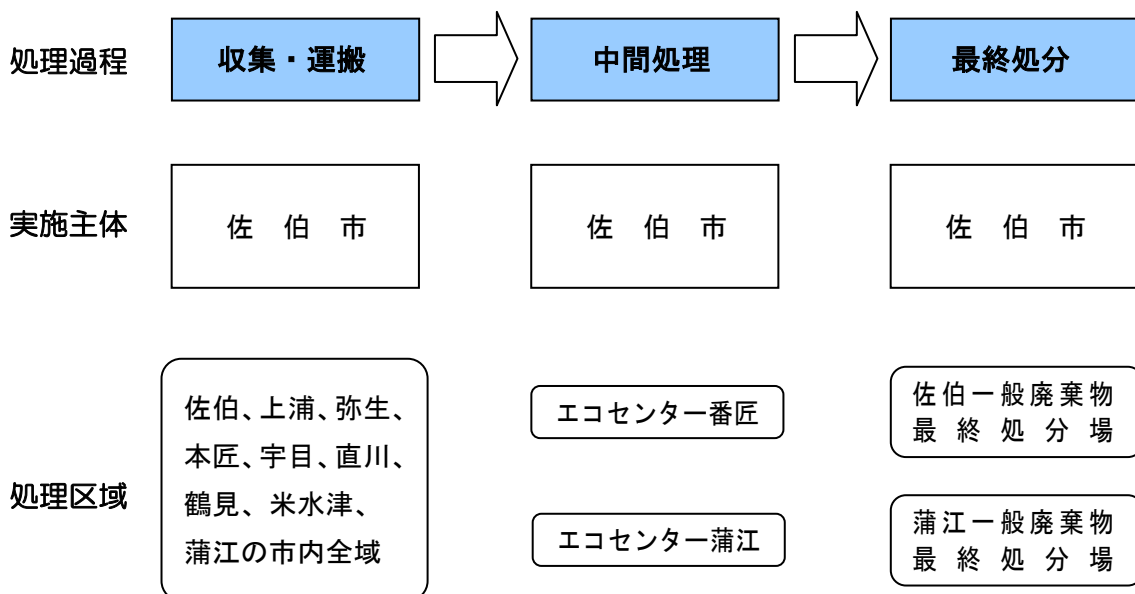
1 ごみ処理の概要

ごみ処理に関する一連の過程は、ごみの「収集・運搬」から始まり、つぎに「中間処理」、「最終処分」となります。

平成 17 年 3 月の市町村合併以降は、新たに誕生した佐伯市を実施主体として、市の行政区域全域を処理区域とするごみ処理を実施していますが、佐伯、上浦、弥生、本匠、宇目、直川、鶴見、米水津の地域で発生した一般廃棄物を「エコセンター番匠」に、蒲江地域で発生した一般廃棄物を「エコセンター蒲江」又は「エコセンター番匠」に搬入し、一般廃棄物の中間処理及び最終処分を実施しています。

その中で、平成 19 年度まで蒲江地域以外の地域ではペットボトルを「燃えるごみ」として回収し、エコセンター番匠で熔融処理することにより発電をし「サーマルリサイクル」を行ってきましたが、「マテリアルリサイクル」の技術が確立されてきたことから、平成 20 年 4 月から市全域でペットボトルを「資源ごみ」として分別回収を始めました。なお、現在、本市では家庭ごみを 10 分別に区分し、ごみ処理を行っています。

会社や商店等の事業活動によって排出される事業系ごみは、排出事業者が処理施設に自ら搬入するか、または許可業者に依頼し処理することとしています。



用語説明

サーマルリサイクル

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、再利用すること。

マテリアルリサイクル

不要になったものや資源となるごみを新しい製品の材料や原料として再利用すること。

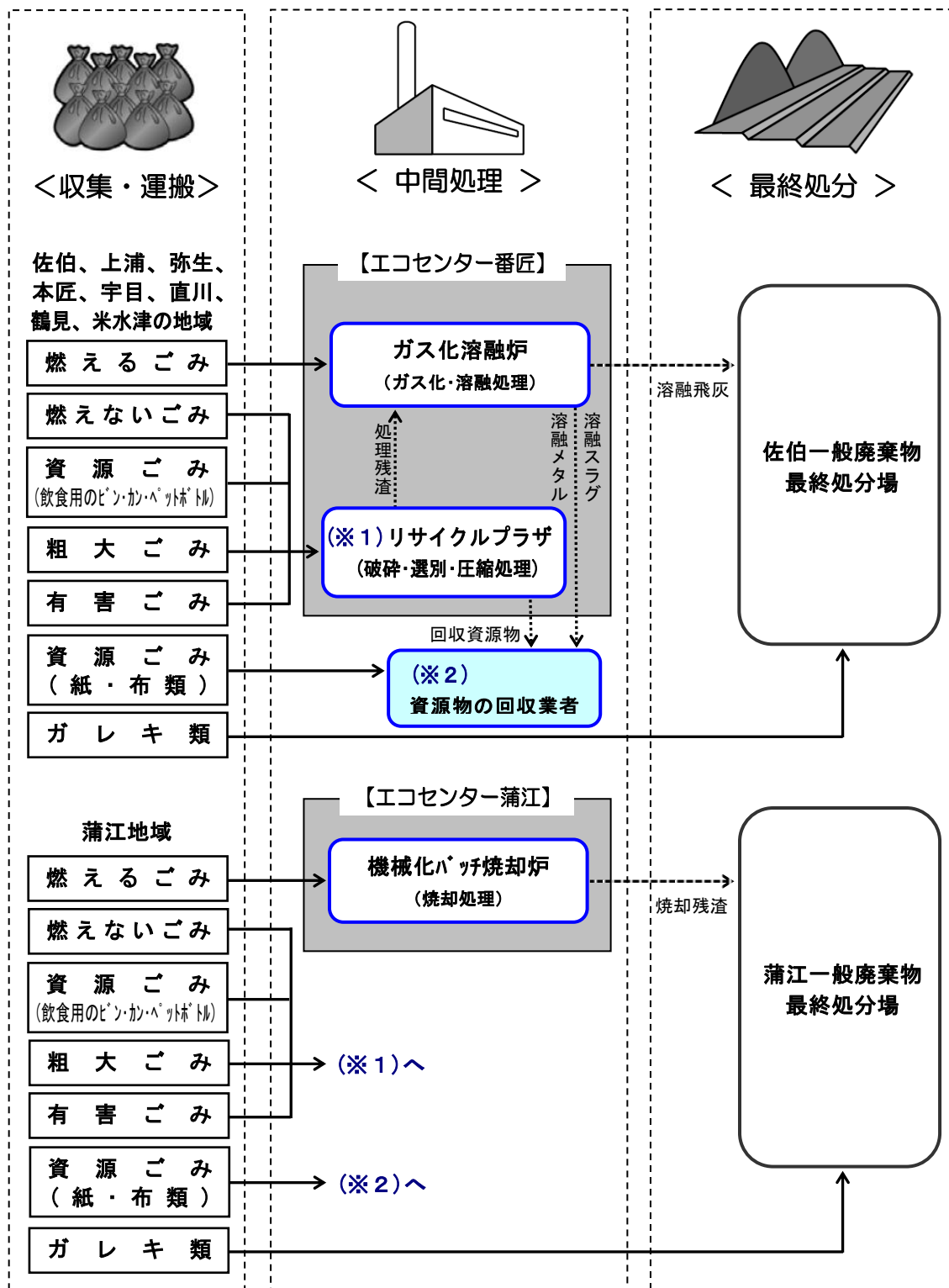


2 ごみ処理量の現状

(1) ごみ処理体制

本市では、つぎに示すごみ処理体制にてごみ処理を実施しています。

■ ごみ処理体制フロー



(2) ごみ排出量

本市の家庭ごみの収集量は、平成 17 年から全市内で導入した家庭ごみの有料指定ごみ袋制の導入の効果などから、平成 16 年度以前に比べ減少しましたが、平成 18 年度以降は有料化以前の水準に戻りつつあり、ごみ処理の有料制を導入しているほとんどの自治体で見られるリバウンド現象が起こっています。

平成 26 年度は、平成 25 年度に比べ 160 トン減少しました。

■ ごみ処理の実績

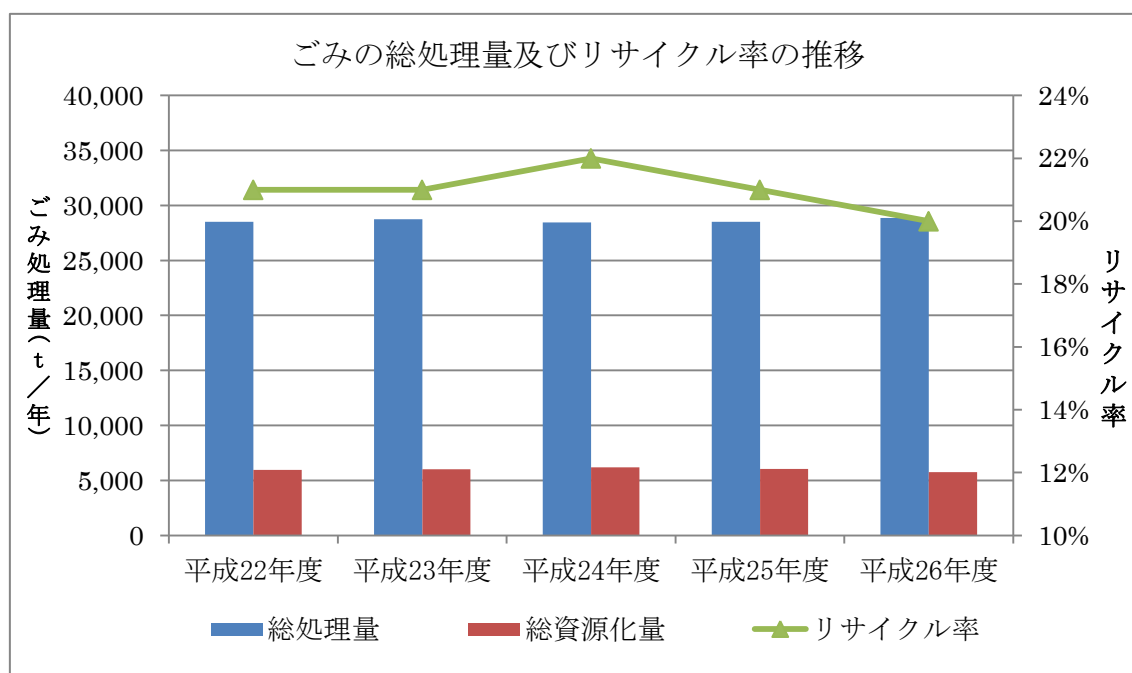
	単位	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
行政区域内人口 (9 月末)	人	80,081	79,165	78,365	77,321	76,323	
燃えるごみ	t/年	21,468	21,453	21,684	21,501	21,389	
燃えないごみ	t/年	1,245	1,299	1,272	1,179	1,128	
資源ごみ	t/年	1,609	1,631	1,670	1,699	1,570	
内訳	(布類)	t/年		9	9	29	
	(新聞)	t/年	677	639	610	609	553
	(その他の紙類)	t/年	643	694	746	774	695
	(ダンボール)	t/年	289	298	305	307	293
有害ごみ (乾電池、蛍光管)	t/年	14	16	24	17	14	
資源ごみ (ビン・カン・ペットボトル)	t/年	873	838	826	822	791	
粗大ごみ	t/年	569	679	749	830	965	
ガレキ類	t/年	13	4	48	15	16	
総排出量合計	t/年	25,791	25,920	26,273	26,063	25,903	
1人1日あたりの排出量	g/人/日	882	895	919	923	930	

3 減量化・再資源化の現状

本市における総資源化量は徐々に増加しており、リサイクル率も少しずつ向上しています。

■ ごみの総処理量及びリサイクル率の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総処理量	28,518 t	28,755 t	28,443 t	28,518 t	28,870 t
総資源化量	5,951 t	6,010 t	6,187 t	6,047 t	5,756 t
リサイクル率	21 %	21 %	22 %	21 %	20 %



（１）資源物の内訳

本市における平成 26 年度の資源物の内訳は、つぎのとおりです。

■ 資源物の内訳

資源物名	資源化量	割 合
溶融スラグ	2,866,970 kg	50.11 %
溶融メタル	525,910 kg	9.19 %
紙類・布類	1,557,730 kg	27.22 %
スチール（鉄）	317,490 kg	5.55 %
ガラスカレット	251,040 kg	4.39 %
アルミ	77,890 kg	1.36 %
乾電池、蛍光灯	13,620 kg	0.24 %
ペットボトル	105,110 kg	1.84 %
リターナブルビン	5,680 kg	0.10%
合 計	5,721,440 kg	100.00%

（２）余熱利用によるごみ発電

エコセンター番匠では、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して蒸気を発生させ、タービン発電をすることにより「サーマルリサイクル」を行っています。

■ 発電電力量

	発電電力量	買 電		売 電	
		電力量	金 額	電力量	金 額
H22 年度	8,029,958 kWh	3,653,064 kWh	56,756,500 円	149,688 kWh	1,104,622 円
H23 年度	8,194,398 kWh	3,604,344 kWh	58,541,238 円	168,048 kWh	1,228,238 円
H24 年度	8,210,368 kWh	3,294,024 kWh	57,216,281 円	245,196 kWh	1,991,536 円
H25 年度	7,948,498 kWh	3,515,976 kWh	64,838,182 円	243,605 kWh	2,596,484 円
H26 年度	7,560,858 kWh	3,778,416 kWh	70,586,472 円	183,632 kWh	1,942,264 円

(3) 生ごみの減量化・堆肥化

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化を目的として、生ごみ処理容器(コンポスターやボカシ容器)を無償で貸与しています。また、生ごみ処理機を購入した場合には、購入費用に対する補助を行っています。

■ コンポスター及びボカシ容器の貸与実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コンポスター	72 世帯	57 世帯	61 世帯	40 世帯	50 世帯
ボカシ容器	35 世帯	22 世帯	18 世帯	18 世帯	廃止

■ 生ごみ処理機購入費に対する補助実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助件数	47 世帯	25 世帯	31 世帯	20 世帯	15 世帯
補助金額	1,395,300 円	743,600 円	891,700 円	589,400 円	391,000 円
補助限度額	購入価格の 1 / 2 以内 (上限 3 万円)				1/3 以内 (上限 3 万円)

4 普及啓発の推進

(1) 3R 普及啓発の取組

市報、CATV、班回覧等を通じ、ごみの分別をはじめごみの減量、再資源化等の啓発活動を実施しました。

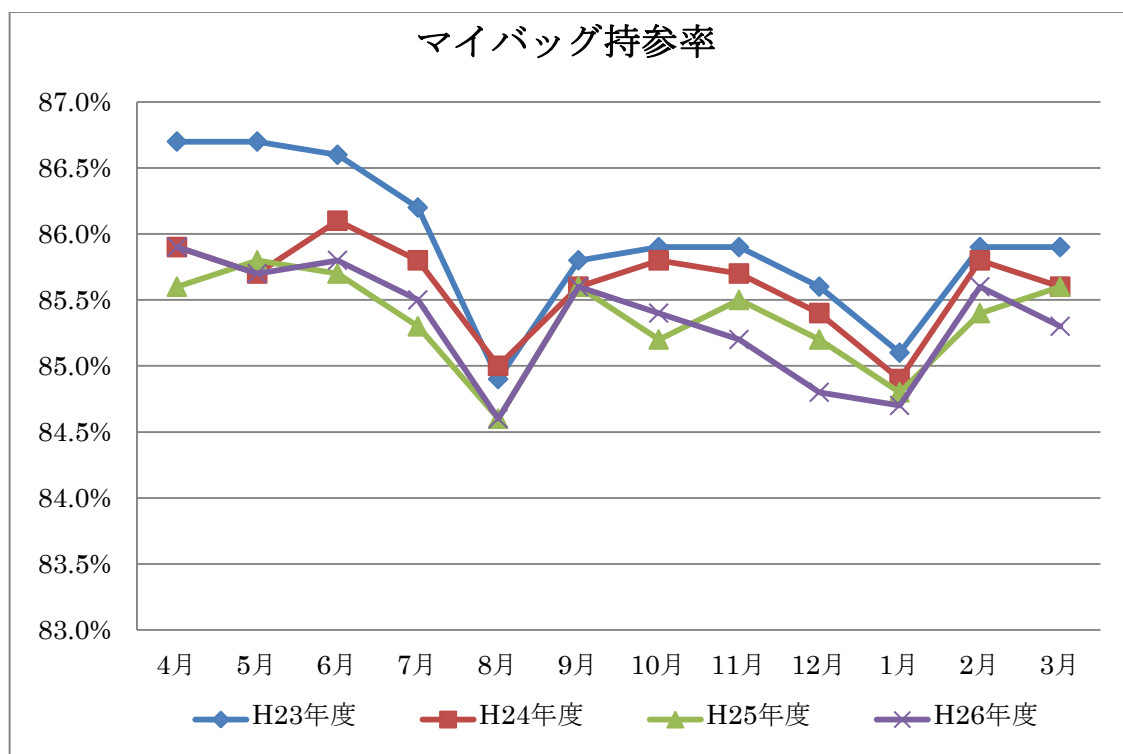
啓発取組方法	回 数
市報掲載	7 回
CATV 放映	4 回
出張講座等	3 回
平成 26 年度ごみ収集日程表への掲載	1 回

(平成 26 年度実績)

（２）レジ袋削減の取組とマイバッグの普及

レジ袋の「無料配布の中止」については、マイバッグ持参率 80%以上を目標に掲げ平成 21 年 6 月から大分県全体で取組が開始されており、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの本市におけるマイバッグ持参率は平均 85.3%であり、大分県平均 84.7%を上回っていることから、市民の本事業に対する協力と環境問題を考える意識の高さがあらわれています。

今後も引き続き、事業者及び関係団体と協働しレジ袋の削減の取組を推進するとともに、マイバッグ持参率の向上を図っていきます。



資料：大分県地球環境対策課

（３）施設見学会

本市の小学校 4 年生を中心に多くの方々がエコセンター番匠へ社会見学に訪れています。その際に、ごみの減量方法や分別方法を伝えることで、環境教育及び環境学習が推進されています。

	見学者数
平成 22 年度	734 人
平成 23 年度	794 人
平成 24 年度	595 人
平成 25 年度	795 人
平成 26 年度	625 人

5 その他の取組

(1) クリーンなまちづくり事業の取組

平成 26 年度は、26 地区がクリーンなまちづくり事業を実施し、地域の環境美化やごみの集積所の整備等が促進されました。

(2) 不法投棄防止の取組

排出者責任を問われるごみの処理において、不法投棄をした場合、5 年以下の懲役または 1,000 万円（法人には 3 億円）以下の罰金が科されるなど厳しい罰則が設けられています。不法投棄防止のための啓発及び巡回監視活動を実施していますが、人通りの少ない道路沿いや空き地、崖などで不法投棄が後を絶ちません。

今後も警察や大分県等との連絡・連携を深め、不法投棄防止に努めます。



(3) 団体等への活動支援の取組

公共の場所（道路、公園、河川、水路等）における清掃のボランティア活動を行う団体及び個人をボランティア団体等として登録し、その活動を支援するため、ボランティア専用の指定ごみ袋を無料で交付しています。

■ ボランティア登録団体数及びボランティア袋交付枚数

平成 26 年度末 登録団体数	80 団体
平成 26 年度ボランティア袋交付枚数	2,112 袋

6 今後の課題

現在、本市にはエコセンター番匠とエコセンター蒲江の 2 つの施設で行っている中間処理を、効率的かつ経済的に実施するためには、溶融処理や発電が行えるエコセンター番匠に集約することが望ましい方法です。このことを実現するためには、さらなる 3 R を推進しごみを減らす取組が不可欠です。特に本市において燃やされるごみとして処理をするごみの性状を調査する中で、資源ごみである紙類が約 33.5%あるという結果がでていることから、家庭、事業所に対し紙類の分別に関する啓発活動を中心に 3 R 推進の取組を展開していく必要があります。

VI 佐伯市バイオマスタウン構想

本市は、地球温暖化防止や循環型社会の形成、新たな産業や雇用の創出による地域活性化等の観点から「佐伯市バイオマスタウン構想」を策定し、平成 21 年 2 月に農林水産省から「バイオマスタウン」の認定を受けました。

森林面積が市全体の約 87%を占める豊かな森林資源に恵まれた地域であることが本市の特性のひとつであるため、この森林資源を生かした取組が構想の軸となっています。

構想公表：平成 21 年 2 月 27 日（第 32 回公表時）

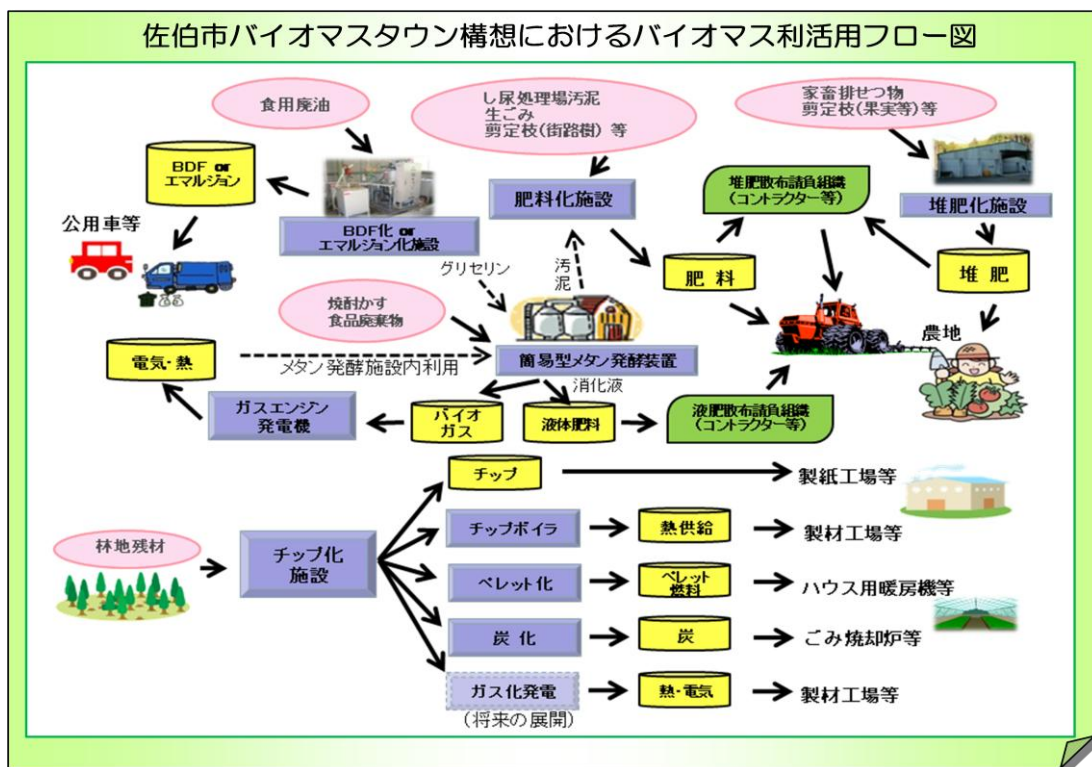
構想の概要

佐伯市に多く賦存する林地残材を収集し、チップ、ペレット等に変換したのち、ボイラ燃料として利活用する。また、家畜排せつ物、生ごみ、し尿汚泥、食品加工残さ、廃食用油等の廃棄物系のバイオマスについては、堆肥、バイオガス、液肥及びバイオディーゼル燃料に変換し利活用する。これらのバイオマスの収集・変換・利用を円滑に運用するために、「佐伯バイオコントラクター（仮称）」の設立を図る。

利活用目標

■廃棄物系バイオマス： 90%以上

■未利用系バイオマス： 40%以上



1 現在の取組

■ 佐伯市エコプロジェクト

(1) 経過と現状

本市では、環境問題に対する意識啓発、遊休農地の活用を目的とし、平成 17 年度から大分県のモデル事業として「おおいた菜の花エコプロジェクト」を立ち上げ、平成 20 年度からは「佐伯市エコプロジェクト」と名称を変更し「菜の花エコ・プロジェクト」と「新油田プロジェクト」に分けて取り組みました。

「菜の花エコ・プロジェクト」は、遊休農地の解消と活用、環境教育の推進、特産品の開発等を目的とし、遊休農地で菜の花を栽培・収穫し、その後搾油して菜種油を作り、学校給食での利用や販売を行っていましたが、度重なる連作障害により平成 24 年度に事業を終了しました。

一方、廃食油の回収及びバイオディーゼル燃料（BDF）を製造する「新油田プロジェクト」は、平成 18 年度には佐伯市内の学校給食センター 7 か所からの回収を始め、その後市内の事業所や飲食店、さらには地区単位で各家庭からの回収に取り組み、弥生、宇目、直川の小学校では、児童達による学校を拠点とした回収も行っています。また、事業の趣旨を理解してもらうため小学校を対象とした、BDF の精製実験やカート試乗体験をしてもらう環境学習を行い、平成 26 年度から事業名を「佐伯市バイオディーゼル燃料推進事業」と変更しました。

BDF の使用については、公用車買換え等により新車両への使用はできず、市営定期船「おおしま」についても使用を中止しています。しかし、道の駅やよいの「やよいの湯」また「鉱泉センター直川」でボイラーへの重油との混和使用を行っています。

平成 27 年 3 月に佐伯市弥生旧西部清掃センター内で稼動していた BDF 精製装置を、市内西浜にあるし尿処理施設「クリーンセンター」敷地内にある車庫を改造工事し移設しました。これにより廃食油及び薬品等の保管、BDF の精製作業も安全にできるようになりました。工場までの経路も利便性が良くなり、BDF の原料として使用できなかった廃食油の回収にタンクローリー等の大型車両も駐車できるようになりました。

【BDF 精製工場】平成 27 年 3 月移設

【廃食油回収量状況】

(単位 ㍑)

年度	廃食油 回収量	B D F 精製量	B D F 使用量
平成 22 年度	13, 569	11, 900	11, 115
平成 23 年度	17, 234	14, 700	14, 550
平成 24 年度	19, 566	14, 700	13, 958
平成 25 年度	20, 496	12, 800	13, 042
平成 26 年度	26, 549	16, 100	15, 435

【廃食油回収場所設置状況】(H27. 3 月末現在)

協力団体等	回収開始年度	備考
学校給食センター	H18・H19	
保育所	H22・H24	
事業所・飲食店等	H20	H21 年度から本格回収
大入島地区(全域)	H21	
青山地区(全域)	H23	
上堅田地区(一部)	H23	
下堅田地区(全域)	H23	
木立地区(全域)	H24	
本匠地区(全域)	H22	
鶴見地区(全域)	H22	H25. 2 月大島開始
米水津地区(全域)	H23	
八幡地区(一部)	H25	
西上浦地区(一部)	H25	
学校拠点回収	H23～H25	明治小・上野小・切畑小・ 宇目緑豊小・直川小
上浦地区(全域)	H26	
蒲江地区(全域)	H26	

（２）廃食油回収の可能性

今後、市内全域の一般家庭からの回収を行い、学校給食や事業所、飲食店等を含めると年間 50,000 L 程度の回収可能量があると推計しています。

（３）BDF 精製装置の精製能力

現在稼動している BDF 精製装置（D・O i L 1 0 0 A）は、1 日に BDF を 100 L の精製が可能で、20 日稼動した場合、年間 24,000 L の BDF の精製ができます。

平成 24 年度には、BDF を再濾過する装置を購入し、さらに質の良い製品を提供することが可能となりましたが、原料となる廃食油の中には動物性の油脂が多少含まれているものがあり、冬期に固化して精製に不具合を生じさせることが懸念されるため、動物性油脂を除去するための沈殿処理や装置の清掃等のメンテナンスを常に行い、気候変動に応じた対応が必要になります。また、購入から 10 年経過することで無料の定期点検期間も終了し、経年劣化による故障等による修繕費用等が今後必要になると考えられます。

（４）課題および検討事項

①回収について

平成 26 年度から社会福祉法人へ業務委託することにより、回収範囲拡大に対応が可能となりましたが、廃食油及び BDF の利活用等について検討する必要があります。また、事業を継続するのであれば、地域住民や事業所への周知を図るとともに、より多くの廃食油の回収ができるよう効果的な方法について検討していく必要があります。

②BDF の利活用について

平成 26 年度末に精製工場を移設し、安全に作業することができるようになりました。しかし、現行の装置では一日に精製できる BDF は 100 L であるため、回収量の増加に伴う作業時間の延長又は新たな装置の設置等を検討していく必要があります。また、精製した BDF 利用事例等を調査し、廃食油を BDF 以外でエネルギーとして利用できるか模索し、計画的な廃食油の回収及び利活用の方向を決定していく必要があります。

③環境学習の取組について

これまで、小学校の児童を対象に工場見学や BDF の精製実験、カート試乗を行ってきましたが、小学校のみでなく、地区での行事等でも取組を紹介し、実際に体験してもらうことで、取組への理解と環境問題への意識啓発につなげていく必要があります。今後も、未回収地域での回収を開始できるように地区や学校への訪問説明や、車やボイラーに変わる使用先の検討を行い、さらなる地域での資源の循環と地球温暖化防止のための身近な取組として事業の推進を図ります。

Ⅶ 佐伯市バイオマス産業都市構想

バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す地域として、国の関係 7 府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で地域を選定し、連携して支援を行うものです。

本市は、平成 21 年 2 月に策定した「佐伯市バイオマスタウン構想」を更に発展させ、それまでのようなバイオマスの単純な活用から、バイオマスを活用した産業化に重点をおいた「佐伯市バイオマス産業都市構想」を策定し、国の関係 7 府省の審査を経て、平成 26 年 11 月に「バイオマス産業都市」に選定されました。

■ 目指すべき将来像

バイオマスを活用することにより目指すまちづくりの方向性は、次のとおりです。

- ◎地球環境への思いやりを持ち自然環境の保全に取り組むこと
→「豊かな自然環境を次世代に引き続くまち」の実現
- ◎環境に優しいクリーンなまちをつくること
→「安全で住みよいまち」の実現
- ◎意欲を持って仕事ができるよう、佐伯の特性・資源をいかした企業活動の環境整備や支援を行うこと
→「産業を振興し、仕事と地域を誇れるようなまち」の実現

■ バイオマス利活用の方向性

マテリアル利用（原材料としての利用）からエネルギー利用へ方向転換をします。次の資源について、エネルギー利用化を進めます。

【廃棄物系バイオマス】

製材工場残材	「ボイラ燃料・農地還元」から「発電燃料」へ
公園剪定枝	「焼却処分」から「発電燃料」へ
下水汚泥	「セメント原料」から「バイオガス原料」へ
集落排水汚泥	「焼却処分」から「バイオガス原料」へ
し尿・浄化槽汚泥	「焼却処分・農地還元」から「バイオガス原料」へ
食品廃棄物	「飼料化ほか」から「バイオガス原料」へ
焼酎かす	「農地還元ほか」から「バイオガス原料」へ

【未利用バイオマス】

木材生産林地残材	「未利用状態」から「発電燃料」へ
間伐林地残材	「未利用状態」から「発電燃料」へ

■ 利活用目標

全体賦存量の利用率 **84.9%** を目指します。

(バイオマスタウン構想策定時利用率 60.3%)

■ 事業化プロジェクト

バイオマス産業都市構想を実現するため、次の2つの事業化プロジェクトを柱として進めていきます。

事業化プロジェクトの2本柱

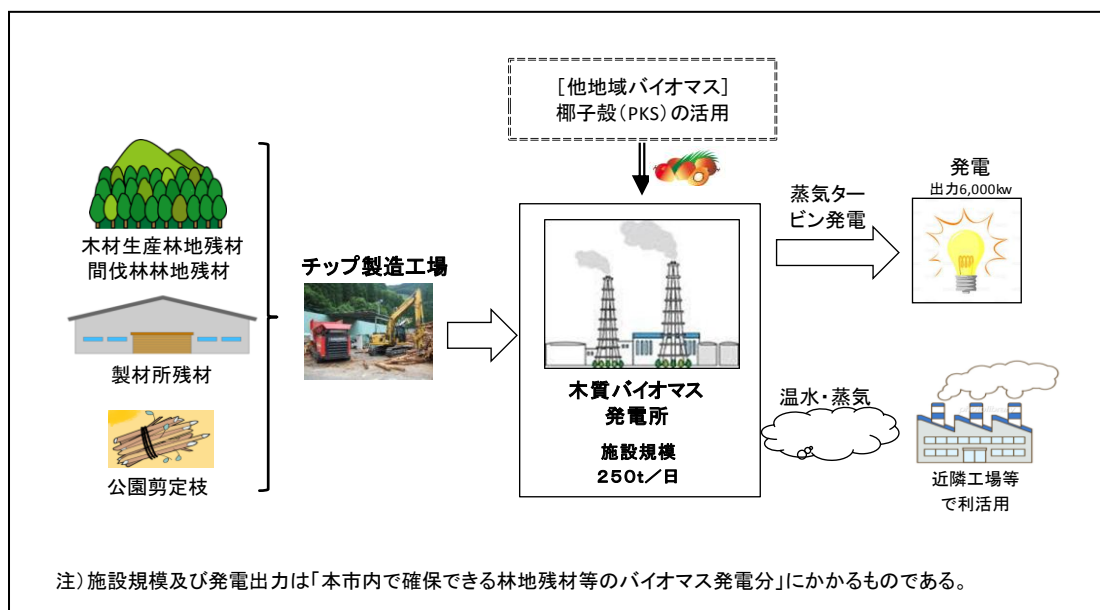
①木質バイオマス発電施設（蒸気タービン発電）

②バイオガス製造施設（メタン発酵）

①木質バイオマス発電施設（蒸気タービン発電）

九州一広大な面積と豊かな山林を有する佐伯の特長を生かし、林地残材や製材工場残材、公園剪定枝などを燃料チップに加工し、ボイラーで燃焼させて蒸気タービン発電を行う施設を実現します。

- ・企業誘致により実施します。
- ・燃料チップとなる廃木材の収集運搬体制を構築します。
- ・燃料として椰子殻等との混焼を検討します。
- ・電力は固定価格買取制度を活用し、電力会社へ売却します。

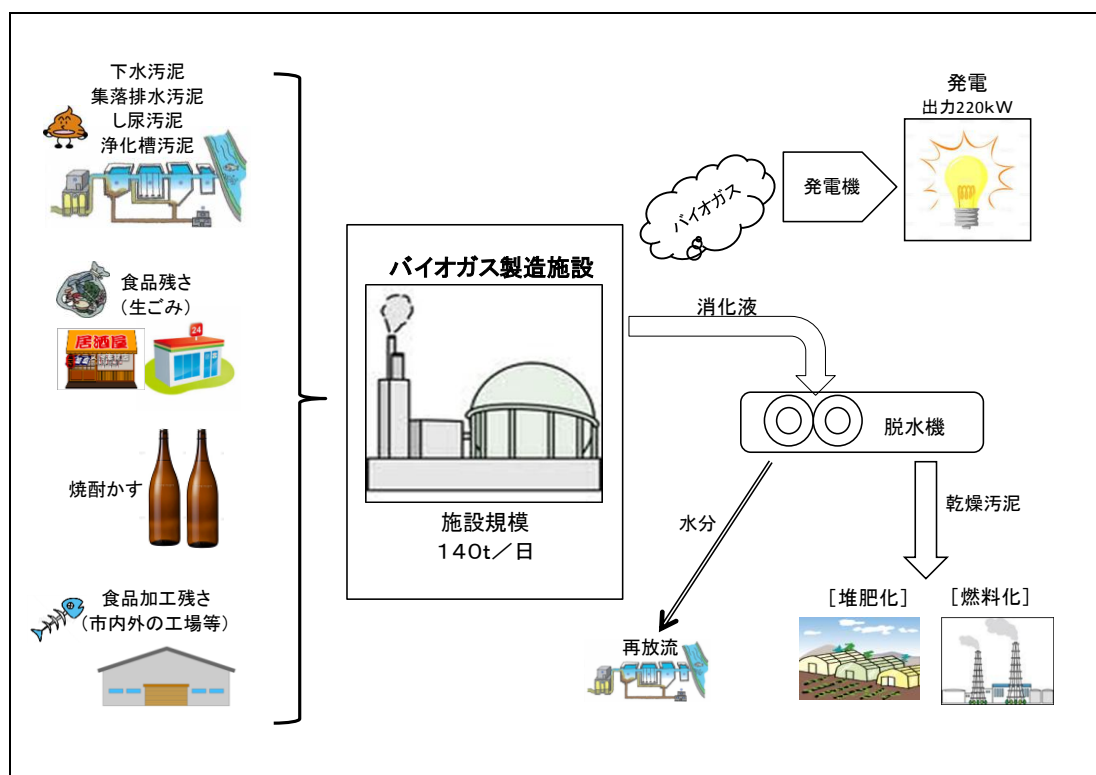


②バイオガス製造施設（メタン発酵）

下水汚泥、集落排水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、食品残さ、焼酎かす等を原料として、メタン発酵によりバイオガスを製造する施設を実現します。

- ・企業誘致による実施を基本とし、状況によりPFI方式の採用も検討します。
- ・発生させたバイオガスは、ガスエンジン発電等の燃料としてエネルギー利用を進めます。
- ・同時に発生する温水や蒸気、消化液も再利用を検討します。
- ・電力は固定価格買取制度を活用し、電力会社へと売却します。

※PFI (Private Finance Initiative)方式とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。



■ 期待される効果

- ・地域バイオマスの利用率向上による、循環型社会形成の推進。
- ・化石燃料消費の削減による、温室効果ガスの削減効果。
- ・自立・分散型エネルギー供給施設の成立による、災害時のエネルギー確保強化。
- ・雇用の創出、地域経済の活性化。
- ・林地残材の活用による、大雨時の流木被害減少。
- ・公共下水道等の汚泥処理、ごみ焼却処理のコスト削減による市の財政効果。

VIII 各種資料

1 さいき903エコ推進会議

さいき903エコ推進会議は、さいき903エコプラン（佐伯市環境基本計画）に掲げられた「人と自然が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」の創造のため、本市が取り組む環境施策に対し、事業の実施状況の提言、提案等を行うとともに、市民・事業者・行政の3者の協働による事業の推進に努めることを目的として、平成21年2月に設置されました。平成26年度は35名の委員が本市の環境行政推進に向け、リーダー的存在となり市民をけん引しています。

2 環境学習会☆クリーンアップ事業

さいき903エコ推進会議を中心に、地球温暖化対策に関する環境学習会と会場周辺のクリーンアップを行う事業が平成26年10月18日（土）に開催されました。2回目の開催となる今回は、佐伯東地区公民館において、大分県環境教育アドバイザーの三浦逸朗氏を講師に迎え「地球温暖化対策の近況について」と題して講演が行われました。環境学習会終了後には会場周辺のごみ拾いを行い43名が参加しました。



環境学習会



クリーンアップ

3 さいき903クリーンアップ大作戦

さいき903エコ推進会議と市の共催事業として、市民による一斉清掃活動である「さいき903クリーンアップ大作戦」が平成27年3月1日（日）に開催されました。

6回目の開催となる今回は、当日朝からの雨により中止した地区も多く、参加者数は約2,100人、ごみ回収量は約2.9トンで例年の4分の1でした。それでも雨の中実施した地区や、日や時間をずらして実施した地区もあり、地区の定例行事として定着してきています。今後もさらなる市民の参加を呼び掛け、佐伯市環境基本計画の基本目標の一つである「環境づくりにみんなで参加するまち」をつくっていきます。

4 緑のカーテン苗等配布事業

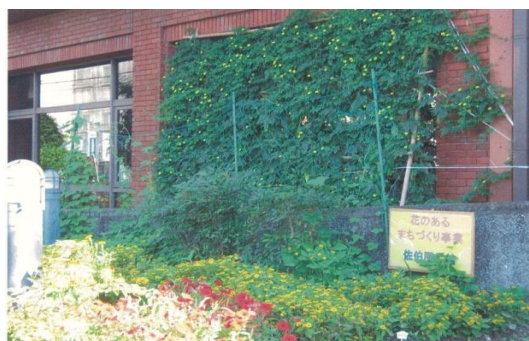
地球温暖化対策事業の一環として、環境保全基金を利用して緑のカーテンとなるゴーヤ苗を市民に配布しています。各家庭で緑のカーテンを設置してもらうことで、地球温暖化防止や省エネ等の取組に関わる環境意識の向上を図っています。また、各振興局や各地区公民館等の公共施設等でも緑のカーテンづくりを行っています。各公共施設の緑のカーテンは、最盛期の写真を大分県が実施している、緑のカーテンフォトコンテストに応募します。

平成 26 年度実績

【一般配布：2800 ポット 公共施設(14 団体)：248 ポット】



【ゴーヤ苗配布時の様子(本庁舎東玄関側)】



【緑のカーテン：佐伯市立佐伯図書館】

5 佐伯市花のあるまちづくり事業

市内の各種団体等へ花の苗等を支給し、それらの植栽及び管理育成を行ってもらうことで、花と緑にあふれた潤いあるまちづくりを推進するとともに、地域に花を植え、育てることを通じて、地域コミュニティの活性化を図る事業を行っています。申請団体数は毎年増えており、多くの自治会・企業などに花苗を配布し、各団体が維持管理している。

平成 26 年度実績

【前期：100 団体 後期：94 団体 合計 194 団体が実施】



【年の神区花壇愛好会】



【城村地区保全管理組合】

6 環境美化大賞

環境美化の啓発を目的として、環境美化標語の募集と、環境美化の推進に貢献した個人または団体の顕彰を行っています。

平成 26 年度は、「身近な生活環境をきれいにすることでまちの美化へつなげる」をテーマに環境美化標語を募集し 2 作品が表彰を受けました。また、多年にわたり地域の清掃活動等の環境美化に功績のあった 2 名が表彰を受けました。

【平成 26 年度 佐伯市環境美化大賞】

◆環境美化標語

大 賞 清家 剛 さん（日本文理大学付属高校 3 年）

「ごみ拾い ひとり 1 個で 町変わる」

優秀賞 吉岡 早苗 さん（大手町）

「ゴミ、缶一つ 誰にも出来る ボランティア」

◆顕彰

大 賞 染矢 敏巳 さん（大字長良）

26 年にわたり、清掃美化活動に取り組んでいる。春から秋にかけ、毎月総合運動公園の道路沿いの法面の草刈りや、ごみ拾いなどの清掃活動を夫婦で行っている。地区民や総合運動公園利用者に大変喜ばれており、これらの活動は他の模範となるものである。

大 賞 古田 義勝 さん（蒲江大字波当津浦）

20 年にわたり、環境美化活動に取り組んでいる。地区内の道路まわりの清掃や雑草刈り、浜辺の清掃などを行っている。また、墓地から川に捨てられる櫛(シヅメ)などの片付けや墓地前の花壇の植栽と管理を夫人と共に行っており、これらの活動は地区民から感謝されている。



7 環境保全基金

平成 21 年 6 月から、大分県内で実施されている、レジ袋の有料化に伴う収益金の一部を市に寄附していただいたことを受け、これらの寄附金を積み立て、地球温暖化防止、資源の節約といった地域に根差した環境保全活動に活用することを目的に、環境保全基金を設置しました。

平成 26 年度は基金を活用して、緑のカーテンとなるゴーヤ苗を購入し、市民に配布しました。

平成 26 年度の寄附及び基金

内容	金額
寄附金	302,330 円
基金利子	413 円
基金活用事業のための取り崩し	312,020 円
平成 26 年度末基金積立残高	1,492,261 円

8 環境市民団体

団体名	設立年 (活動開始時期)
興人構内ボランティアグループ	—
佐伯豊南高校レオクラブ	—
社団法人 倫理研究所 家庭倫理の会佐伯市	—
クリーンさいき	—
建交労九州支部 大分分会 社会復帰事業団 造園部会	—
本匠更生保護女性会	—
みずべの会	平成 13 年
コスモスの会	—
佐伯更生保護女性会米水津分区 (クリーンサービスクラブ)	—
つつじ会	—
ひまわり会	—
丸市尾ボランティア	—
特定非営利法人 さわやか佐伯	平成 12 年
特定非営利法人 大分ライブネットワーク 21	平成 12 年
特定非営利法人 蒲江の海	平成 15 年
特定非営利法人 大分アセットマネジメント研究会	平成 17 年
特定非営利法人 こころの泉	平成 18 年

特定非営利法人 虹の翼	平成 18 年
特定非営利法人 時の架橋	平成 21 年
中山間部地域活性化団体 「童心に蛙」	平成 21 年
特定非営利法人 竹の豊後	平成 23 年
特定非営利法人 宇目まちづくり協議会	平成 24 年
特定非営利法人 名護屋豊かな海づくりの会	平成 24 年
特定非営利法人 やまもりの会	平成 25 年

資料：大分県 NPO 情報バンク HP

9 こどもエコクラブ

子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる環境活動のクラブで、環境省が平成 7 年度から実施しています。

(平成 26 年度末)

クラブ名	地区名	メンバー数	サポーター数
佐伯児童館ゴミ拾い隊	佐伯	30	10
上浦放課後児童クラブ	上浦	11	11
蒲江マンボウエコクラブ	蒲江	29	5

10 さいき 903 エコマイスター制度

佐伯市民で環境分野に知識や経験をもった人材を登録し、学校や地域、団体等の環境学習会・講座の場に派遣する「さいき 903 エコマイスター派遣制度」を平成 21 年度から実施しており、個人 12 名と 1 団体が登録されています。

平成 26 年度は、小学校などに 3 回講師を派遣し、約 75 人が受講しました。

今後もエコマイスターの新規登録者の掘り起こしを行うとともに、事業の広報を強化し、派遣数の増大を図っていきます。

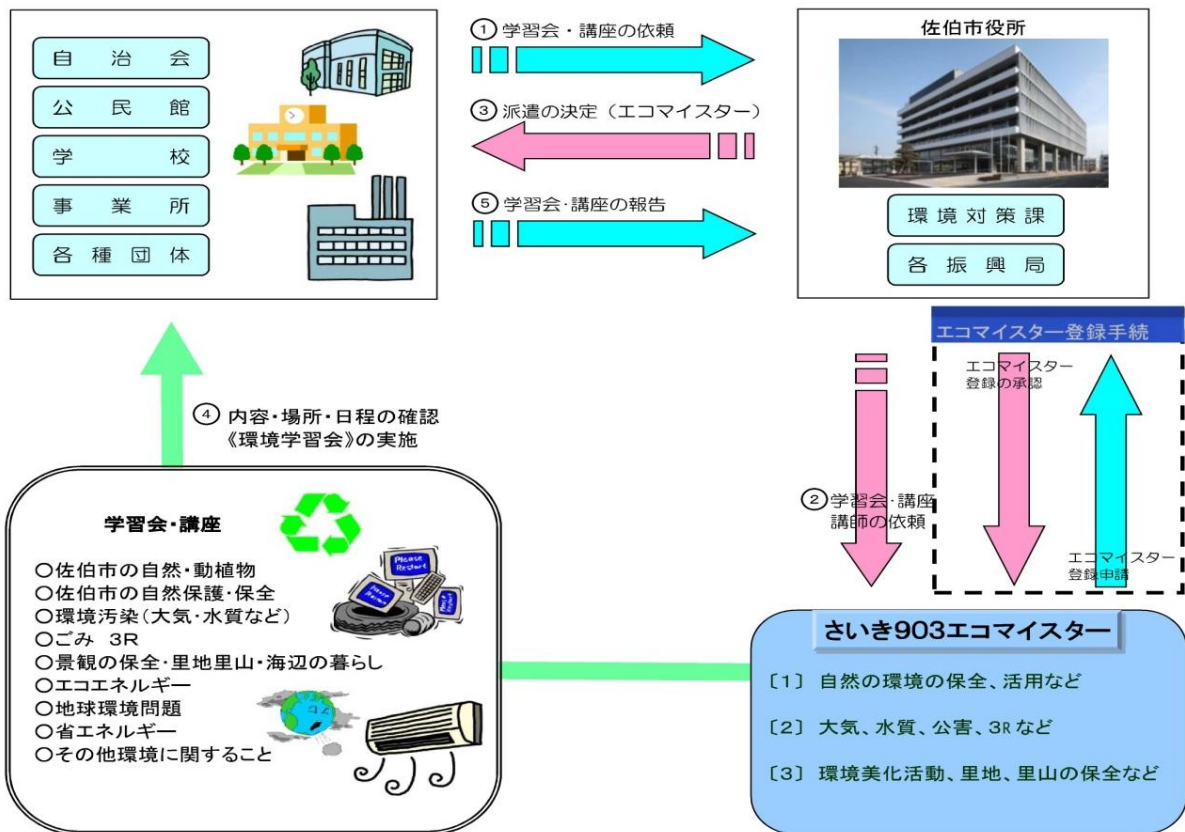
平成 26 年度実績（受講者合計：75 人）

派遣日	依頼者	学習会課題	受講者数
4 月 24 日	佐伯市 市民生活部 環境対策課	地球温暖化と省エネについて	48 人
5 月 16 日	佐伯市教育支援センター 教室「グリーンプラザ」	ネイチャーゲーム、自然観察会について	11 人
11 月 19 日	佐伯市立 向陽小学校	自然体験学習「秋さがしをしよう」	16 人



【佐伯市立 向陽小学校 自然体験学習】

【佐伯市役所 エコ推進員 学習会】



1 1 市民への広報活動

環境美化や省エネ、環境のイベントに関する情報発信を市報やケーブルテレビの文字放送、市公式ホームページ等で行うことで、市民の環境に対する意識の高揚を図っています。

市報による広報活動（平成 26 年度）

掲載号	表 題
4 月上旬号	台所の生活排水対策にチャレンジ！
5 月上旬号	地球にも人にも優しいエコドライブにチャレンジ！
6 月上旬号	家庭でのごみ減量にチャレンジ！
7 月上旬号	家庭でのクールビズにチャレンジ！
8 月上旬号	リユース・リサイクルにチャレンジ！
9 月上旬号	家庭での節電にチャレンジ！
10 月上旬号	地域美化にチャレンジ！
11 月上旬号	家庭でのウォームビズにチャレンジ！
1 月上旬号	120 万人冬のキャンドルナイトキャンペーン
2 月上旬号	家庭での節電にチャレンジ！
3 月上旬号	家庭でのごみ減量にチャレンジ！

IX 佐伯市環境基本計画実行計画（第2次）の推進状況

佐伯市環境基本計画実行計画は、さいき903エコプラン(佐伯市環境基本計画)に掲げた基本的施策に対応する各課の具体的事業をとりまとめたもので、基本計画の着実な展開を図ることを目的としています。計画期間は、平成20～23年度を第1次実行計画期間、平成24～26年度を第2次実行計画期間、平成27～29年度を第3次実行計画期間としています。

第1次実行計画（平成20～23年度）	平成20年12月策定
第2次実行計画（平成24～26年度）	平成24年2月策定，平成25年12月改定 ※さいき903エコプランの中間見直しに合わせた改定
第3次実行計画（平成27～29年度）	平成27年3月策定

ここでは、平成26年度の実施状況について報告を行います。平成26年度は25部署で222の事業に取り組みました。

	H26年度事業				H25年度 に完了	H27年度 以降 事業化
	取組 完了	取組中	未実施	H26 年度計		
基本目標1 優れた自然を守り、育み、 活かすまち	9	48	0	57	3	5
基本目標2 ものを大切にし、安心して 暮らせる循環型のまち	3	40	1	44	2	4
基本目標3 歴史文化を大切にし、 きれいで住みよいまち	9	42	3	54	3	3
基本目標4 将来の世代を思いやり、 地球環境に貢献するまち	5	16	0	21	0	2
基本目標5 環境づくりにみんなで 参加するまち	2	41	3	46	2	5
計	28	187	7	222	10	19

次ページ以降に基本目標の達成のために掲げた項目ごとの取組状況について、担当課による報告を掲載しています。

1 項目ごとの取組状況

◆基本目標1 優れた自然を守り、育み、活かすまち

1 海・山・川を守り、育み、活かす

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 希少な動植物の保護	①公共事業等における生態系への配慮			
	市内道路改良事業 佐伯市全域で行う道路改良工事の施工に際して使用機械を排ガス対策型で実施する。	取組中	工事実施に際しては、排ガス対策型建設機械を使用し、生態系への影響を配慮した取組みができた。	建設課
	農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。 農道整備、鳥獣害防護施設、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、施設補強整備	取組中	事業実施にあたっては、請負業者に排ガス対策の建設機械使用を義務づけると共に、構造としては出来るだけ現況の水路及び農道の位置に用排水路及び農道を設置し、極力生態系に影響をおよぼさないように事業実施を行った。	農林水産工務課
	中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的に実施する。 農業用排水路、農道整備、農用地開発、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、生態系保全施設	取組完了	事業実施にあたっては、請負業者に排ガス対策の建設機械使用を義務づけると共に、ほ場整備については、農道水路等の法面部仕上がり出来るだけ土羽として、植物や小動物の生態系に配慮し事業実施を行った。	農林水産工務課
	②市全域の自然環境調査の実施			
	海亀監視員委託事業 大分県内で海亀の保護等を目的とし活動しているNPO法人おおい環境保全フォーラムに、海亀の上陸等の監視を委託し、海亀が生活できる環境の保全等を推進していくことを目的としている。	取組中	平成26年度は、蒲江地区においては海亀の上陸はみられなかった。海亀の上陸は、地域住民やNPO法人の定期調査時に発見されることが多く、地域住民が発見した場合は、NPO法人に連絡が入るようになっていて、連絡体制が取れている。	蒲江振興局地域振興課
2 優れた自然環境の保全・活用	自然環境調査事業（第二次） ・調査ポイント、重要ポイントの設定 ・調査実施 ・中間報告	取組中	希少な野生動植物の生息・生育地、繁殖地等を把握し、野生動植物の生息・生育環境の保全に資することに加え、市民参加により環境調査を行って協力体制を構築すること等を目的に、市全域の自然環境調査を実施したが、報告書の完成には至っていない。市全域の自然環境調査は、地元の学識経験者等の協力を得て実施し、この調査の過程をふまえ、佐伯市の生物の保全策等についての協力体制の構築に努めた。	環境対策課
	①乱開発の防止指導			
	伐採及び伐採後の造林の届出制度 森林法第10条の8第1項に基づいて提出される伐採届出書により、主に皆伐地を対象として、伐採搬出方法および伐採後の適切な林地保全方法等について、適切な指導を行う。	取組中	市町村届出である本制度と都道府県許可である林地開発行為に対する許可制度など、現状では個別に各制度を運用するに留まっているが、乱開発の防止に向け、県と連携することができた。	農林課
	②保安林、自然公園等の指定見直し要請			
	弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟榑牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	番匠川水系の自然環境の保全のため、大分県が行う治山事業に関連して土砂流出防備保安林等の指定拡大を行ってきた。今後も県等と連携しながら森林の持つ涵養機能の充実に努めたい。	弥生振興局地域振興課
	自然公園保全事業 ・自然公園区域を保護するため環境美化活動等を実施する。 ・優れた自然環境を保全するため、必要に応じて自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について、県に要請する。	取組中	優れた自然環境について保全、活用を進めるため、必要に応じ保安林や自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について県に要請します。また、県等と連携し、自然公園法や自然公園条例に基づく自然公園区域の保護に努めた。	環境対策課
	③地域に親しまれている巨樹や樹林の保護			
	取組なし。			
	④佐伯市森林整備計画に基づいた森林整備			
	佐伯市森林整備計画 森林法第10条の5の規定に基づき、森林整備に関する基本的事項等を定めた佐伯市森林整備計画の変更を適宜検討する。また、市町村森林情報整備事業（国庫補助）により森林GISデータシステムの構築を図る。	取組中	計画の変更を適宜行っている。	農林課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 優れた自然環境の保全・活用	⑤豊かな森づくりに向けた取り組み			
	弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟梅牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	弥生振興局管内で、森林の伐採届けが提出された場合、森林所有者に対し、伐採跡地の自然環境の保全のため広葉樹の植樹のすすめ、多面的機能が高い森作りを目指した。	弥生振興局 地域振興課
	「番匠川源流の里」保全植樹会 ・第12回「番匠川源流の里」保全植樹会の開催 佐伯マリンロータリークラブとの共催事業。本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の植樹会を実施。300本の広葉樹を番匠川源流域に植樹	取組完了	平成27年3月8日（日）に植樹会を実施。参加者約120名。植樹本数100本（桜20本、アジサイ80本）記念碑を設置し除幕式を行った。	本匠振興局 地域振興課
	⑥イベント等を活用した森林保全			
	「番匠川源流の里」保全植樹会 ・第12回「番匠川源流の里」保全植樹会の開催 佐伯マリンロータリークラブとの共催事業。本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の植樹会を実施。300本の広葉樹を番匠川源流域に植樹	取組完了	平成27年3月8日（日）に植樹会を実施。参加者約120名。植樹本数100本（桜20本、アジサイ80本）記念碑を設置し除幕式を行った。一応宮ノ越公園はこれで1段落したが今後はまたマリンロータリークラブと協議する。	本匠振興局 地域振興課
	⑦水辺の保全、活用の推進			
	瀬海水浴場海びらき（海岸クリーンアップ事業） 海水浴場の安全祈願とともに海岸の清掃を行う。	取組中	地区民がボランティアで参加してくれて、自己啓発の高揚になるとともにより良い環境づくりができています。	上浦振興局 地域振興課
	弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟梅牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	春と秋、年に2度の番匠川の河川清掃。また、四季の森の植樹活動や梅牟礼山道の草刈りを通じ、地域住民の体験交流を進めるとともに、憩いの場の整備等に努めた。	弥生振興局 地域振興課
	クリーンアップ事業（海岸清掃） 鶴見の生活の基盤である海へ美化精神の高揚を図るため、清掃を行う。	取組中	佐伯市・大分県漁業協働組合鶴見支店が主催をし、自治会・あまべ商工会・佐伯市観光協会鶴見支部・鶴見磯釣組合が後援により実施。 ・6月4日 代表者会議で実施方法並びに清掃分担表を決定。 ・7月27日 クリーンアップ事業実施 参加人数 約1,216人 ゴミ回収 約20t	鶴見振興局 地域振興課
	間越海岸海水浴場保全事業 夏休み前に海岸の清掃	取組中	7月12日、漁協、自治会連携により、海岸清掃をおこなったことで、快適な海水浴場を整備することができ、地域の環境は自分たちで守り育てる環境が整った。	米水津振興局 地域振興課
	元猿海岸清掃活動 蒲江を訪れた人々に「美しい蒲江の海」を楽しんでもらうために、蒲江の観光資源、環境を守る取り組みを実施する。 ・元猿海岸一帯及び駐車場周辺の清掃活動	取組中	例年行政、観光協会会員、地域住民等で元猿海岸と駐車場周辺の清掃作業を行っているが、今年は雨天のため、行政で駐車場周辺の清掃作業を行った。	蒲江振興局 地域振興課
2 優れた自然環境の保全・活用	佐伯市川を守り水辺に親しむ会 河川愛護デーを主催する「佐伯市川を守り水辺に親しむ会」に補助を行う。	取組中	河川愛護デーを実施することにより、親水空間等の整備を図ることができた。	建設課
	臼坪川菖蒲園整備計画 花の苗を育てる福祉施設「サニーハウス」に年間管理委託し、1ブロックは菖蒲の株の生育のため、菖蒲を残し、バックヤード育成床のプランター100個（1,000株）を菖蒲の時期にならべる。2、3ブロックは四季折々の花の植え付けを行う。	取組中	1ブロックのバックヤードには菖蒲を約1,500株植え、2、3ブロックには花の苗を夏3,000株、冬2,000株植えることで、市民憩いの空間の整備ができた。	都市計画課
2 優れた自然環境の保全・活用	⑦水辺の保全、活用の推進			
	弥生ジュニアスクール(社会教育単独事業) ・カヌー体験教室の開催 放課後子どもプランの一環として、小学校5、6年生の弥生ジュニアスクール登録者を対象に、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施	取組中	ジュニアスクール生62名が本匠の番匠川にて、インストラクターからカヌーのこぎ方や川遊びの楽しさまた危険性などの基本を学び、実際にカヌーに乗って体験し、また、あゆのちゃんが体験で、直に番匠川の美しさを体感でき、自然環境の保護や美しい川を守り引き継いでいくことの大切さを、子ども達に伝えることが出来た。	社会教育課 (弥生振興局)

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 優れた自然環境の保全・活用	⑧豊かな海づくりに向けた取組			
	弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟梅牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	ボランティアによる植樹活動や、広葉樹の植樹の推進を進めることで、間接的に豊かな海づくり、森づくりの取り組みを行った。	弥生振興局 地域振興課
	「番匠川源流の里」保全植樹会 ・第12回「番匠川源流の里」保全植樹会の開催 佐伯マリンロータリークラブとの共催事業。本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の植樹会を実施。300本の広葉樹を番匠川源流域に植樹	取組完了	平成27年3月8日（日）に植樹会を実施。参加者約120名。植樹本数100本（桜20本、アジサイ80本）記念碑を設置し除幕式を行った。一応宮ノ越公園はこれで1段落したが今後はまたマリンロータリークラブと協議する。	本匠振興局 地域振興課
	藻場干潟保全活動 磯焼け対策：水産多面的機能発揮対策による藻場保全活動及び磯焼け状況調査	取組中	稚魚の住みかや貝類の餌等となる海の森と呼ばれる藻場の保全に向け、市内5活動組織で保全活動を実施した。 ・活動日数171日(延べ) ・活動人数1,792人(延べ) ・実施面積322.1ha(延べ)	水産課
	⑨条例に基づいた、清流保全のための活動支援			
	佐伯市川を守り水辺に親しむ会 「佐伯市清流保全条例」に基づき、清流保全のための河川の清掃活動に対して、資材の支給・貸し出し等の支援を行う。	取組中	本年度は実績なし	建設課
3 優れた自然とのふれあいの推進	①ふれあい機会の充実、人材の育成			
	青少年課外活動荻町交流事業 小学生を対象に旧姉妹町である荻町との交流事業として、荻町に向かい田植え・稲刈り体験教室を実施し、12月に荻町からの小学生を受入れ豊後二見ヶ浦のしめ縄の張替えと一緒に行うとともに、稲刈り体験教室で収穫した米を用いて餅つきを実施する。	取組中	・「田植え体験教室（5月）」参加者数：佐伯市上浦43名、竹田市荻町29名 計72名 ・「稲刈り体験教室（10月）」参加者数：佐伯市上浦38名、竹田市荻町28名 計66名 ・「豊後二見浦しめ縄張替え及びもちつき体験教室（12月）」参加者数：佐伯市上浦42名、竹田市荻町19名 計61名 ・子どもたちが田植等の農業体験をするとともに、自然環境の大切さを認識できた。	上浦振興局 地域振興課
	かぶとむしの村づくり事業 生きたかぶとむしを自然の中で、自分で見つけ自分で捕まえる森づくりのために、かぶとむしの繁殖に取り組む。「かぶとむしふれあい館」を活用して、昼間、夜間の生態を観察させる。又かぶとむし木登り大会等のイベントを開催しPRにつとめる。	取組中	・カブトムシまつりの開催（木登り大会等）来場者 700人 ・カブトムシの養殖3,800匹 ・クヌギ植栽地の下刈・施肥作業 1,000㎡ 上記事業を実施することによりカブトムシが生息しやすい環境づくりが徐々にできつつある。また視察の受入れやマスコミへの露出によりかぶとむしの村作りのPRに努め、本活動を通じ地域の中核を担うリーダーの育成を図っている。	直川振興局 地域振興課
	あまべ渡世大学事業 蒲江の生業である「漁業」の体験や地域資源である海での活動を行っているNPO法人かまへブルーツーリズム研究会と連携して、ツーリズム型観光の醸成・人材育成・情報発信を行っていく	取組中	平成26年度のあまべ渡世大学受講者（体験者）数は7,099人であった。県内外の多くの人に蒲江地域の自然や郷土食を知って頂く機会が出来た。また上入津小学校高学年21名に対し、郷土料理の体験学習を開催した。	蒲江振興局 地域振興課
	柳瀬地区オーナー田事業 平成14年度から、柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、水田（水稻）のオーナー事業に取り組んでいる。毎年20家族程度のオーナーを受入れ、地域住民との交流が深まっている。	取組完了	平成25年度完了	農林課
	弥生ジュニアスクール(社会教育単独事業) ・カヌー体験教室の開催 放課後子どもプランの一環として、小学校5、6年生の弥生ジュニアスクール登録者を対象に、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施	取組中	ジュニアスクール生62名が本匠の番匠川にて、インストラクターからカヌーのこぎ方や川遊びの楽しさまた危険性などの基本を学び、実際にカヌーに乗って体験し、また、あゆのちゃんが体験で、直に番匠川の美しさを体感でき、自然環境の保護や美しい川を守り引き継いでいくことの大切さを、子ども達に伝えることが出来た。	社会教育課 (弥生振興局)
	宇目グリーンクラブ事業(社会教育単独事業) 子供たちの健全育成事業の一環として、小学4年生から中学2年生を対象に、各種体験学習等を通じ、自然の大切さや地域の素晴らしさを学習させる。実施する事業は年度ごとに計画する。	取組中	チューリップの花植えボランティア（30名参加）や阿蘇山の火口見学（15名参加）、水生生物の観察（19名参加）などを実施し、ふるさとの環境意識・環境美化意識の高揚が図れた。	社会教育課 (宇目振興局)

3
優れた自然とのふれあいの推進

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
	①ふれあい機会の充実、人材の育成			
	蒲江ふるさと探検隊(社会教育単独事業) 蒲江の小学生(4・5・6年生)を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をとおして、蒲江の自然の素晴らしさや、地域の人々とふれあい自分か住む蒲江を感じ、知ること「ふるさとを思う心」を育む。 ・環境学習 ・仕事体験 ・自然体験学習(カヌー等) ・キャンプ	取組中	本年度、市内山間部の子どもクラブと交流事業を実施し、海を利用した活動に加え、番匠川での「あゆのちゃん掛け体験」や「カヌー体験」など実施したことにより、広く市内の自然体験を実施することができた。	社会教育課 (蒲江振興局)
	②団体等の活動支援			
	ホテルに関する取り組み(板屋地区ほたる観賞会) ・第23回本匠ほたる祭りの開催 板屋地区ほたる観賞会主催。 ・ほたるの学校開校事業の支援 佐伯市主催の本行事に板屋地区ほたる観賞会が前面バックアップし、ホテルを通じた自然啓発活動を行い、同時に都市間交流の推進を図る。	取組中	第23回本匠ほたる祭りの開催 6月7日(土) ・ほたるの学校開校事業の支援 6月2、8、9、15、16日(15日は雨のため中止)に委員がローテーションを組みホテル観賞の案内をするとともに環境保護の啓発に努めた。 来年も引き続き、ほたる祭り、ほたるの学校事業などほたる関連事業に積極的に取り組み地域のPRとあわせ環境保護の啓発に努める。	本匠振興局 地域振興課
	グリーンツーリズム、ブルーツーリズム推進団体の支援 農家民泊を中心に取り組む「さいぎグリーンツーリズム研究会」や、海の体験メニューを提供している「NPO法人かまえブルーツーリズム研究会」について、自立的な活動を尊重しつつ、必要な側面支援を行う。	取組中	平成23年度からさいぎグリーンツーリズムの農泊受入れが始まり、平成26年度は神戸市内中学校の教育旅行の受入れや北九州市内中学校の体験学習、インド大学生等インパンウインドの受入れも積極的に受入れた。農泊家庭も30戸となり受け入れ家庭も増えている。今後はさらに修学旅行を中心に学生の受入増につとめ流入人口の増加による、地域の振興や豊かな自然に親しんでいただき、田舎の農漁村地域を良さを感じていただくことに努めていく。	観光課
	森林ボランティア活動事業 佐伯広域森林組合が行う森林ボランティアによる森林整備活動事業に対して補助する。	取組中	佐伯広域森林組合が行う森林ボランティアを支援することで、自然とのふれあい等、体験交流事業を推進することができた。	農林課
	③歩道や駐車場、トイレ等の整備			
取組なし。				
④市全域の自然環境調査ガイドブックの作成				
自然環境調査ガイドブック作成事業 自然環境調査報告書を活用したガイドブックの作成	取組中	市全域の自然環境調査の成果を活用し、環境教育や学習活動及び地域振興や体験交流等に資する「自然環境調査ガイドブック(仮称)」を作成しています。	環境対策課	



ホテルに関する取り組み(ほたる祭り)



あまべ渡世大学事業

2 多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 良好な生態系の保全	①生態系保全事業(磯焼け対策、魚道等)の推進			
	漁村再生交付金事業(佐伯湾地区) 上浦(大浜・蒲戸)地区増殖場測量設計	取組中	・大浜工区の増殖場造成工事1,000㎡が完了 ・効果調査の結果、海藻類増殖を確認 ・福泊工区の測量調査及び実施設計を完了	水産課
	藻場干潟保全活動 磯焼け対策・水産多面的機能発揮対策による藻場保全活動及び磯焼け状況調査	取組中	稚魚の住みかや貝類の餌等となる海の森と呼ばれる藻場の保全に向け、市内5活動組織で保全活動を実施した。 ・活動日数171日(延べ) ・活動人数1,792人(延べ) ・実施面積322.1ha(延べ)	水産課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 ① 良好な生態系の保全	②市全域の自然環境調査の結果を踏まえた保全事業の検討			
	自然環境調査の結果を踏まえた保全事業 保全用標識及び保全対策用消耗品	取組中	野生動物の行動域や繁殖地、渡り鳥の飛来地、自然植生の分布地等については、市全域の自然環境調査等の結果を踏まえ、学識経験者等と連携して保全に努めた。	環境対策課
2 ② 外来生物の防除対策等の推進	①啓発の推進			
	自然環境保護事業 ホームページやケーブルテレビを通じての啓発 外来生物啓発看板の設置	取組中	外来生物による佐伯市の在来の生物や生態系への影響の防止を図るため、外来生物やペットによる地域固有の生物への影響等について、パンフレットや市の公式ホームページ等を通じた啓発に努めた。	環境対策課
	②監視体制の検討			
	取組なし。			
3 ③ 有害鳥獣対策の推進	③調査や駆除対策の推進			
	外来魚被害緊急対策事業 在来種の鮎・エビ・公魚等を保護するために、外来種のブラックバス・ブルーギル等を駆除する。 対象地域：宇目町漁協・番匠川漁協・堅田川漁協の内水面 駆除方法：刺し網・かご等を設置	取組中	・ブラックバス、ブルーギルの駆除で在来種の保全 ・生息状況調査で、被害の低減に資する知見を得た ・駆除数：ブラックバス29尾、ブルーギル52尾	水産課
	①被害状況の調査			
	鳥獣害防止総合支援事業 ・佐伯市鳥獣被害防止計画に基づいて有害鳥獣対策を推進する。	取組中	有害鳥獣捕獲体勢の整備を図るとともに、希望する集団営農者に対して鳥獣進入防止柵の原材料を支給することによって、鳥獣被害の軽減を図ることができた。	農林課
4 ④ 環境に配慮した農林水産業の推進	②シカ等の適正な頭数管理			
	有害鳥獣捕獲事業 シカ、イノシシ及びサル捕獲に対し、報償金を支給する。 イノシシ（4/1～10/31） 6,000円、 シカ（4/1～10/31） 8,000円、 シカ（11/1～3/31） 6,000円、 サル（4/1～3/31） 30,000円	取組中	有害鳥獣捕獲強化の取り組みにより、捕獲圧の強化が図られ、イノシシ・シカ・サル・小動物の捕獲により、農林策物への被害防止に寄与できた	農林課
	再造林地鳥獣防護柵設置促進事業 植栽地におけるシカネットの助成について、既存の助成に新たに上乗せした補助を行う。	取組中	シカネットを設置することにより、植栽地を理想的な環境で保育することができ、森林が整備されることで、豊かな自然環境を保全・創造することができた。	農林課
	①環境保全型農業の普及・啓発			
5 ⑤ 環境に配慮した農林水産業の推進	耕畜連携資源循環推進事業 市の堆肥施設に管内の畜産農家の糞尿を回収し、発酵・乾燥により良質の堆肥を生産し、農地における化学肥料投入の削減を図り環境保全型農業を確立する。 ・家畜糞尿を原料とした堆肥の生産 ・堆肥販売	取組中	販売を行った下記の団体に補助を実施した。 ・(有)きらり（本匠）：77千円 ・直川コンポスト組合（直川）：180千円 牛糞や木屑などの廃材を活用した堆肥の販売費用を補助したことによって、農作物を生産する農家負担を軽減するとともに有機栽培の推進ができた。	農林課
	環境保全型農業（エコファーマー） 環境保全型農業を推進するため各生産部会ではエコファーマーの認定に取り組んできた。さらには、おおいた生産物認証制度の認証取得も進めている。	取組中	26年度の実績としては、申請者は0であるが、今後も環境保全型農業の普及・啓発のためにも継続して実施する。	農林課
	②エコファーマーに係る啓蒙・啓発			
	環境保全型農業（エコファーマー） 環境保全型農業を推進するため各生産部会ではエコファーマーの認定に取り組んできた。さらには、おおいた生産物認証制度の認証取得も進めている。	取組中	26年度の実績としては、申請者は0であるが、今後も環境保全型農業の普及・啓発のためにも継続して実施する。	農林課
6 ⑥ 環境に配慮した農林水産業の推進	③環境に配慮した水産業の推進			
	サンゴ保全（食害生物駆除）事業 サンゴ群落は優れた海中景観を構成する重要な要素であり、また生態系の貴重な一員としても保護することが重要です。主にサンゴが分布する蒲江深島周辺の海域を天敵であるレイシガイダマシ類及びトヨツガイ類の分布・被害状況調査及び駆除を行い、被害拡大を未然に防ぐことを目的とする。	取組中	9月5日、6日の2日間で、深島周辺のサンゴ食巻貝やオニヒトデなど1,856個体を駆除し、サンゴの保全に努めた。	蒲江振興局 地域振興課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 環境に配慮した農林水産業の推進	③環境に配慮した水産業の推進			
	漁場クリーンアップ事業 漁場環境の改善を図るため、海岸や漁場に漂着した流木・ごみの除去や漁網にかかったごみの持ち帰り運動を推進する。 また、サメやツメタガイ等の有害動植物の駆除を行う。	取組中	サメ類駆除：駆除数19頭 駆除面積15,000h a ツメタガイ駆除：駆除数260kg（卵） 駆除面積20h a 入網ゴミ持ち帰り回収・処理：回収処理ゴミ量20m ³ 回収面積9,000h a 漁港、海岸等漂着ゴミ処理：ゴミ処分量43.5m ³ 水産資源管理実践支援事業として実施。	水産課
	磯根資源増殖推進事業 磯根資源を効率よく増やすため、資源管理を強化しつつ種苗放流（アワビ）を行う。	取組完了		水産課
	水産資源管理実践支援事業 磯根資源を効率よく増やすため、資源管理を強化しつつ種苗放流（アワビ）を行う。 補助率については、次のように変更 旧 県：1／2 市：1／4 漁協：1／4+消費税 ↓ 新 市：1／2 漁協：1／2+消費税 ※県は上乗せ補助：漁協が5千個注文したら、1万個納品	取組中	磯根資源を効率良く増やすため、2年間漁獲できない禁漁区（保護区）を新たに設定することを条件に県が上乗せ放流をする制度が始まり、佐伯及び蒲江支店を除く管内その他の漁協支店が参加し、アワビ種苗の放流を行い、生産力の向上を図った。 放流個数：219,675個	水産課
	④環境に配慮した農村整備の推進			
	農地・水・環境保全向上対策 農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたため地域ぐるみの効果の高い共同活動を行うことで農村環境を守っていく。 ・農地の保全 ・農道、水路の維持・補修 ・環境への取り組み	取組中	農地・水路等の農業資源や農村環境が保全され、農業の持続が図られるとともに環境に配慮された営農活動支援が図られた。 ・共同活動実施地区 33集落（681ha） ・施設の長寿命化のための活動実施地区 3集落（150ha）	農林課
	農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。 農道整備、鳥獣害防護施設、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、施設補強整備	取組中	事業実施にあたっては、出来るだけ現況の水路及び農道の位置に用排水路及び農道を設置し、極力生態系に影響をおよぼさないように事業実施を行った。	農林水産工務課
	中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的に計画的に実施する。 農業用排水路、農道整備、農用地開発、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、生態系保全施設	取組完了	ほ場整備の実施にあたっては、出来るだけ周辺環境に配慮した形で水路及び農道を設置し、極力生態系に影響をおよぼさないように配慮した。	農林水産工務課
	⑤公共事業等における生態系への配慮：再掲			
	農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。 農道整備、鳥獣害防護施設、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、施設補強整備	取組中	水路及び農道の改良については出来るだけ現況位置に設置することで、極力生態系に影響をおよぼさないように配慮した。	農林水産工務課
	中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的に計画的に実施する。 農業用排水路、農道整備、農用地開発、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、生態系保全施設	取組完了	事業実施にあたっては、出来るだけ現況の水路及び農道の位置に用排水路及び農道を設置し、極力生態系に影響をおよぼさないように配慮した。また農道水路の法面は極力土羽構造とした。	農林水産工務課
	中山間地域総合整備事業（佐伯地区） 農業生産性の向上、農業構造の改善、これに関連する農村生活環境の向上を図るため整備を総合的に計画的に実施する。 農業用排水路、暗渠排水、農道整備、鳥獣侵入防止施設整備、農業集落道整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落排水施設整備	取組中	出来るだけ現況の水路及び農道の位置に用排水路及び農道を設置し、極力生態系に影響をおよぼさないように配慮した。また農道水路の法面は極力土羽構造とした。	農林水産工務課
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（大越地区） 本事業において農道・水路及び鳥獣侵入防止柵を整備し農業交通の安全・水不足の解消・鳥獣被害の防止を目的に実施する。 農業用排水施設整備、農道整備、鳥獣侵入防止施設整備	取組完了	事業完了(H25)	農林水産工務課

基本目標1【取組状況】取組完了：9 取組中：48 未実施：0

◆基本目標2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち

1 公害のない住みよいまちをつくる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 大気環境、 水環境、 土壌環境の 保全対策の 推進	①法規制に基づく対策の推進			
	公害防止対策事業 ・公害防止協定に基づく興入排水水質濃度測定及び排ガス濃度の情報把握を実施する。 ・騒音・振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制基準の遵守に関する監視、指導を実施する。 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく規制基準の遵守については、県が実施する監視、指導に関して協力をを行う。	取組中	平成26年度苦情対応数97件。悪臭対策については現状の濃度規制ではやや手詰まり感が認められるので、今後は他の対策を考慮すべきか。	環境対策課
	②交通体系の整備			
	市内道路改良事業 自動車等の排ガス抑制や交通騒音の軽減を図るために道路拡幅による走行速度の向上、工事の協同施工、路面の維持補修、交差点改良等を行う。	取組中	市道の改良においては、交差点改良、バイパスの設置等排ガス抑制につながる事業を継続して実施できた。	建設課
	③ノーマイカーウィークの導入検討及び公共交通機関の利用推進			
	公共交通機関の利用促進 ・交通空白地域に市営のコミュニティバスを継続して実施運行を行い、公共交通機関の利用を促進する。（宇目・本匠・直川・弥生・大入島・黒沢地区）	取組中	コミュニティバス利用者については、微増ではあるが年々増加傾向にあり公共交通機関の利用により、排出ガス量の削減に貢献できた。	企画課
	④省エネ運転の普及・啓発			
	省エネ運転の普及・啓発事業 省エネ運転の普及・啓発活動 （市報・ホームページ・ケーブルテレビ行政番組等の活用）	取組中	環境配慮の行動啓発のため、市報において、省エネ運転に関する啓発記事を掲載（1回）。今後も市民、事業者に対し、環境問題の意識啓発と併せて、省エネ運転の普及啓発を行っていく必要がある。	環境対策課
	⑤低公害車等の率先導入			
	取組なし。			
	⑥低公害車等の補助制度の検討			
	取組なし。			
	⑦生活公害等に関する指導			
	大規模小売店舗立地法に基づく意見提出 大規模小売店舗の立地にあたり、周辺の生活環境保持の見地から意見を提出する。	取組中	環境影響について関係課の意見を聞き、意見書を提出した。	商工振興課
	生活環境保全推進事業 ・市報等を活用して市民や事業所等への啓発、広報活動 ・関連苦情処理 ・ケーブルテレビを活用して市民や事業所への啓発・広報活動	取組中	広報啓発については主として苦情処理と併せて行っているものの、期待した効果が上がっているとは言い難い状況である。	環境対策課
	⑧安全・安心な飲料水の確保			
	取組なし。			
	⑨水質浄化に関する啓発の推進			
	北川ダム湖環境整備推進協議会 管内にある北川ダム湖の水質が下流域の河川の環境に変化を与える影響が大きいため、協議会では、水質検査を毎年5か所9回実施すると共に上流、下流域の小学生による交流事業で啓蒙・啓発の推進に努める。	取組中	北川ダム湖を通じて延岡市、佐伯市による共同事業を行うことにより市民間での交流が図られると共に清流北川を守る共通認識が生まれた。	宇目振興局 地域振興課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 大気環境 水環境、 土壌環境の 保全対策の 推進	⑩下水道等の計画的な整備及び下水管等への接続の推進			
	クリーンセンター施設改修工事（下水道投入） し尿処理施設（クリーンセンター）から下水道終末処理場へ、し尿等（し尿・浄化槽汚泥）を移送し、終末処理場で処理を行うことにより、し尿処理施設に係る人件費、処理コストの低減を図る。（H24年度から繰り越し）	取組完了	平成25年11月5日に工事完了による引渡しを受け、これまでの処理工程から直脱方式に本格移行し、終末処理場への放流が開始された。処理工程が縮小されたことによる、設備電気使用量の節減が図られ、月の最大需要電力も401kwから187kwへと低減することができた。	環境対策課
	生活排水処理普及促進事業 生活排水処理率向上のため、下水道未接続に対して戸別訪問による普及促進。市報掲載による下水道や合併浄化槽の普及啓発。「下水道の日（9月10日）」にあわせた啓発用横断幕の設置	取組中	下水道未接続者に対し、戸別訪問を1,075件、市報による啓発を年5回行った。また、下水道の日に合わせ、ケーブルテレビ放送及び横断幕の設置などを行い、啓発活動に努めた。汚水衛生処理率は、62.5%から63.1%に向上した。	生活排水対策課
	大分県農業集落排水事業（佐伯地区） 農業集落排水施設を取り巻く条件や環境の変化、排水規制の強化等があった場合の汚水処理施設や管路施設等の機能診断（9地区）を実施する。	未実施	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は、雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行う。平成27年度は、3地区の機能診断を実施する予定。	生活排水対策課
	公共下水道事業（佐伯処理区） 管渠整備（雨水・補助）、管渠整備（雨水・単独） 管渠整備（汚水・補助）、管渠整備（汚水・単独） 処理場改築（補助）、処理場改築（単独） 地震対策（補助） 処理人口：19,306人	取組中	平成26年度は、鶴望処理区分内の汚水幹線240mを築造し、田の浦、女島、中の島、来島の面整備247mを整備した。また、駅前雨水路を19mを整備した。	生活排水対策課
	特定環境保全公共下水道事業（蒲江処理区） 管渠整備（補助） 管渠整備（単独） 処理人口：743人 処理方法：膜処理活性汚泥法	取組中	全体計画53haのうち平成26年度は、7haを整備し、累計で28ha（進捗率52.8%）の整備を行った。	生活排水対策課
	⑪下水道等の整備計画区域外における浄化槽の整備及び適正管理の推進			
	佐伯市浄化槽整備事業 下水道事業、農業・漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、生活排水処理事業実施区域を除く地域で、浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。 今年度予定基数 185基	取組中	平成26年度実績については、整備予定185基に対して193基の実施となった。計画を上回る実施状況であるため、事業実施による環境改善効果は十分にあったと考えられる。	生活排水対策課
	生活排水処理施設建設事業 市が設置主体となり戸別合併処理浄化槽を各戸に整備することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。設置後は各戸の浄化槽は市の財産となり、使用者から使用料を徴収し、浄化槽の維持管理等を市が行う。 今年度予定基数 15基	取組中	平成26年度実績については、整備予定15基に対して10基の実施となり、おおむね66%の実施状況である。計画に対する実績は達成できなかったが、事業の全体計画は平成41年度となっており、全体計画の設置基数953基に対しても調整可能な範囲であるので問題はないと考える。	生活排水対策課
	⑫生活排水処理施設の整備促進と水洗化の向上			
	生活排水処理施設整備構想事業 この構想は公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備を、市内全域において計画的かつ効率的に進めていくことを目的として策定します。 （大分県生活排水処理施設整備構想に併せて5年に1回見直しを予定（前回平成21年度見直し））	取組中	構想原案を策定した。	生活排水対策課
	⑬環境保全型農業の普及・啓発：再掲			
	耕畜連携資源循環推進事業 市の堆肥施設に管内の畜産農家の糞尿を回収し、発酵・乾燥により良質の堆肥を生産し、農地における化学肥料投入の削減を図り環境保全型農業を確立する。 ・家畜糞尿を原料とした堆肥の生産 ・堆肥販売	取組中	販売を行った下記の団体に補助を実施した。 ・（有）きらり（本匠）：77千円 ・直川コンポスト組合（直川）：180千円 牛糞や木屑などの廃材を活用した堆肥の販売費用を補助したことによって、農作物を生産する農家負担を軽減するとともに有機栽培の推進ができた。	農林課
	環境保全型農業（エコファーマー） 環境保全型農業を推進するため各生産部会ではエコファーマーの認定に取り組んできた。さらには、おおいた生産物認証制度の認証取得も進めている。	取組中	26年度の実績としては、申請者は0であるが、今後も環境保全型農業の普及・啓発のためにも継続して実施する。	農林課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 等化学物質推進対策	①化学物質対策等の推進			
	PRTR法に基づく化学物質に関する情報収集 ・PRTR法に基づくデータの収集、分りやすいデータの提供 ・県と連携して化学物質の実態の把握 ・環境の監視	取組中	国からの個別事業所のデータを収集し、事業者等の実態把握。	環境対策課
3 の環境監視体制	①環境監視・連絡体制等の継続、充実			
	環境監視事業 ・市内1箇所（石間地区）での常時大気観測 ・交通騒音、振動調査 市内8ヶ所 ・県の大気環境監視に基づく環境監視の協力 ・自動車騒音常時監視業務 ・悪臭測定業務等	取組中	工業地域の大気の状態を24時間体制で監視し、記録を実施。	環境対策課

2 ものを大切に、持続可能なまちをつくる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 3Rの推進	①一般廃棄物（ごみ）処理計画の見直し			
	紙ごみ削減事業 機密文書を大分市内にある専門の処理業者に持ち込むことによって庁舎から出る紙ごみの量を減らす。	取組中	紙ごみを再利用する意識は浸透したが、一時的に大量に出る機密文書への対応が出来ていない。	財政課
	一般廃棄物処理基本計画策定事業 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の策定	取組中	平成20年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（見直し）の策定を実施した。また平成27年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を策定を実施した。 実施計画に基づき、ごみの排出抑制、再資源化の促進、適正処理等を促進するための具体的な施策の展開を図った。	清掃課
	ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル ・佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ペットボトルの分別回収を実施する。 ・プラスチック製容器包装について、マテリアルリサイクルの検討を行う。	取組中	ペットボトルを分別回収することにより燃えるごみの減量化につながるとともに、分別回収されたペットボトルを再利用することにより循環型社会の形成に寄与したマテリアルリサイクルの確立ができた。 なお、ペットボトルの中に異物の混入等が若干見受けられるため、継続した啓発活動が必要である。	清掃課
	資源ごみの無料化 佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、家庭から排出される資源ごみの処理手数料の無料化を実施する。	取組中	資源ごみの収集を無料化することにより、燃えるごみ及び燃えないごみの中に混在するビン、カン及びペットボトルが資源ごみに移行することが期待でき、燃えるごみ及び燃えないごみの減量化につながった。 しかし、依然として紙類の分別が進んでおらず、今後は紙類の分別について、一層の啓発活動を行うことにより、更なるごみの減量化に努めていく。	清掃課
	②普及啓発の推進			
1 3Rの推進	紙ごみ削減事業 燃えるごみの中から紙ごみを中心とした「資源ごみ」へ移せるものの割合を少しでも高めるため、庁舎等の掲示板を利用しイラストを交えて分かりやすく啓発をする。	取組中	段ボールとその他の紙については、仕分けが良くできているが新聞紙の仕分けが十分ではない。	財政課
	②普及啓発の推進			
	3R普及啓発推進事業 ・市報によるごみ減量（3R）の推進啓発 ・ごみ収集日程表によるごみ減量（3R）の推進啓発 ・ケーブルテレビによるごみ減量（3R）の推進啓発 ・出張講座	取組中	市報、ケーブルテレビ、出張講座等を通じ、ごみの分別を始めごみの減量、再資源化等の啓発活動を実施した。資源ごみの分別も一定程度正しくされており、再資源化量も増加しており、普及啓発活動の効果があつた。 （市報掲載7回、CATV番組4回放映、出張講座3回）	清掃課
1 3Rの推進	ごみの分別方法に関する普及・啓発の推進 ・リニター研修（自治委員・職員等） ・職員（エコ推進員等）に対するごみ分別方法の研修実施 ・市報等による分別方法の周知及び3R推進普及 ・地域に出向いての住民に対する研修（出張講座）の実施	取組中	3R推進啓発活動を市報掲載（7回）、CATVによる放映（4回）、出張講座（3回）、ごみ収集日程表による3R啓発（1回）、市職員向け3R啓発（1回）に取り組んだ。 ごみの分別を始め、排出抑制、再利用、再生利用の啓発活動を行った結果、一定の成果があつた。	清掃課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1) 3Rの推進	③マイバッグ運動の推進			
	レジ袋削減の取り組みとマイバッグの普及 ・市内協力店舗によるレジ袋無料配布中止の取組み ・レジ袋無料配布中止の市内協力店舗の募集 ・マイバック運動の普及・啓発運動の実施	取組中	マイバッグ持参率80%を目標に掲げ取組を開始したが、本市においては、約85.3%と目標値を上回ることができたのは、普及啓発活動の成果と市民の本事業への関心の高さもあり、理解・協力が得られた結果といえる。	清掃課
	④イベント等と連携した3Rの推進			
	「家族で集う！キャンドルのタベ」事業 「第7回家族で集う！キャンドルのタベ」開催 夏至の日を中心にキャンドルの灯りで音楽を楽しむイベントを開催し、その中で環境問題（省エネ、ごみ減量等）についての呼びかけをする。 ・主催 キャンドルのタベ実行委員会、本匠地区公民館	取組中	環境美化活動や省エネ・節電に努めるなど市民の地球温暖化対策や地球環境問題への理解と関心を高めることができた。 ・実行委員会 3回 ・参加者 100名	本匠振興局 地域振興課
	3R推進事業 ・主催者等に対してイベント開催時におけるごみ分別の徹底を依頼 ・イベント等から発生したごみの受入れ方法を見直し（処理手数料の有料化など）さらなるごみの減量化を促す。	取組中	市が関係するイベントから排出されるごみに対し、ごみの分別方法及び資源ごみの分別排出の指導、協力依頼を行った。	清掃課
	⑤公共事業の残土の活用			
	工業用地造成事業 企業誘致推進のため、新たな工業団地の整備として、10ha程度の工業用地を造成する。	取組完了	高速道路建設工事発生土を12万㎡受け入れた。	商工振興課
	⑥給食残渣の堆肥化の推進			
	取組なし。			
	⑦「新油田プロジェクト」等による廃食油の活用			
	新油田プロジェクト 廃食油の回収を学校給食を中心に行い、一般飲食店や地区、学校等地域で回収できるシステムを構築し地域資源を利用した新エネルギーの精製に取り組む。また、精製したBDFの品質を向上し、公用車や船舶への安定供給を目指す。 ・学校給食センターでの回収 ・飲食業者等からの回収 ・一般家庭からの回収（地区回収・学校回収）	取組中	BDF精製工場を移設したことにより、安全に廃油等を保管できるようになった。回収地域拡大により、回収量・精製量とも増加しているが、BDFを使用できる公用車等が減り、新型ディーゼルエンジンには適していないため、利用方法を模索する必要がある。精製機械についても維持補修等の費用を考えると今後の取り組みについても疑問である。	環境対策課
2) 不法投棄対策	⑧家畜排泄物の適正な処理及び利活用の推進			
	耕畜連携資源循環推進事業 市の堆肥施設に管内の畜産農家の糞尿を回収し、発酵・乾燥により良質の堆肥を生産し、農地における化学肥料投入の削減を図り環境保全型農業を確立する。 ・家畜糞尿を原料とした堆肥の生産 ・堆肥販売	取組中	販売を行った下記の団体に補助を実施した。 ・(有)きらり（本匠）：77千円 ・直川コンポスト組合（直川）：180千円 牛糞や木屑などの廃材を活用したたい肥の販売費用を補助したことによって、農作物を生産する農家負担を軽減するとともに有機栽培の推進ができた。	農林課
	⑨生ごみに関する減量化の推進			
	生ごみ処理容器導入事業 ・生ごみ処理機購入費補助（購入金額の1/3、30,000円上限） ・生ごみリサイクル菌ちゃん野菜チャレンジ事業（コンポスター1基/世帯、ダンボールコンポスト3個/世帯の貸与及びペランダdeキエーロ3ヶ月以内の貸出し及び冊子・野菜の種の配布）	取組中	・コンポスター 50世帯（50個） ・生ごみ処理機購入費補助 15世帯（391,000円） ・ダンボールコンポスト 105世帯（274個） ・キエーロ貸出 12世帯 「生ごみリサイクル菌ちゃん野菜チャレンジ事業」への取り組みを新たに開始し講演会も実施した。生ごみの自家処理促進活動の一助となった。	清掃課
2) 不法投棄対策	①不法投棄防止の啓発			
	不法投棄対策事業（啓発） ・不法投棄防止看板設置 ・不法投棄防止啓発ピラ作成 ・市報等による不法投棄防止啓発活動の実施	取組中	不法投棄に対する啓発活動には、市報掲載及び不法投棄の多発地域への看板の設置等を行うことで一定程度の効果は得られているものの、不法投棄の行われる場所は広範囲にわたるため、十分な効果が得られているとは言い難い状況である。そのため今後も継続していく必要がある。	清掃課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 不法投棄対策の推進	②不法投棄の監視体制の充実			
	不法投棄対策事業（監視体制） ・大分県等との連絡・連携を深め、佐伯市独自の監視活動のみならず大分県が主体となって実施する不法投棄廃棄物撤去事業と併せて不法投棄監視体制を充実させ不法投棄対策防止に努める。	取組中	・大分県（嘱託職員）による佐伯市内の不法投棄監視活動の実施 ・佐伯市職員による不法投棄監視活動の実施	清掃課
	③不法投棄防止策の検討			
	不法投棄対策事業（防止策） ・不法投棄箇所の図面化・看板設置 ・不法投棄監視車両を活用した職員等による監視活動	取組中	不法投棄が繰り返される箇所には、不法投棄防止の立て看板を設置するなどの防止策を実施したが有効な手立てが無いのが現状である。	清掃課
3 産業廃棄物の適正処理、処分の促進	①県と連携した監視指導の強化			
	大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業 宇目地区道路改善事業及び配水管整備事業	取組中	直川地区市道細川内線道路改良事業を実施した。	環境対策課
	産業廃棄物適正処理推進事業 ・産業廃棄物処理施設の設置の際には、協定を締結し、近隣住民の生活環境の保全を図る。 ・産業廃棄物処理施設環境保全協議会の設置の推進に努める。	取組中	市内産業廃棄物処分場において、排水基準オーバーする事例が発生し、県と連携し調査・指導を実施。 引き続き、大分県と連携し、産業廃棄物処理業者への指導強化に努めます。	環境対策課
	②農業用廃プラスチックの適正処理			
	農業用廃プラスチックの適正処理 農業用廃資材や農薬の容器等の処理は法律により義務づけられている。その処理を円滑かつ適正に処理するために行われている。 ・年間を通して市内産廃業者への農家自身の持込（有料）の啓発 ・農協主体による年2回市内3ヶ所の指定した場所での回収（有料）	取組中	良好な生活環境を保持するため、JAが主体となり系統出荷者に対しては、蒲江、宇目、弥生営農センターの3か所で年2回、日を限定し回収を実施した。これにより、農業用廃資材の適切な回収が図られた。	農林課
4 漂着ごみ対策の推進	①漂着ごみ処理対策の推進			
	海岸漂着ゴミ対策事業 観光資源である海岸への漂着ゴミを迅速に処理するため、行政、自治会、建設業協会、ボランティアで協力して対処する。なお、人力で対応できない場合、予算がともなう場合は、本庁に対応を要請する。	取組中	台風等の被害が無かったため、大規模な事業は実施されなかったが、ボランティアが海水浴シーズンの週末を中心にペットボトル・発泡等を回収した。	上浦振興局 地域振興課
	海岸漂着ゴミ対策事業 海岸に漂着するゴミ処理を迅速にするため、行政・自治会・大分県漁業協働組合などの協力により実施する。 但し、年間通じて、漂着ゴミ処理の多い（猿戸、大島地区）については、国庫・県費補助事業の対応を要望している。	取組中	海岸に漂着するゴミ処理を、行政・自治会・大分県漁業協働組合などの協力より実施した。 ・7月27日のクリーンアップ事業実施に併せて漂着ゴミの処理 漂着ゴミ 約20t	鶴見振興局 地域振興課
4 漂着ごみ対策の推進	②漂着ごみ処理費用に対する補助制度の活用			
	海岸漂着ゴミ対策事業 海岸に漂着するゴミ処理を迅速にするため、行政・自治会・大分県漁業協働組合などの協力により実施する。 但し、年間通じて、漂着ゴミ処理の多い（猿戸、大島地区）については、国庫・県費補助事業の対応を要望している。	取組中	海岸に漂着するゴミ処理を、行政・自治会・大分県漁業協働組合などの協力より実施した。 ・7月27日のクリーンアップ事業実施に併せて漂着ゴミの処理 漂着ゴミ 約20t	鶴見振興局 地域振興課
	漁場クリーンアップ事業 漁場環境の改善を図るため、海岸や漁場に漂着した流木・ごみの除去や漁網にかかったごみの持ち帰り運動を推進する。 また、サメやツメタガイ等の有害動植物の駆除を行う。	取組完了	漁場クリーンアップ事業として県の補助を受けて事業を行ってきたが、漂着ごみ及び入網ごみの回収については補助対象でなくなったため、補助事業を活用した取り組みは平成25年度で終了している。	水産課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 の 漂 着 ご み 推 進 策	海岸漂着物地域対策推進事業 海岸漂着物を回収・処分することにより、海岸の良好な景観及び環境を保全し、併せて漁港漁場利用者の船舶航行時等の安全も確保する。	取組中	海岸に漂着した流木等を回収・処分することにより、佐伯市の良好な景観及び環境の保全に努め、併せて漁港漁場利用者の船舶航行時等の安全にも配慮した。上浦地区(長田漁港)、佐伯地区(護江漁港、日向泊漁港、片神漁港)、鶴見地区(吹浦漁港、松浦漁港、二叉漁港、丹賀漁港、梶寄漁港、大島漁港)、米水津地区(色宮漁港)、蒲江地区[入津漁港(畑野浦地区)、同(西野浦地区)]	農林水産 工務課

基本目標2【取組状況】取組完了：3 取組中：40 未実施：1



海岸漂着ゴミ対策事業(鶴見)



「家族で集う！キャンドルの夕べ」事業

◆基本目標3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち

1 美しく快適なまちをつくる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 地域美化活動の促進	①地域における環境美化の促進			
	日本一美しいまちづくり事業 花いっぱい運動や地域美化活動等の日本一美しい地域をめざした取り組みを展開する。 花の咲く上浦地域づくり事業 ゴミのない上浦地域づくり事業	未実施	予算カットにより未実施	上浦振興局 地域振興課
	本匠地域クリーンアップ推進事業 ・河川愛護巡視員の配置 夏休み期間中（7月末～8月末）に、本匠青年団が河川愛護巡視員として、番匠川本匠地域内の遊泳ポイントを巡視し、ゴミ拾いを行いながら、遊泳客にゴミの持ち帰りを啓発する。	未実施	平成23年度まではパワーアップの予算で行っていたが、パワーアップの予算がなくなってしまったため平成24年度からは建設課河川砂防係から予算化してもらうようお願いしたが、予算をおとされたため未実施。平成25年度は、マル公で計画に載せているが、予算化できなかったため未実施。	本匠振興局 地域振興課
	宇目道路河川愛護事業 地域住民が毎年5月から9月にかけて1～2回程度であるが、自主的に実施している。	取組中	宇目地域は各区で河川の草刈り、市道等草刈り作業を定期的の実施し、高齢化の進む中に毎年継続している。	宇目振興局 地域振興課
	直川花の里景観事業 直川地域一帯において自治委員会や学校、任意団体等が、花木の植栽や清掃活動を行う。	取組中	年間延500人ほどのボランティアの参加により管理。 四季の花々が一年をとおして植栽され、観光道路としての美しい景観を保つことができた。	直川振興局 地域振興課
	道路及び河川等の清掃活動 毎年8月「道路ふれあい月間」に伴い清掃活動を実施する。 ・道路については、地区内の市道を主体に草刈り、側溝の清掃、空き缶等のゴミ拾い。 ・河川については、草刈り、清掃	取組中	定期的な環境美化活動を通じて、天候が雨でも参加者が多く、美化活動の意識が非常に高まってきている。	直川振興局 市民サービス課
	鶴見きれいな街づくり事業 鶴見地域内の公園や観光施設等景勝地等公共用地の樹木の剪定・伐採や雑草の処理に苦慮していることから、ボランティア支援センター「鶴亀屋」とタイアップして樹木の剪定・伐採や雑草の草刈りを実施して地域の環境美化に努める。	取組中	鶴見地域内の公園や観光施設、景勝地等の美化活動を、ボランティア支援センター「鶴亀屋」とタイアップして8施設において実施した。 鶴見地区内の美化に努めるとともに、地域住民の美化意識・ボランティア意識の高揚が図れた。	鶴見振興局 地域振興課
	魅力ある米水津開発事業 沿道環境美化 ・苗木、肥料購入	取組中	花のあるまちづくりを通して、うるおいのあるまちづくり、地域コミュニティの推進が図られた。	米水津振興局 地域振興課
	米水津活性化事業 地域にいる人材を活用し、地域を守り活性化するために、相互協力の精神をもって地域活動、社会福祉活動、防災活動、緑化活動、美化活動、環境保全活動など市民としてできる各種地域づくり活動の参加協力する団体を育成する。	取組中	環境美化活動により、美しいまちづくりの推進が図られた。	米水津振興局 地域振興課
	郷土美化デー みんなの共有財産である道路、海岸、河川などの美しい自然を守り快適な生活環境づくりを目指して、地域ぐるみで美化運動の実践と美化意識の高揚を図り、美しいふるさとづくりの推進をはかる	取組中	荒天（台風接近）のため、実施出来た地区が少なかったが、8/3（日）に17地区で参加者は736名、8/10（日）も荒天のため4地区で参加者は354名、この事業で参加者合計は1,090名、回収したごみは5,750kg、地域住民による大規模な清掃作業により、地元の環境美化への関心を高め、美しいふるさとづくりの推進に結びついた。	蒲江振興局 市民サービス課
	年末清掃作業 年末のお歳暮をお買い物に来るお客様に気持ちよく来佐していただくため、また一年の感謝の意味を込めて、道の駅かまえ周辺及び県道37号線沿線の清掃活動を行う。	未実施	日程調整がつかず、未実施。	蒲江振興局 地域振興課
	クリーンなまちづくり事業 ・クリーニング事業実施団体に対する補助金 （自治委員会による活動に対する補助金交付） ＊空き缶等の回収 ＊生活排水路の清掃 ＊道路、河川等の草刈り ＊ごみ収集所の整備 ＊ミニ広場等の整備	取組中	クリーンなまちづくり事業において26地区が実施し、地域の環境美化活動やごみの集積所の整備等が促進された。 （補助金交付額計：1,564,367円）	清掃課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 地域美化活動の促進	①地域における環境美化の促進			
	さいき903クリーンアップ大作戦 ・さいき903エコ推進会議 ・さいき903クリーンアップ大作戦の実施	取組中	平成27年3月1日（日）に実施し、今回で6回目。 約2,100人の参加があり、約3トンのごみを回収。 当日は雨天のため中止した地区もあり、参加人数、ごみ回収量ともに例年より減少したが、予想以上に実施した地区が多かった。雨の中早朝から実施した地区や、雨を見越して前日に実施した地区、一度中止の決定をした後に雨が上がったため午後に実施した地区もあり、市民の意識の高さが感じられた。	環境対策課
	佐伯市川を守り水辺に親しむ会 河川愛護デーを主催する「佐伯市川を守り水辺に親しむ会」に補助を行う。	取組中	7月6日に河川愛護デーを実施し、市内の環境美化活動の促進により、美しいまちづくりを推進することができた。	建設課
	「まちづくり物語」事業 子どもからお年寄りまで、誰もが快適さを感じる生活空間を形成していくために、住民参画のもと、創意工夫を生かした修景等の佐伯市オリジナルの「まちづくり物語」事業を年に1テーマで実施していく。 ※事業内容については、年度ごとにテーマ決定し、実施する。	取組完了	佐伯駅の跨線橋に市内の児童・生徒が中心となり、作成した豊後水道の小魚アート4千匹を飾ることで佐伯駅を訪れる観光客や地元の人達にとって明るい空間を創ることができた。	都市計画課
	②イベント等と連携した地域美化の促進			
	やよい菜の花まつり事業 佐伯市観光協会弥生支部が毎年3月下旬に「やよい菜の花まつり」を開催している。	取組中	菜の花まつりの会場で、ツツジなど無料配布等を行うことで自然環境保護の啓発を進め、地域美化の促進の足がかりを作ることができた。	弥生振興局 地域振興課
2 公園緑地の整備	③環境美化条例に基づく顕彰			
	佐伯市環境美化大賞事業 ・佐伯市環境美化条例に基づき、環境美化の推進に貢献した人への顕彰を行う。 ・募集した環境美化大賞（標語）などを標した看板やのぼり、ポスター等を作成し、市内各所に設置して環境美化の呼びかけを行う。	取組中	多年にわたり清掃等の環境美化活動を行っている個人や団体について市民から推薦を募ったところ、個人4名と1団体の推薦があり、個人1名と1団体を選考して顕彰を行った。予算の都合により顕彰する人数が限られたので、次年度以降は予算を増やしたい。 また、「身近な生活環境をきれいにすることでまちの美化へつなげる」というテーマで、市民から標語を募集したところ、34作品の応募があり、大賞1点、優秀賞1点を選考して表彰を行った。表彰については市報やケーブルテレビ等で紹介され、市民への意識啓発に貢献できた。	環境対策課
	①計画的な公園緑地の整備や緑化の促進			
	大手前開発事業 市民の合意形成を図りながら新たな大手前開発計画を作成する。 新たな計画内容等は白紙の状態から検討を始めるので、公園整備や緑化推進等の方針が盛り込まれることも考えられる。	取組中	大手前開発基本計画（案）において、複合施設と広場の設置、道路の新設または改良を行うこととしている。 これら施設等が、都市緑化の推進及び環境負荷の低減を図れるよう引き続き考慮していく。	まちづくり推進課
3 身近な水辺の保全、活用	緑の募金事業 公共施設等（公園、公民館）の緑化活動に補助する。	取組中	地域の公共施設等（公園、公民館）の緑化活動を推進することができた。	農林課
	②地区の特性を踏まえた公園緑地の整備			
	取組なし。			
3 身近な水辺の保全、活用	①水辺の保全、活用の推進：再掲			
	瀬会海水浴場海びらき（海岸クリーンアップ事業） 海水浴場の安全祈願とともに海岸の清掃を行う。	取組中	地区民がボランティアで参加してくれて、自己啓発の高揚になるとともに良い環境づくりができています。	上浦振興局 地域振興課
	間越海岸海水浴場保全事業 夏休み前に海岸の清掃	取組中	7月12日、漁協、自治会連携により、海岸清掃をおこなったことで、快適な海水浴場を整備することができ、地域の環境は自分たちで守り育てる環境が整った。	米水津振興局 地域振興課
	臼坪川菖蒲園整備計画 花の苗を育てる福祉施設（サニハウス）に年間管理委託し、1ブロックは菖蒲の株の生育のため、菖蒲を残し、バックヤード育成床のプランター100個（1,000株）を菖蒲の時期にならべる。2、3ブロックは四季折々の花の植え付けを行う。	取組中	1ブロックのバックヤードには菖蒲を約1,500株植え、2、3ブロックには花の苗を夏3,000株、冬2,000株植えることで、市民憩いの空間の整備ができた。	都市計画課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 身近な水辺の保全、活用	①水辺の保全、活用の推進：再掲			
	弥生ジュニアスクール(社会教育単独事業) ・ カヌー体験教室の開催。 放課後子どもプランの一環として、小学校5、6年生の弥生ジュニアスクール登録者を対象に、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施。	取組中	ジュニアスクール生62名が本匠の番匠川にて、インストラクターからカヌーのこぎ方や川遊びの楽しさまた危険性などの基本を学び、実際にカヌーに乗って体験し、また、あゆのちょんがけ体験で、直に番匠川の美しさを体感でき、自然環境の保護や美しい川を守り引き継いでいくことの大切さを、子ども達に伝えることが出来た。	社会教育課 (弥生振興局)
	②農村地域における親水施設の整備			
	農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。 農道整備、鳥獣害防護施設、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、施設補強整備	取組中	水路についてはコンクリート構造とする事で利水の効率化を図るとともに、出来るだけ現状の位置に設置することで、急激な環境の変化を防いだ。	農林水産 工務課
	中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的計画的に実施する。 農業用排水路、農道整備、農用地開発、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、生態系保全施設	取組完了	水路についてはコンクリート構造とする事で利水の効率化を図るとともに、出来るだけ現状の位置に設置することで、急激な環境の変化を防いだ。また農道の法は土羽構造として、現況に近い構造とした。	農林水産 工務課
4 快適なまち並み空間の整備	③市街地における水辺の整備			
	取組なし。			
	①景観法に基づく景観条例の制定、景観計画等の策定			
	取組なし。			
	②快適な道路空間の整備推進			
	直川花の里景観事業 直川地域一帯において自治委員会や学校、任意団体等が、花木の植栽や清掃活動を行う。	取組中	年間延500人ほどのボランティアの参加により管理。 四季の花々が一年をとおして植栽され、観光道路としての美しい景観を保つことができた。	直川振興局 地域振興課
5 里地・里山の保全、活用	魅力ある米水津開発事業 沿道環境美化 ・ 苗木・肥料購入	取組中	花のあるまちづくりを通して、うるおいのあるまちづくり、地域コミュニティの推進が図られら。	米水津振興局 地域振興課
	郷土美化デー みんなの共有財産である道路、海岸、河川などの美しい自然を守り快適な生活環境づくりを目指して、地域ぐるみで美化運動の実践と美化意識の高揚を図り、美しいふるさとづくりの推進をはかる	取組中	荒天（台風接近）のため、実施出来た地区が少なかったが、8/3（日）に17地区で参加者は736名、8/10（日）も荒天のため4地区で参加者は354名、この事業で参加者合計は1,090名、回収したごみは5,750kg、地域住民による大規模な清掃作業により、地元の環境美化への関心を高め、美しいふるさとづくりの推進に結びついた。	蒲江振興局 市民サービス課
	①農地・水保全管理支払対策の推進			
	農地・水・環境保全向上対策 農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたため地域ぐるみの効果の高い共同活動を行うことで農村環境を守っていく。 ・ 農地の保全 ・ 農道、水路の維持・補修 ・ 環境への取り組み	取組中	農地・水路等の農業資源や農村環境が保全され、農業の持続が図られるとともに環境に配慮された営農活動支援が図られた。 ・ 共同活動実施地区 33集落（681ha） ・ 施設の長寿命化のための活動実施地区 3集落（150ha）	農林課
	②中山間地域等直接支払制度等による農地保全のための支援			
	中山間地域等直接支払制度 中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌浸食や崩壊の防止などの多面的機能を農業生産の維持を図りながら確保する。 ・ 農地の保全 ・ 農道、水路の維持 ・ 集落形成	取組中	農村環境が向上すると同時に下流域の都市住民を含む多くの国民財産、豊かな暮らしが守られ国土の保全に大きな効果があった。 ・ 集落協定 22集落 ・ 個別協定 1協定（さいき農林公社） ・ 交付対象農用地面積 91.4ha	農林課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
5 里地・里山の保全、活用	③ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲			
	青少年課外活動荻町交流事業 小学生を対象に旧姉妹町である荻町との交流事業として、荻町に向いて田植え・稲刈り体験教室を実施し、12月に荻町からの小学生を受入れ豊後二見ヶ浦のしめ縄の張替えを一緒に行うとともに、稲刈り体験教室で収穫した米を用いて餅つきを実施する。	取組中	「田植え体験教室（5月）」参加者数：佐伯市上浦43名、竹田市荻町29名 計72名 ・「稲刈り体験教室（10月）」参加者数：佐伯市上浦38名、竹田市荻町28名 計66名 ・「豊後二見浦しめ縄張替え及びもちつき体験教室（12月）」参加者数：佐伯市上浦42名、竹田市荻町19名 計61名 ・子どもたちが田植等の農業体験をするとともに、自然環境の大切さを認識できた。	上浦振興局 地域振興課
	さとやま公園整備事業 ◎地域住民が森林から享受する保健・文化・かん養機能の増進を図るとともに、地域住民や都市住民等との交流活動の場として、活力あるまちづくりを推進することを目的としたものである。 ◎植栽したモミジ、ケヤキ、サクラ等の照葉樹の育成のため下刈り作業を行うが、地域住民自らがその業務を担うことにより初期の目的を達成することが期待できる。	取組中	平成12年度に造林事業で植栽した千束（9ha）、小野市（11ha）のさとやま公園において下刈り作業を実施。さとやまの景観の保全が図られた。 また、千束、小野市地区ともに地区住民で構成される団体に委託することで地元に残る自然の大切さ、さとやま公園に親しむ機会をもうけることができた。 ・千束さとやま公園（9ha）を5月、9月に千束区に委託し下刈り作業を実施 ・小野市さとやま公園（11ha）を5月、9月に檜和会に委託し下刈り作業を実施	宇目振興局 地域振興課
	かぶとむしの村づくり事業 生きだかぶとむしを自然の中で、自分で見つけ自分で捕まえる森づくりのために、かぶとむしの繁殖に取り組む。「かぶとむしふれあい館」を活用して、昼間、夜間の生態を観察させる。又かぶとむし木登り大会等のイベントを開催しPRにつとめる。	取組中	・カブトムシまつりの開催（木登り大会等）来場者 700人 ・カブトムシの養殖3,800匹 ・クヌギ植栽地の下刈・施肥作業 1,000㎡ 上記事業を実施することによりカブトムシが生息しやすい環境づくりが徐々にできつつある。また視察の受入れやマスコミへの露出によりかぶとむしの村作りのPRに努め、本活動を通じ地域の中核を担うリーダーの育成を図っている。	直川振興局 地域振興課
	あまべ渡世大学事業 蒲江の生業である「漁業」の体験や地域資源である海での活動を行っているNPO法人かまえブルーツーリズム研究会と連携して、ツーリズム型観光の醸成・人材育成・情報発信を行っていく	取組中	平成26年度にあまべ渡世大学受講者（体験者）数は7,099人であった。県内外の多くの人に蒲江地域の自然や郷土食を知って頂く機会が出来た。また上入津小学校高学年21名に対し、NPO法人かまえブルーツーリズム研究会会員である「かまえおばちゃんバイキングの会」指導のもと、郷土料理の体験学習を開催した。	蒲江振興局 地域振興課
	柳瀬地区オーナー田事業 平成14年度から、柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、水田（水稻）のオーナー事業に取り組んでいる。毎年20家族程度のオーナーを受入れ、地域住民との交流が深まっている。	取組完了	平成25年度完了	農林課
	海っ子クラブ(社会教育単独事業) 小学校6年生を対象の沖黒島（無人島）の探検を行う。	取組中	天然記念物に指定されている無人島の沖黒島に直接上陸し、観察指導員から島の生態系を学ぶことで、自然環境の大切さを認識する事が出来た。	社会教育課 (米水津振興局)
	④団体等の活動支援：再掲			
	ホテルに関する取り組み（板屋地区ほたる観賞会） ・第21回本匠ほたる祭りの開催 板屋地区ほたる観賞会主催。 ・ほたるの学校開校事業の支援 佐伯市主催の本行事に板屋地区ほたる観賞会が前面バックアップし、ホテルを通じた自然啓発活動を行い、同時に都市間交流の推進を図る。	取組中	第23回本匠ほたる祭りの開催 6月7日（土）ほたるの学校開校事業の支援 6月2、8、9、15、16日（15日は雨のため中止）に委員がローテーションを組みホテル観賞の案内をするとともに環境保護の啓発に努めた。 来年も引き続き、ほたる祭り、ほたるの学校事業などほたる関連事業に積極的に取り組み地域のPRとあわせ環境保護の啓発に努める。	本匠振興局 地域振興課
	「番匠川源流の里」保全植樹会 ・第12回「番匠川源流の里」保全植樹会の開催 佐伯マリンロータリークラブとの共催事業。本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の植樹会を実施。300本の広葉樹を番匠川源流域に植樹。	取組完了	平成27年3月8日（日）に植樹会を実施。 参加者約120名。 植樹本数100本（桜20本、アジサイ80本） 記念碑を設置し除幕式を行った。 一応宮ノ越公園はこれで1段落したが今後はまたマリンロータリークラブと協議する。	本匠振興局 地域振興課
	あまべ渡世大学事業 蒲江の生業である「漁業」の体験や地域資源である海での活動を行っているNPO法人かまえブルーツーリズム研究会と連携して、ツーリズム型観光の醸成・人材育成・情報発信を行っていく	取組中	7月に西浦小学校児童に、蒲江の海の体験（カヤック等）を、NPO法人かまえブルーツーリズム研究会会員のインストラクター指導の元開催した。	蒲江振興局 地域振興課
	森林ボランティア活動事業 佐伯広域森林組合が行う森林ボランティアによる森林整備活動事業に対して補助する。	取組中	佐伯広域森林組合が行う森林ボランティアを支援することで、自然とのふれあい等、体験交流事業を推進することができた。	農林課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
6 農村景観、漁村景観の保全	①環境に配慮した農村整備の推進：再掲			
	農地・水・環境保全向上対策 農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保管理が困難となってきたため地域ぐるみの効果の高い共同活動を行うことで農村環境を守っていく。 ・農地の保全 ・農道、水路の維持・補修 ・環境への取り組み	取組中	農地・水路等の農業資源や農村環境が保全され、農業の持続が図られるとともに環境に配慮された営農活動支援が図られた。 ・共同活動実施地区 33集落（681ha） ・施設の長寿命化のための活動実施地区 3集落（150ha）	農林課
	中山間地域総合整備事業（佐伯地区） 農業生産性の向上、農業構造の改善、これに関連する農村生活環境の向上を図るため整備を総合的に実施する。 農業用排水路、暗渠排水、農道整備、鳥獣侵入防止施設整備、農業集落道整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落排水施設整備	取組中	水路や農道については、現況の位置に配置することで、自然環境への影響を少なくした。	農林水産工務課
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（大越地区） 本事業において農道・水路及び鳥獣侵入防止柵を整備し農業交通の安全・水不足の解消・鳥獣被害の防止を目的に実施する。 農業用排水施設整備、農道整備、鳥獣侵入防止施設整備	取組完了	事業完了（H25完了）	農林水産工務課
	農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。 農道整備、鳥獣害防護施設、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、施設補強整備	取組中	水路や農道については、現況の位置に配置することで、自然環境への影響を少なくした。周辺の農村環境に出来るだけマッチするような形で整備を行った。	農林水産工務課
	中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的に実施する。 農業用排水路、農道整備、農用地開発、農業集落道、農業集落排水、農業集落防災安全施設、生態系保全施設	取組完了	水路についてはコンクリート構造とする事で利水の効率化を図るとともに、出来るだけ現状の位置に設置することで、急激な環境の変化を防いだ。また農道の法は土羽構造として、現況に近い構造とした。	農林水産工務課
	②交流拠点等における景観への配慮			
	豊後二見ヶ浦関連事業 上浦地域の代表的な自然景観であり、初日の出スポットとして名高い豊後二見ヶ浦の景観保全及びPRを行う。 豊後二見ヶ浦しめ縄張り替え事業 〃 ライトアップ事業 初日の出参拝対策事業	取組中	・H26.12.14に豊後二見ヶ浦しめ縄張り替えを実施。 ・H26.12.24～H27.1.4の期間18:00～22:30まで豊後二見ヶ浦のライトアップを実施。（H26.12.31は終日ライトアップ） ・H27.1.1に豊後二見ヶ浦参拝客に対応するため、駐車場・光源の確保、警備員の配置、ぜんざい等の無料配布を実施。 しめ縄張り替えによる景観の保全をし、多くの観光客に佐伯市の観光スポットとしてPRすることができた。	上浦振興局地域振興課
	柳瀬地区景観整備事業 農閑期における棚田を利用して、"チューリップ"（約4万5千球）を植栽し、景観の保全に努めると共に、少子高齢化により過疎化した地域の住民と都市住民との交流拠点空間として整備する。	取組中	農閑期の棚田をチューリップ畑として整備。植付け作業には約100名、球根掘上作業には約100名のボランティアが参加した。本事業により柳瀬地区の景観整備だけでなく、参加者間の交流及び植栽作業等を通じ環境に対する意識の高揚が図られた。春先には3万5千本の花が開花、期間中、多くの花見客が柳瀬地区を訪れたことから周辺施設の活性化にも寄与できたと思われる。	宇目振興局地域振興課
	柳瀬地区オーナー田事業 平成14年度から、柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、水田（水稻）のオーナー事業に取り組みしている。毎年20家族程度のオーナーを受入し、地域住民との交流が深まっている。	取組完了	平成25年度完了	農林課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
6 農村 景観 の景 保観、 全漁村	③漂着ごみ処理対策の推進：再掲			
	海岸漂着ゴミ対策事業 観光資源である海岸への漂着ゴミを迅速に処理するため、行政、自治会、建設業協会、ボランティアで協力して対処する。なお、人力で対応できない場合、予算がともなう場合は、本庁に対応を要請する。	取組中	台風等の被害が無かったため、大規模な事業は実施されなかったが、ボランティアが海水浴シーズンの週末を中心にペットボトル・発泡等を回収した。。	上浦振興局 地域振興課



豊後二見ヶ浦関連事業(しめ縄張り替え事業)



海っ子クラブ(沖黒島探検)

2 歴史や文化を大切にする

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 歴史的 資源の 保全と 環境保 全の一 体的推 進	①歴史的資源と一体となった環境の保全、活用を推進			
	山際周辺地区街なみ環境整備事業 住宅等修景整備	取組完了	山際周辺地区の住宅等修景整備により、歴史的景観の向上が図れた。 H26年度実績：修景1件（建築物/外構）	都市計画課
	文化財保護 文化財保護対策 ・文化財保護審議会及び文化財保護推進委員による巡視等を順次行う。 ・文化財保護及び修繕看板や標柱の立て替え等を行う。	取組中	市指定無形民俗文化財「とんど焼」、県指定天然記念物「城八幡社の自然林」、国指定天然記念物「堅田郷八幡社のハナガガシ林」の看板修理を行った。また、市指定有形文化財「旧坂本家住宅（国木田独歩館）」の2階手摺りの修理を実施した。指定文化財の場所と現状の確認を行い、かつ文化財保護推進委員による巡視についても各委員さんにより実施できた。	社会教育課
	遺跡群発掘調査事業 歴史的環境資源の一部である遺跡の保存活用のため、市内遺跡の範囲内で行われる開発に対応して試掘確認調査を行い、調整を図る。遺跡の保存が不可能な場合は本調査を実施し、数年内に報告書を刊行して普及・活用を図る。	取組中	平成25年度に実施した大分銀行佐伯支店発掘調査による出土遺物の整理作業と自然化学分析を実施した。 また、歴史資料館建設に伴う発掘調査報告書を刊行した。刊行した報告書は佐伯市の歴史資料の普及と活用のため、図書館や自治体に送付する。	社会教育課
2 地域文 化の保 存と活 用	①普及・啓発活動の推進			
	歴史や地域文化等を活用した観光振興 歴史と文学の道周辺などでガイドを行う観光ボランティアガイドを育成・支援し、市の歴史的・文化的価値の周知を図るとともに観光振興に資する。	取組中	観光ガイドの会で城山コースの案内資料となる城山ガイドマップの作成を行った。また、新たな観光素材となりうる「佐伯と種田山頭火」のかかわりを検証した全国山頭火フォーラムin佐伯に参画し、独自の学習会を実施し、観光ガイドに取り入れるなどの取組を行った。	観光課
	蒲江の漁撈用具保存修理事業 蒲江の漁撈用具保存修理事業 （国指定の漁撈用具を後世に残すために保存修復を行う）	取組中	平成26年度は75点の資料の保存修理を行った。緊急性の高いもの全てが保存修理を終え、活用できる状態となった。また、修理した漁撈用具の一部を佐伯市歴史資料館に展示し、多くの来館者に見ていただくこととした。	社会教育課
	伝統文化財保存・継承育成 伝統文化財保存・継承育成 現在、佐伯市に無形民俗文化財保存団体は、50団体ある。 木立扇踊り保存会等を初め地域の伝統芸能を後世に残すため地域の祭り等で披露し次世代に伝授している。	取組完了	第1回文化歴史講演会では佐伯冒険クラブ（市内小学校4,5,6年生36人）を対象に佐伯の歴史（演題：いきものと生きる）を、第2回では一般を対象（演題：戦国時代の佐伯氏と盛嶽文書）に講演会を開催し、会場90名の定員を越える受講者が訪れ大盛況であった。	社会教育課

基本目標3【取組状況】取組完了：9 取組中：42 未実施：3

◆基本目標4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち

1 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 省エネルギー対策の推進	①総合的な省エネルギー対策の推進			
	佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業 佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についての検討	取組中	本市は、「さいき903エコプラン」を策定し、その中で市域全体の地球温暖化対策に関する取組を推進している最中であり、計画の策定は法定義務ではないが、今後国の温暖化対策等を注視し、計画策定の要否及び時期について検討を行う必要がある。	環境対策課
	②普及・啓発活動（連携・協力、ESCO事業の普及啓発、水道週間等）の推進			
	「[家族で集う！キャンドルのタベ]事業」 「第7回家族で集う！キャンドルのタベ」開催 夏至の日を中心にキャンドルの灯りで音楽を楽しむイベントを開催し、その中で環境問題（省エネ、ごみ減量等）についての呼びかけをする。 ・主催 キャンドルのタベ実行委員会、本匠地区公民館	取組中	環境美化活動や省エネ・節電に努めるなど市民の地球温暖化対策や地球環境問題への理解と関心を高めることができた。 ・実行委員会 3回 ・参加者 100名	本匠振興局 地域振興課
	省エネルギーの普及・啓発活動 ・省エネルギーに関する普及・啓発活動 省エネ運転の普及・啓発活動 （市報・ホームページ・ケーブルテレビ行政番組等の活用） ・大分県地球温暖化防止活動推進員の確保（3名程度）	取組中	市報（毎月1日号）にて、省エネ・地球温暖化防止の取組の啓発記事を掲載した。 また、民生部門にかかる省エネ活動の推進を図るため、佐伯市から大分県地球温暖化防止活動推進員3名を確保した。 さいき903エコ推進会議環境学習会（地球温暖化関連）を実施した。 今後も環境問題の意識啓発と併せて、省エネの普及啓発を行っていく必要がある。	環境対策課
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 住宅用太陽光発電システムの設置費に対し、その一部を補助する。 補助金額 太陽電池の公称最大出力1キロワットあたり2.5万円（1申請上限7.5万円）	取組完了	平成26年度末時点で市内の住宅用太陽光発電システム設置件数約1,800件（約18戸に1基）となっており、平成29年度までに20戸に1基という目標を達成している。	環境対策課
	緑のカーテン苗等配布事業 緑のカーテンとなるゴーヤ等の苗を公共施設や市民に配布し、緑のカーテン作りを通じて、地球温暖化防止や省エネ等への環境意識の高揚を図る。	取組中	市民へゴーヤ苗2,800ポットを無料配布し、各家庭において緑のカーテンの作製に取り組むことができた。公共施設では、14施設が緑のカーテンを設置し、省エネや地球温暖化防止等に取り組む意識の高揚と節電等によるCO2排出量の削減に寄与できた。	環境対策課
	③ノーマイカーウィークの導入検討及び公共交通機関の利用推進：再掲			
	公共交通機関の利用を推進 交通空白地域に市営のコミュニティバスを継続して実施運行を行い、公共交通機関の利用を促進する。（宇目・本匠・直川・弥生・大入島・黒沢地区）	取組中	コミュニティバス利用者については、微増ではあるが年々増加傾向にあり公共交通機関の利用により、排出ガス量の削減に貢献できた。	企画課
	④省エネ運転の普及、啓発：再掲			
	省エネ運転の普及・啓発事業 省エネ運転の普及・啓発活動 （市報・ホームページ・ケーブルテレビ行政番組等の活用）	取組中	環境配慮の行動啓発のため、市報において、省エネ運転に関する啓発記事を掲載（1回）。今後も市民、事業者に対し、環境問題の意識啓発と併せて、省エネ運転の普及啓発を行っていく必要がある。	環境対策課
	⑤低公害車等の率先導入：再掲			
	取組なし。			
	⑥低公害車等の補助制度の検討：再掲			
	取組なし。			
	⑦住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の推進			
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 住宅用太陽光発電システムの設置費に対し、その一部を補助する。 補助金額 太陽電池の公称最大出力1キロワットあたり2.5万円（1申請上限7.5万円）	取組完了	平成26年度末時点で市内の住宅用太陽光発電システム設置件数約1,800件（約18戸に1基）となっており、平成29年度までに20戸に1基という目標を達成している。	環境対策課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 エコエネルギー活用の推進	①エコエネルギーの総合的な導入に向けた啓発			
	防災拠点再生可能エネルギー導入事業 災害時の避難所である佐伯市総合体育館に太陽光発電20kw及び蓄電池20kwhを設置することにより、外部との連絡、避難者が必要最低限の生活を行えるだけの電力を確保する。通常時に発電した電気は総合体育館において使用する。	取組完了	太陽光で発生した電力については、常に蓄電池への充電を優先し余剰分のみを売電ではなく、事務室及びトイレに利用する運用を行うことで、非常時にスムーズな切り替えを行い、災害時避難所として最低限の電力を確保できることは非常に有効である。	環境対策課
	②「新油田プロジェクト」等によるバイオ燃料の普及、促進			
	新油田プロジェクト 廃食油の回収を学校給食を中心に行い、一般飲食店や地区、学校等地域で回収できるシステムを構築し地域資源を利用した新エネルギーの精製に取り組む。また、精製したBDFの品質を向上し、公用車や船舶への安定供給を目指す。 ・学校給食センターでの回収 ・飲食業者等からの回収 ・一般家庭からの回収（地区回収・学校回収）	取組中	BDF精製工場を移設したことにより、安全に廃油等を保管できるようになった。回収地域拡大により、回収量・精製量とも増加しているが、BDFを使用できる公用車等が減り、新型ディーゼルエンジンには適していないため、利用方法を模索する必要がある。精製機械についても維持補修等の費用を考えると今後の取り組みについても疑問である。	環境対策課
	③廃食油の回収地域の拡大			
	廃食油回収業務 佐伯市新油田プロジェクト推進事業として廃食油の回収を学校給食や地区、飲食店から行っている。回収した廃食油はバイオディーゼル燃料に変換し、公用車等で使用するほか、環境学習でのバイオディーゼル燃料精製実験や廃油ロウソク作りに利用する。また、蒲江リサイクル石けん工場とも連携し、廃食油の有効利用を図る。	取組中	回収地域は徐々に拡大されており、回収量は増加の傾向にある。	環境対策課
	④木質バイオマスエネルギーの有効利用			
	木質バイオマス利活用事業 林地残材を木質バイオマスとして利活用できないか検討していく。	取組中	林地残材を有効に利活用するための調査研究に継続し取り組んでいる。	農林課

2 地球にやさしい取り組みをすすめる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保	①乱開発の防止指導：再掲			
	伐採及び伐採後の造林の届出制度 森林法第10条の8第1項に基づいて提出される伐採届出書により、主に皆伐地を対象として、伐採撤出方法、伐採後の適切な林地保全方法等について、適切な指導を行う。	取組中	市町村届出である本制度と都道府県許可である林地開発行為に対する許可制度など、現状では個別に各制度を運用するに留まっているが、乱開発の防止に向け、県と連携することができた。	農林課
	②保安林、自然公園等の指定見直し要請：再掲			
	自然公園保全事業 ・自然公園区域の保護 ・優れた自然環境の保全のため、必要に応じて自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について、県に要請	取組中	計画的な森林経営を推進するため、必要に応じ保安林や自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について県に要請します。また、県等と連携し、自然公園法や自然公園条例に基づく自然公園区域の保護に努めた。	環境対策課
	③佐伯市森林整備計画に基づいた森林整備：再掲			
	佐伯市森林整備計画 森林法第10条の5の規定に基づき、森林整備に関する基本的事項等を定めた佐伯市森林整備計画の変更を適宜検討する。また、市町村森林情報整備事業（国庫補助）により森林GISデータシステムの構築を図る。	取組中	計画の変更を適宜行っている。	農林課
	④豊かな森づくりに向けた取組：再掲			
	弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟榑牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	弥生振興局管内で、森林の伐採届けが提出された場合、森林所有者に対し、伐採跡地の自然環境の保全のため広葉樹の植樹のすすめ、多面的機能が高い森作りを目指した。	弥生振興局 地域振興課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 森林の保全、 二酸化炭素吸収源の確保	④豊かな森づくりに向けた取組：再掲			
	「番匠川源流の里」保全植樹会 第12回「番匠川源流の里」保全植樹会の開催 佐伯マリンロータリークラブとの共催事業。本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の植樹会を実施。300本の広葉樹を番匠川源流域に植樹	取組完了	平成27年3月8日（日）に植樹会を実施。参加者約120名。植樹本数100本（桜20本、アジサイ80本）記念碑を設置し除幕式を行った。一応宮ノ越公園はこれで1段落したが今後はまたマリンロータリークラブと協議する。	本匠振興局 地域振興課
2 フロン 対策の推進	⑤イベント等を活用した森林保全：再掲			
	「番匠川源流の里」保全植樹会 第12回「番匠川源流の里」保全植樹会の開催 佐伯マリンロータリークラブとの共催事業。本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の植樹会を実施。300本の広葉樹を番匠川源流域に植樹	取組完了	平成27年3月8日（日）に植樹会を実施。参加者約120名。植樹本数100本（桜20本、アジサイ80本）記念碑を設置し除幕式を行った。一応宮ノ越公園はこれで1段落したが今後はまたマリンロータリークラブと協議する。	本匠振興局 地域振興課
3 酸性 雨対策の推進	①情報提供			
	取組なし。			
3 酸性 雨対策の推進	②適正処理の推進			
	廃家電4品目の適正処理 家電リサイクル法に基づいた廃家電4品目の適正な処理についてチラシ等による啓発活動	取組中	不法投棄に対する啓発活動や巡回、監視活動を実施したにも関わらず廃家電の不法投棄が後を絶たず、今後の課題となった。 ※平成26年度 不法投棄廃家電処理件数 *エアコン1台 *テレビ16台 *洗濯機4台	清掃課
3 酸性 雨対策の推進	①酸性雨原因物質の排出抑制			
	省エネ運転の普及・啓発事業 省エネ運転の普及・啓発活動 （市報・ホームページ・ケーブルテレビ行政番組等の活用）	取組中	環境配慮の行動啓発のため、市報において、省エネ運転に関する啓発記事を掲載（1回）。今後も市民、事業者に対し、環境問題の意識啓発と併せて、省エネ運転の普及啓発を行っていく必要がある。	環境対策課
3 酸性 雨対策の推進	②酸性雨の監視の推進			
	環境監視事業 ・市内1箇所（石間地区）での常時大気観測 ・交通騒音、振動調査 市内8ヶ所 ・県の大気環境監視に基づく環境監視の協力 ・自動車騒音常時監視業務 ・悪臭測定業務等	取組中	現在取組中であるが、大入島の石間地区における大気環境調査については、興人の業務変更により監査委員会より廃し検討を指示されている。	環境対策課

基本目標4【取組状況】取組完了：5 取組中：16 未実施：0



弥生の森と清流を守る会活動事業



防災拠点再生可能エネルギー導入事業(総合体育館)

◆基本目標5 環境づくりにみんなで参加するまち

1 環境教育・環境学習をすすめる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1) 環境情報の収集、整備と活用	①分かりやすい環境情報の提供			
	環境情報発信事業 ・家庭や事業所での環境配慮の行動方針について、毎月市報に掲載 ・環境の創造及び保全に関する情報を随時市報へ掲載 ・市の公式ホームページにおける環境情報の充実 ・ケーブルテレビの活用による環境情報の提供	取組中	市報へ環境配慮の行動方針をシリーズ「エコ活動」として毎月1回掲載し、ごみゼロおいた作戦のキャンドルナイトやクールビズ等を市報や公式ホームページに随時掲載している。 市民、事業者に対して、環境情報の提供を行うことで、環境問題に対する意識付けや、自主的な環境配慮の実践につながっていると思われる。	環境対策課
2) 学校における環境教育・環境学習の推進	①長期総合教育計画に基づく環境教育の推進			
	北川ダム湖上流・下流域交流事業 北川ダム湖環境整備推進協議会では、北川ダム湖の水質浄化と清流北川を守るため、佐伯市と延岡市の小学生が交流事業の一環として行う水生生物の観察などを通じて、北川ダム湖上流・下流域の住民の連携と環境保全に対する意識の醸成を図っていく。	取組中	北川水系の水質向上に関する啓発を図ることができた。	宇目振興局 地域振興課
	教職員ライフステージ研修充実事業 学校と地域が連携して進める野外活動の実践。	取組中	平成26年8月1日に、学校と地域が連携して進める野外活動の実践として、番匠川活動支援センターの協力のもと、本匠地区「水辺」の楽校において、自然に親しみ大切にしようとする態度の育成を目指す野外活動の例を学ぶことができた。 (番匠川増水のため、一部プログラム変更)	学校教育課
3) 地域における環境教育・環境学習の推進	②施設や環境副読本の活用推進			
	小・中学校の総合的な学習に係る職場体験学習 小・中学校の「総合的な学習の時間」の授業で行う職場見学や職場体験学習。	取組中	小学校における社会科資料集「わたしたちの佐伯市」の活用や中学校における職場体験学習等により、「エコセンター番匠」の役割や機能を学ぶとともに、ゴミ問題等、環境保全への意識を高めることにつながったと思われる。	学校教育課
	①体験的な環境教育・環境学習の推進			
	弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟梅牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	地域における環境教育・環境学習は具体的な活動を行うことはできなかったが、河川清掃や植樹活動のボランティアを通じ、自然環境保護に対する啓蒙・啓発を行うことができた。	弥生振興局 地域振興課
	施設見学受け入れ 環境教育の一環として施設「エコセンター番匠」見学者の受け入れ (見学者配布用リサイクル啓発品の購入)	取組中	市内小学校4年生の社会見学を中心に見学に訪れている。その際に、ごみの減量方法や分別方法を伝えることで、環境教育及び環境学習が推進されている。 平成26年度施設(エコセンター番匠)見学者数 見学団体数 23団体 見学者数 625人	清掃課
	特色ある学校づくりサポート事業 地域の特性や環境などを生かした特色ある学校づくりを積極的に推進する学校に対して、「審査評価委員会」で審査のうえ、実践指定校として認定。実践指定校は、自校の取組を保護者等地域住民に対して積極的に情報発信。	取組中	本事業で指定を受けた小・中学校のうち、13校が「自然」「郷土学習」「環境」などをキーワードに、地域の自然を題材とした、調べ学習や体験学習を展開し、郷土の歴史や自然に親しみ、大切にしようとする態度の育成を図った。	学校教育課
	親子たんけん隊どんぐりクラブ 佐伯市に住む親子が、自然体験を通じて生き物との出会いや、会員同士、指導員とのふれあいの中から、より良い親子関係を築くことを目的とする。 ※どんぐりクラブ自体は民間の団体であるが、生涯学習課は協力・後援として事業に参加している。	取組中	3月開催(第10回)の雨天中止を除き、年間9回の観察会を予定どおり実施した。番匠川で生き物や、季節ごとに違った表情を見せる城山の自然を観察し、親子で楽しみながら佐伯市のランドマークである番匠川や城山の自然環境保護意識の醸成を図った。 参加者数 のべ482人	社会教育課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 地域における環境教育・環境学習の推進	①体験的な環境教育・環境学習の推進			
	佐伯冒険クラブ（社会教育単独事業） 市内小学校4・5・6年生60名を対象に、年6回の自然体験等を通じ、身近な自然や文化とふれ合うことで、子どもたちの想像力や判断力を育てる。また、集団生活の中で、協力し合う心や友だちを認め尊重する心を育てる。	取組中	自然体験等を通じ、身近な自然や文化とふれ合うことで、子どもたちの想像力や判断力を育てる活動をおこなった。河川でのカヌー体験・生き物観察を通じた環境学習を行った。また、城山でのトレジャーハンティングゲームは、身近な自然をゲームを通してより印象的に学習することができた。	社会教育課
	弥生ジュニアスクール(社会教育単独事業) ・カヌー体験教室の開催。 放課後子どもプランの一環として、小学校5、6年生の弥生ジュニアスクール登録者を対象に、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施。	取組中	ジュニアスクール生62名が本匠の番匠川にて、インストラクターからカヌーのこぎ方や川遊びの楽しさまた危険性などの基本を学び、実際にカヌーに乗って体験し、また、あゆのちょんがけ体験で、直に番匠川の美しさを体感でき、自然環境の保護や美しい川を守り引き継いでいくことの大切さを、子ども達に伝えることが出来た。	社会教育課 (弥生振興局)
	宇目グリーンクラブ事業（社会教育単独事業） ◎子供たちの健全育成事業の一環として、小学4年生から中学2年生を対象に、各種体験学習等を通じ、生き物の観察会、環境学習をさせる。 ◎実施する事業は年度ごとに計画する。	取組中	チューリップの花植えボランティア（30名参加）や阿蘇山の火口見学（15名参加）、水生生物の観察（19名参加）などを実施し、ふるさとの環境意識・環境美化意識の高揚が図れた。	社会教育課 (宇目振興局)
	海っ子クラブ(社会教育単独事業) 小学校6年生を対象の沖黒島（無人島）の探検を行う。	取組中	天然記念物に指定されている無人島の沖黒島に直接上陸し、観察指導員から島の生態系を学ぶことで、自然環境の大切さを認識する事が出来た。	社会教育課 (米水津振興局)
	蒲江ふるさと探検隊（社会教育単独事業） 蒲江の小学生（4・5・6年生）を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をとおして、蒲江の自然の素晴らしさや、地域の人々とふれあい自分か住む蒲江を感じ、知ることによって「ふるさとを思う心」を育む。 ・環境・歴史学習 ・自然体験学習（カヌー等） ・仕事体験 ・キャンプ	取組中	本年度、市内山間部の子どもクラブと交流事業を実施し、海を利用した活動に加え、番匠川での「あゆのちょん掛け体験」や「カヌー体験」など実施したことにより、広く市内の自然体験を実施することができた。	社会教育課 (蒲江振興局)
	②環境教育に協力する市民団体への情報提供、技術支援			
	環境教育・環境学習の推進 ・地域の環境教育・環境学習等に協力する市民団体への情報提供や技術支援 ・環境学習や講演会等への講師の派遣及び情報提供	取組中	環境関連の情報を市報やCATV文字放送、佐伯市公式ホームページ等を活用して市民や関係団体へ周知・広報を図り、情報提供を行った。 また、さいき903エコマイスターの派遣（3件派遣）により、市民団体等の環境教育・環境学習に寄与できた。	環境対策課
	料理教室 生活習慣病予防として減塩料理や低カロリー料理の実践など、健康づくりを目的とした料理教室を一般市民を対象として各地区で開催	取組中	食生活改善推進協議会の学習会にて情報提供は行っているが、平成26年度は環境学習を主とするものはなかった。	健康増進課
4 地産・地消の推進	①学校教育における推進			
	食育推進計画 食育推進計画に基づき、関係課及び関係団体が地産地消等の食育の取組を推進する。	取組中	栄養教諭を中心として小中学校に出向いての食育事業を積極的に行ったほか、学校給食においても「いきいき献立の日」を実施。地産地消の意義を広めた。	企画課
	活き活き献立の日（毎月19日） 毎月19日の日を基本に「活き活き献立の日」とし、佐伯市内の全給食調理場が佐伯産の材料を使い統一献立にしている。	取組中	学校給食の活き活き献立事業では、毎月食材ポスターを作成し、食材に関する情報を園児、児童、生徒に提供していますが、それに係る環境面の学習は出来ていません。	体育保健課
	②市内販売所の協力によるフードマイレージの普及・啓発等			
	食育推進計画 食育推進計画に基づき、関係課及び関係団体が地産地消等の食育の取組を推進する。	取組中	関係団体や市関係部署と連携を取るため、食育推進会議や作業チーム会議とともに、年間を通して講演会や研修会も開催し、地場産物の消費拡大につなげた。	企画課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 地産・地消の推進	②市内販売所の協力によるフードマイレージの普及・啓発等			
	食観光による地産地消の推進 観光協会における食観光の取組として、「東九州伊勢えび海道」、「佐伯ごまだし」の取組のほか、地域の素材にこだわった「佐伯寿司海道」、臼杵市・津久見市と連携した「ぶんご丼海道」などを柱とした各種食観光事業の実施やPRにより、食観光の推進を図り、地産地消を進めている。	取組中	食のまち佐伯を代表する食キャンペーン、11年目を迎えた「東九州伊勢えび海道」食数は昨年度から微減となったが宿泊を伴う食事が伸び経済効果は過去最高を記録した。またJRディステーションプレ事業にあわせて他の佐伯寿司海道、ぶんご丼海道もキャンペーンも9月にスタートし相乗効果をあげることに努めた。食の土産事業により昨年度開発した「佐伯菊姫物語」に続く第2弾として、和菓子「歴史と文学のみち」の開発に取り組み、平成27年3月21日の東九州自動車道佐伯一蒲江間の開通と同時に開催された平成27年さいき春祭りにて販売を開始した。	観光課
	地産地消キャンペーン事業補助 佐伯市ブランド流通促進協議会が行う地産地消キャンペーン事業に補助する。内容は、スーパーや小売店と連携し、特定産品をターゲットとした地産地消キャンペーンを実施する。消費者がシールを集め応募することにより抽選で景品をプレゼントする。	取組完了	前年度のキャンペーン協力店が3店舗閉店したが、前年度と同数の26店舗で実施し、応募総数は、713通であった。3ヶ年の事業を通じて、協力店及び消費者には地産地消の意識付けを図ることができた。	さいきブランド流通課



弥生ジュニアスクール(カヌー体験)

2 みんなで協力して行動する

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 育成とNPO、市民団体の	①人材登録制度の推進			
	環境問題に取り組むNPO等の支援 ・環境問題に関するNPO等の取組み等を市報やホームページに掲載 ・NPO等が行う環境保全活動への支援 ・環境問題に取り組むNPO等の組織力強化や運営能力向上のための相談、研修会等の実施 ・環境に関わるNPO等の交流や連携の推進	取組中	環境問題に取り組むNPO等に対し、情報や研修機会、活動報告の場等を提供することにより、団体間の連携や活動の活性化が図られた。また、市報やまちづくりセンターの情報紙、HP等により、NPO等の活動紹介や環境保全活動への参加の呼びかけを行い、環境問題に対する市民の意識啓発を行った。	企画課
	さいき903エコマイスター派遣事業 ・佐伯市民で環境分野に知識、経験をもった人材を登録し、地域、団体等の環境学習・環境教育の場に派遣する。 ・さいき903エコマイスター 累計13名	取組中	さいき903エコマイスターの派遣実績数は3回であり、全体の受講者総数は75名であった。市内19地区公民館の館長会議や市報等で事業説明を行ったことで、派遣依頼に繋がりが市民・団体等への環境学習の推進と環境意識の向上を図ることができた。市報・市HP・ケーブルテレビ・公民館長会議等による市民への事業周知を行っているものの、まだ派遣依頼数が少なく感じる。	環境対策課
2 市民による環境調査、保全行動の促進	②シンポジウム、イベント等の開催			
	取組なし。			
	①市全域の自然環境調査の実施：再掲			
	海亀監視員委託事業 天分県内で海亀の保護等を目的とし活動しているNPO法人おおい環境保全フォーラムに、海亀の上陸等の監視を委託し、海亀が生活できる環境の保全等を推進していくことを目的としている。	取組中	平成26年度は、蒲江地区においては海亀の上陸はみられなかった。海亀の上陸は、地域住民やNPO法人の定期調査時に発見されることが多く、地域住民が発見した場合は、NPO法人に連絡が入るようになっていて、連絡体制が取れている。	蒲江振興局 地域振興課
	自然環境調査事業（第二次） ・調査ポイント、重要ポイントの設定 ・調査実施 ・中間報告	取組中	希少な野生動植物の生息・生育地、繁殖地等を把握し、野生動植物の生息・生育環境の保全に資することに加え、市民参加により環境調査を行って協力体制を構築すること等を目的に、市全域の自然環境調査を実施したが、報告書の完成には至っていない。	環境対策課
	②ごみゼロおおい作戦の推進			
	「家族で集う！キャンドルのタベ」事業 「第7回家族で集う！キャンドルのタベ」開催 夏至の日を中心にキャンドルの灯りで音楽を楽しむイベントを開催し、その中で環境問題（省エネ、ごみ減量等）についての呼びかけをする。 ・主催 キャンドルのタベ実行委員会、本匠地区公民館	取組中	環境美化活動や省エネ・節電に努めるなど市民の地球温暖化対策や地球環境問題への理解と関心を高めることができた。 ・実行委員会 3回 ・参加者 100名	本匠振興局 地域振興課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2) 市民による環境調査、保全行動の促進	②ごみゼロおおいた作戦の推進			
	ごみゼロおおいた作戦推進事業 県が展開している「ごみゼロおおいた作戦」における、「ごみゼロ隊」への登録や、「キャンドルナイトキャンペーン」をはじめとした様々なごみゼロおおいたキャンペーンへの市民参加を推進するとともに市独自の取組として「さいき903クリーンアップ大作戦」を実施し、全市的なごみゼロ作戦を展開する。	取組中	・ごみゼロおおいた作戦の県民一斉ごみゼロ大行動として、各地区ごとに地域美化活動を実施した。また市民・事業者・行政3者の協同による、さいき903クリーンアップ大作戦において市内全域を対象とした清掃活動を実施した。 ・120万人夏の夜の大作戦ーキャンドルナイトについては、本匠地区が実施した。	環境対策課
	料理教室 生活習慣病予防として減塩料理や低カロリー料理の実践など、健康づくりを目的とした料理教室を一般市民を対象として各地区で開催	取組中	各種教室の調理実習では、なるべくゴミを減らすようには努めているが、野菜の皮などまで利用した実習とはなっていない。	健康増進課
3) 事業者の環境保全行動の促進	①環境マネジメントシステムの導入促進			
	取組なし。			
	②地球温暖化対策実行計画の積極的な推進とPR			
	佐伯市地球温暖化対策推進事業 ・省エネ法に関する市有財産施設の省エネ化の取組及び佐伯市地球温暖化対策実行計画（市内部：事務事業編）の推進 ・市内各事業所への啓発	取組中	市においては、各課にエコ推進員を選任し、研修や四半期ごとの報告、掲示板を通じて毎月、エコ活動への目標設定を実施した。市民に向けては、市報やCATVを活用し省エネへの啓発を実施しているものの、より効果的なPRも必要と思われる。	環境対策課
	③ごみゼロおおいた作戦の推進：再掲			
	ごみゼロおおいた作戦推進事業 県が展開している「ごみゼロおおいた作戦」における、「ごみゼロ隊」への登録や、「キャンドルナイトキャンペーン」をはじめとした様々なごみゼロおおいたキャンペーンへの市民参加を推進するとともに市独自の取組として「さいき903クリーンアップ大作戦」を実施し、全市的なごみゼロ作戦を展開する。	取組中	・120万人夏の夜の大作戦ーキャンドルナイトーについては、市報により事業所へ参加を呼びかけ、市内各事業所が参加し、ライトダウン等の省エネルギー活動に取り組んだ。 ・夏季、冬季エコスタイルキャンペーンや緑のカーテンフォトコンテスト等を随時市報や公式ホームページ等へ掲載した。	環境対策課
4) コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進	①ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲			
	あまべ渡世大学事業 蒲江の生業である「漁業」の体験や地域資源である海での活動を行っているNPO法人かまえブルーツーリズム研究会と連携して、ツーリズム型観光の醸成・人材育成・情報発信を行っていく	取組中	平成26年度のあまべ渡世大学受講者（体験者）数は7,099人であった。県内外の多くの人に蒲江地域の自然や郷土食を知って頂く機会が出来た。また上入津小学校高学年21名に対し、NPO法人かまえブルーツーリズム研究会会員である「かまえおばちゃんバイキングの会」指導のもと、郷土料理の体験学習を開催した。	蒲江振興局 地域振興課
	柳瀬地区オーナー田事業 平成14年度から、柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、水田（水稻）のオーナー事業に取り組みしている。毎年20家族程度のオーナーを受入し、地域住民との交流が深まっている。	取組完了	平成25年度完了	農林課
	弥生ジュニアスクール(社会教育単独事業) 方眼ニ体験教室の開催。 放課後子どもプランの一環として、小学校5、6年生の弥生ジュニアスクール登録者を対象に、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施。	取組中	ジュニアスクール生62名が本匠の番匠川にて、インストラクターからカヌーのこぎ方や川遊びの楽しさまた危険性などの基本を学び、実際にカヌーに乗って体験し、また、あゆのちゃんが体験で、直に番匠川の美しさを体感でき、自然環境の保護や美しい川を守り引き継いでいくことの大切さを、子ども達に伝えることが出来た。	社会教育課 (弥生振興局)
	蒲江ふるさと探検隊(社会教育単独事業) 蒲江の小学生（4・5・6年生）を対象に、蒲江の生活体験や自然体験とおして、蒲江の自然の素晴らしさや、地域の人々とふれあい自分か住む蒲江を感じ、知ること「ふるさとを思う心」を育む。 ・環境・歴史学習 ・自然体験学習（カヌー等） ・仕事体験 ・キャンプ	取組中	本年度、市内山間部の子どもクラブと交流事業を実施し、海を利用した活動に加え、番匠川での「あゆのちゃん掛け体験」や「カヌー体験」など実施したことにより、広く市内の自然体験を実施することができた。	社会教育課 (蒲江振興局)

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進	②団体等の活動支援：再掲			
	ホタルに関する取り組み（板屋地区ほたる観賞会） ・第21回本匠ほたる祭りの開催 板屋地区ほたる観賞会主催。 ・ほたるの学校開校事業の支援 佐伯市主催の本行事に板屋地区ほたる観賞会が前面バックアップし、ホタルを通じた自然啓発活動を行い、同時に都市間交流の推進を図る。	取組中	第23回本匠ほたる祭りの開催 6月7日（土） ・ほたるの学校開校事業の支援 6月2、8、9、15、16日（15日は雨のため中止）に委員がローテーションを組みホタル観賞の案内をするとともに環境保護の啓発に努めた。 来年も引き続き、ほたる祭り、ほたるの学校事業などほたる関連事業に積極的に取り組み地域のPRとあわせ環境保護の啓発に努める。	本匠振興局 地域振興課
	あまべ渡世大学事業 蒲江の生業である「漁業」の体験や地域資源である海での活動を行っているNPO法人かまえブルーツーリズム研究会と連携して、ツーリズム型観光の醸成・人材育成・情報発信を行っている	取組中	7月に西浦小学校児童に、蒲江の海の体験（カヤック等）を、NPO法人かまえブルーツーリズム研究会会員のインストラクター指導の元開催した。	蒲江振興局 地域振興課
	グリーンツーリズム、ブルーツーリズム推進団体の支援 農家民泊を中心に取り組む「さいぎグリーンツーリズム研究会」や、海の体験メニューを提供している「NPO法人かまえブルーツーリズム研究会」について、自立的な活動を尊重しつつ、必要な側面支援を行う。	取組中	教育旅行の受入れについて、大分県マリンカルチャーセンターと連携した受入れ体制ができないか、営業活動含め検討した。また、米水津グリーンツーと南部振興局と農家民泊で体験活動を実際に行いながら今後のさいぎグリーンツーリズム研究会の方向性について協議した。	観光課
	③地域における環境美化の促進：再掲			
	日本一美しいまちづくり事業 花いっぱい運動や地域美化活動等の日本一美しい地域をめざした取り組みを展開する。 花の咲く上浦地域づくり事業 ゴミのない上浦地域づくり事業	未実施	予算カットにより未実施	上浦振興局 地域振興課
	本匠地域クリーンアップ推進事業 ・河川愛護巡視員の配置 夏休み期間中（7月末～8月末）に、本匠青年団が河川愛護巡視員として、番匠川本匠地域内の遊泳ポイントを巡視し、ゴミ拾いを行いながら、遊泳客にゴミの持ち帰りを啓発する。	未実施	平成23年度まではパワーアップの予算で行っていたが、パワーアップの予算がなくなってしまったため平成24年度からは建設課河川砂防係から予算化してもらうようお願いしたが、予算をおとされたため未実施。平成25年度は、マル公で計画に載せているが、予算化できなかったため未実施。	本匠振興局 地域振興課
	直川花の里景観事業 直川地域一帯において自治委員会や学校、任意団体等が、花木の植栽や清掃活動を行う。	取組中	年間延500人ほどのボランティアの参加により管理。四季の花々が一年をとおして植栽され、観光道路としての美しい景観を保つことができた。	直川振興局 地域振興課
	郷土美化デー みんなの共有財産である道路、海岸、河川などの美しい自然を守り快適な生活環境づくりを目指して、地域ぐるみで美化運動の実践と美化意識の高揚を図り、美しいふるさとづくりの推進をはかる	取組中	荒天（台風接近）のため、実施出来た地区が少なかったが、8/3（日）に17地区で参加者は736名、8/10（日）も荒天のため4地区で参加者は354名、この事業で参加者合計は1,090名、回収したごみは5,750kg、地域住民による大規模な清掃作業により、地元の環境美化への関心を高め、美しいふるさとづくりの推進に結びついた。	蒲江振興局 市民サービス課
	年末清掃作業 年末のお歳暮をお買い物に来るお客様に気持ちよく来佐していただくため、また一年の感謝の意味を込めて、道の駅かまえ周辺及び県道37号線沿線の清掃活動を行う。	未実施	日程調整がつかず、未実施。	蒲江振興局 地域振興課
	クリーンなまちづくり事業 クリーンなまちづくり事業実施団体に対する補助金 （自治委員会による活動に対する補助金交付） ＊空き缶等の回収 ＊生活排水路の清掃 ＊道路、河川等の草刈り ＊ごみ収集所の整備 ＊ミニ広場等の整備	取組中	クリーンなまちづくり事業において26地区が実施し、地域の環境美化活動やごみの集積所の整備等が促進された。 （補助金交付額計：1,564,367円）	清掃課
	さいぎ903クリーンアップ大作戦 ・さいぎ903エコ推進会議 ・さいぎ903クリーンアップ大作戦の実施	取組中	平成27年3月1日（日）に実施し、今回で6回目。約2,100人の参加があり、約3トンのごみを回収。当日は雨天のため中止した地区もあり、参加人数、ごみ回収量ともに例年より減少したが、予想以上に実施した地区が多かった。雨の中早朝から実施した地区や、雨を見越して前日に実施した地区、一度中止の決定をした後に雨が上がったため午後実施した地区もあり、市民の意識の高さが感じられた。	環境対策課
	佐伯市川を守り水辺に親しむ会 河川愛護デーを主催する「佐伯市川を守り水辺に親しむ会」に補助を行う。	取組中	7月6日に河川愛護デーを実施し、市内の環境美化活動の促進により、美しいまちづくりを推進することができた。	建設課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 コミュニティ政策と地域環境 保全対策の一体的推進	③地域における環境美化の促進：再掲			
	佐伯市花のあるまちづくり事業 市内の各団体等に花苗やプランターを支給し、「花のあるまちづくりを通してうるおいのあるまちづくり、地域コミュニティの推進を図る。	取組中	事業実施団体数は、前期分（5月頃植栽）が100団体、後期分（10月頃植栽）が94団体あり、全体で194団体（前年度は150団体）が実施した。申請団体数と申請花苗数の増加により、後期は、支給花苗数の調整を行った。 （申請花苗数58235、支給花苗数50896） さらに、申請団体の増加により、プランター申請数も増加してきている。花苗同様に、プランターの支給数も調整を行った。 また、完了報告書の提出がない団体があるので、引き続き呼びかけが必要。各団体がそれぞれの地域で花の植栽及び管理を行うことで、各地域コミュニティが形成されるとともに、地域における環境美化への意識を高めることができた。	環境対策課
	佐伯市花のコンクール 美しいまちづくりの一環として、「日頃」、「各地域で実践している花づくりの活動のコンクールを開催し、身近な自然環境に対する意識を高め、やすらぎとうるおいを感じるまちづくりを推進する。	取組中	第2回（前期）は、団体8件、個人10件、第3回（後期）は、団体4件、個人3件の応募があり、最優秀賞各部門1点、優秀賞各部門2点、奨励賞数点を選出した。 第3回は、審査会までの2週間、本庁舎1階で応募作品の展示を行った。その後表彰式を行い、賞状と記念品の授与を行った。また、受賞作品の写真と講評を庁舎内に掲示し、市ホームページに掲載した。 花を育てる人々の励みになり、花による美しい空間づくり、まちづくりの推進に寄与することができたと思われる。 第3回は応募者数が半減したため、応募の呼びかけについて検討の必要がある。	環境対策課

基本目標5【取組状況】取組完了：2 取組中：41 未実施：3



蒲江ふるさと探検隊(あゆのちゃん掛け体験)

きれいな佐伯をいつまでも☆



さいき 903 エコレポート（平成 27 年度版 佐伯市環境白書）

発行日 平成 28 年 3 月 発行 佐伯市市民生活部環境対策課

TEL (0972) 22-3111（代表） FAX (0972) 22-3124（代表）

E-mail : kankyo@city.saiki.lg.jp

「佐伯市環境白書」は環境対策課、各振興局地域振興課、佐伯市立図書館及び市の公式ホームページで御覧になれます。

市のホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/>